

# 阿見町議会会議録

令和2年第3回定例会

(令和2年9月8日～9月25日)

阿見町議会

## 令和2年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	19
◎会期日程	20
◎第1号(9月8日)	23
○出席, 欠席議員	23
○出席説明員及び会議書記	23
○議事日程第1号	25
○開 会	27
・ 会議録署名議員の指名	27
・ 会期の決定	27
・ 諸般の報告	28
・ 常任委員会所管事務調査報告	29
・ 議案第64号から議案第67号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	30
・ 議案第68号から議案第72号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	35
・ 議案第73号から議案第79号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	38
・ 議案第80号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	48
・ 議案第81号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	49
・ 議案第82号から議案第83号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	50
・ 議案第84号(上程, 説明, 採決)	51
・ 請願第2号(上程, 委員会付託)	52
・ 請願第3号(上程, 委員会付託)	52
・ 議員提出議案第1号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	53
・ 阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員の指名	54
・ 阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員長, 副委員長 の互選結果報告	55
○散 会	56
◎第2号(9月9日)	57
○出席, 欠席議員	57
○出席説明員及び会議書記	57
○議事日程第2号	59

○一般質問通告事項一覧	60
○開 議	61
・一般質問	61
難波千香子	61
紙井 和美	78
永井 義一	91
○散 会	104
◎第3号(9月10日)	105
○出席, 欠席議員	105
○出席説明員及び会議書記	105
○議事日程第3号	107
○一般質問通告事項一覧	108
○開 議	109
・一般質問	109
海野 隆	109
高野 好央	128
飯野 良治	133
石引 大介	150
○散 会	157
◎第4号(9月11日)	159
○出席, 欠席議員	159
○出席説明員及び会議書記	159
○議事日程第4号	161
○一般質問通告事項一覧	162
○開 議	163
・一般質問	163
落合 剛	163
栗原 宜行	168
柴原 成一	188
川畑 秀慈	195

・休会の件	212
○散会	212
◎第5号（9月25日）	213
○出席，欠席議員	213
○出席説明員及び会議書記	213
○議事日程第5号	215
○開議	217
・議案第64号から議案第67号（委員長報告，討論，採決）	217
・議案第68号から議案第72号（委員長報告，討論，採決）	220
・議案第73号から議案第79号（委員長報告，討論，採決）	228
・議案第80号（委員長報告，討論，採決）	232
・議案第81号（委員長報告，討論，採決）	233
・議案第82号から議案第83号（委員長報告，討論，採決）	234
・請願第2号（委員長報告，討論，採決）	235
・請願第3号（委員長報告，討論，採決）	236
・意見書案第2号（上程，説明，質疑，討論，採決）	237
・意見書案第3号（上程，説明，質疑，討論，採決）	239
・意見書案第4号（上程，説明，質疑，討論，採決）	241
・議員提出議案第2号（上程，説明，質疑，討論，採決）	243
・阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員の指名	245
・阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告	245
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査	246
○閉会	246

## 第 3 回 定例会

阿見町告示第190号

令和2年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月27日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和2年9月8日
- 2 場 所 阿見町議会議場

## 令和2年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	9月8日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	9月9日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（3名）
第3日	9月10日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第4日	9月11日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第5日	9月12日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	9月13日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	9月14日	(月)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第8日	9月15日	(火)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第9日	9月16日	(水)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（総務所管分）
第10日	9月17日	(木)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（民生教育所管分）

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	9月18日	(金)	午前10時	委員会	・決算特別委員会 (産業建設所管分)
第12日	9月19日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	9月20日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	9月21日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	9月22日	(火)	休	会	・議案調査
第16日	9月23日	(水)	休	会	・議案調査
第17日	9月24日	(木)	休	会	・議案調査
第18日	9月25日	(金)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[ 9 月 8 日 ]

## 令和2年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和2年9月8日（第1日）

### ○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君		
副町	長	坪田	匡弘	君		
教	育	長	湯原	正人	君	
監	査	委	員	佐藤	修一	君

町長公室長	小口勝美君
総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	野口重吉君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	戸井厚君
道路課長	浅野修治君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	小林俊英君
会計管理者兼 会計課長	平岡真智子君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

## 令和2年第3回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

令和2年9月8日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議案第64号 阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について
- 議案第65号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第66号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第67号 阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第68号 令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第69号 令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第70号 令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第71号 令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第72号 令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第73号 令和元年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第74号 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第75号 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第76号 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第77号 令和元年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第78号 令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第79号 令和元年度阿見町水道事業会計決算の認定について

- 日程第8 議案第80号 霞クリーンセンター2号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約について
- 日程第9 議案第81号 阿見町小中学校校内通信ネットワーク整備工事請負契約について
- 日程第10 議案第82号 町道路線の廃止について  
議案第83号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第84号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 請願第2号 選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書に関する請願
- 日程第13 請願第3号 所得税法第56条見直しを求める意見書の請願
- 日程第14 議員提出議案第1号 阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の設置について
- 追加日程第1 阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員の指名について
- 追加日程第2 阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告

午前10時10分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和2年第3回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

16番 柴原成一君

17番 久保谷実君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2、会期の決定について議題といたします。

本件については、去る9月1日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和2年第3回定例会につきまして、去る9月1日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から9月25日までの18日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、9月9日は午前10時から本会議で一般質問、3名。

3日目、9月10日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

4 日目、9 月11日は午前10時から本会議で一般質問、4 名。

5 日目から6 日目までは、休会で議案審査。

7 日目、9 月14日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

8 日目、9 月15日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

9 日目、9 月16日は委員会で、午前10時から決算特別委員会、総務所管分。

10 日目、9 月17日は委員会で、午前10時から決算特別委員会、民生教育所管分。

11 日目、9 月17日は委員会で、午前10時から決算特別委員会、産業建設所管分。

10 日目から17 日目までは、休会で議案審査となります。

18 日目、9 月25日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（久保谷充君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から9月25日までの18日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの18日間と決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申入れがありましたので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 本日は、令和2年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります。報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

当町における各比率は、お手元に配付した報告書のとおりとなっております。

なお、各比率は、括弧書きで記載した早期健全化基準及び経営健全化基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（久保谷充君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第64号から議案第84号のほか、選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書に関する請願書、所得税法第56条見直しを求める意見書の請願書、阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の設置について、以上24件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、東海第二原発の再稼働問題に関する要請書の1件です。内容につきましては、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から令和2年7月分に関する例月出納検査について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和2年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月7日付で町長から報告がありました。

以上で諸般の報告は終わります。

---

#### 常任委員会所管事務調査報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員会では、閉会中における事務調査を実施いたしました。

ここで、委員長より調査の結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長平岡博君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君） おはようございます。

それでは、産業建設委員会の報告をいたします。

産業建設常任委員会では、令和2年7月27日に土地区画整理事業の開発について、常陸太田市へ視察研修に行っていました。

視察場所は、常磐自動車道日立南インターチェンジから国道293号線経由で約10分、那珂インターチェンジから国道349号線経由で約20分、JR水郡線常陸太田駅から約2キロメートルと、交通アクセスに恵まれている場所でした。

また、本地域は、常陸太田市第6次総合計画や常陸太田市まち・ひと・しごと総合戦略等において持続可能なまちづくりを進めているため、区画整理を地域と連携する地区と位置づけられており、広域幹線道路がクロスする立地環境と26ヘクタールの大規模用地のポテンシャルを最大限に発揮し、多彩な都市サービス機能と快適な環境が融合する茨城県北の核となる都市交流拠点の創出を目指していました。

この事業は、官民連携のまちづくりを積極的に推進し、工事は着々と進行しておりました。業務代行者は、清水建設株式会社、大和測量株式会社、株式会社カインズ、株式会社フォレストモール、株式会社ヨークベニマルの計5社で構成しており、現在は造成工事を行っていました。

2022年4月に分譲開始、2025年3月に全体工事の完成を目指している中、周辺から事業地内へのアクセス道路向上のため、広域幹線道路設備も進めておりました。水戸市、那珂市、常陸太田市を結ぶ国道349号線バイパスの全体4車線開通など、道路網の拡充により、20分圏内の商圏人口が現在の約10万人から約20万人に拡大し、アクセス環境が著しく向上する予定です。

常陸太田市では、近年、少子化・人口減少対策を最重要課題に掲げ、多くの施策を実施しており、近隣市町村から多くの子育て世代が転入してきています。阿見町の開発を考える上で、今回の視察で学んだことは大変参考となりました。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

- 
- |        |  |
|--------|--|
| 議案第64号 | 阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について     |
| 議案第65号 | 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について                    |
| 議案第66号 | 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について     |
| 議案第67号 | 阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第64号、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について、議案第65号、阿見町附属機関の設置に関

する条例の一部改正について、議案第66号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第67号、阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第64号から議案第67号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第64号の阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為の事業の許可の基準について、今後、首都圏での都市開発事業で発生する建設残土等が悪質業者等によって搬入されるおそれがあることから、その対策として茨城県内で発生した土砂等に制限するため、所要の改正を行うものであります。

議案第65号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、要介護及び要支援認定の要因となった傷病及び要介護度等に関するデータの収集、評価、分析による介護データベースの構築及び適正な運用並びに介護予防施設の検討を行う阿見町介護データベース運用検討委員会を設置するために改正するものであります。

議案第66号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、議案第65号で申し上げました阿見町介護データベース運用検討委員会を設置することに伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

議案第67号の阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、指定居宅介護支援事業所における管理者要件について、その適用を猶予する経過措置期間を延長する等の改正省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案4件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いい

たします。

質疑を許します。

18番吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 私は議案第64号についてお伺いいたします。

阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例、これはかつて議員提案で出して定められた条例でございます。この条例の中で、これ、許可基準が茨城県内で発生したものであるか、土砂であるかということによろしいでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今回の改正によりまして、許可基準の中にですね、茨城県内で発生したものを搬入できると、そういうものに変更したいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 今までのこの条例のですね、許可という件数が何件かあったと思うんですが、その中で県外から土砂を搬入してきたという事例はどのぐらいあったのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 朝日部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

ちょっと資料が手元にないものですから、現時点では分かりません。すみません。

○議長（久保谷充君） 吉田憲市議員。

○18番（吉田憲市君） これは非常に厳しい管理でですね、私もこれ大賛成なんです。

要するに、茨城県の中であれば把握もできるし、どこの土砂が来たというのね、分かるので。もちろん土砂のですね、残土証明とか、いろいろそういうものの中で、発生した場所とかですね、そういうのは分かると思うんですけども、申請書の中にくっつけますのでね。

これはこれで私は大賛成なんですけども、もう1つですね。これに漏れるもの、要するに無許可でね、堆積しちゃったって、そういうのがあるんですね。またはその権限以上に超越して、そして堆積したと。

最近のことで言いますと、飯倉地区のアルプス山脈、あれなんかもそうですよね。あれは土砂が崩れたから、町道を埋めちゃったから、大急ぎでですね、見に行ったというような関係なんです。あの辺になりますとね、1つの町で解決というのはほとんど無理だと思います。県のほうの協力を得てですね、得なきゃならない。これの無許可またはですね、許可のですね、許可越えをして、そして拡充解釈の中で持ってきたというようなものに対してはですね、町のほうとしては今後ですね、どのように対処していくおつもりなのでしょうか。お聞きをいたし

ます。

○議長（久保谷充君） 朝日部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

当然ですね、そういったことは町として困りますので、まず早期発見、いろいろな方から情報提供を受けて早期発見して、それとともに、そういう搬入の現場でですね、業者に指導を行っていくと。場合によっては県との連携を取りながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 部長の今おっしゃることは今までにもやってるんですよね。やってないんじゃないんです。今までもやってる。そのほかにね、どういう対策を取るんですかというのを聞いてんですよ。

それですね、許可を無許可ならばね、これ即、改善命令も何もないですよ、即中止、逮捕なんです、何らかの許可を得ていると。例えば農業委員会の許可を得ているんだとか開発の許可を得ていると。その中で計画図と大いにですね、オーバーして埋めてるとか、そういうものに対してどのような指導をしていくのでしょうかということをお聞きしたんです。

お願いします。

○議長（久保谷充君） 朝日部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

無許可のものは、おっしゃるとおり、その場で中止命令、命令ということで中止させることができますけれども、許可をもらっているものについての搬入量につきましては、今年、町、これからですね、ドローンによる堆積調査を行いたいと思います。そこでちゃんとした数字を出してですね、それで停止を求めるということはできるかと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 相手が相手なんでね、想定することを全てやったとしても、一枚も二枚も相手さんのほうが上でしょうから、なかなかそれを是正命令出したとしても言うことを聞かないと思います。

この間の事象みたいにですね、もうアルプス山脈が崩れてね、町道を埋め尽くしちゃったよと。たまたま人、車がいなかったからよかったですけども、そういうようなですね、ことができますね、あそこに限らずほかにもあるんじゃないかと思うので、極力ですね、そういうところを行政指導していただきたいと、見つけてね。先ほど言いましたよね、早期発見と言いましたけども、そういうことに対してそういうふうに指導してもらおう。

それとあと、許可申請者が申請を出したときにはね、これは許可申請者が果たして本当にやるのかどうか。それもですね、許可の段階できちんと調査をしてですね、確かめてというふう  
に要望しておきます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

13番川畑秀慈議員。

○13番（川畑秀慈君） 私は、議案第65号、これちょっとお尋ねしたいと思います。

条例の新旧対照表のほうで、阿見町介護データベース運用検討委員会というのがつくられて、  
そこで介護データベースの構築事業、これが行われると。具体的にどのようなデータベースを  
するのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

介護データベースの内容につきましては、要介護、要支援認定につきましての申請につきま  
したデータにおいて、性別、病名、その発症時期、介護度、サービス受給内容等についてをデ  
ータとする予定でございます。今現在も、要介護認定審査会においてこういうデータを蓄積し  
ておきまして、その活用についてを検討する予定でございます。

以上であります。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈議員。

○13番（川畑秀慈君） ということは、今まで取ってきたデータを再度整理をしていくとい  
うことでよろしいですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 現在までの蓄積されたデータ及び今後も蓄積するデータを用  
いて、それを活用して要介護予防につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第67号については、会議規則第39条第1  
項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託すること  
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会及び民生教育常任委員会では、付託案件の審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第68号	令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第69号	令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第70号	令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第71号	令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第72号	令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、議案第68号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号）、議案第69号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第70号、令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第71号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第72号、令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第68号から議案第72号までの令和2年度一般会計ほか4件の補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第68号、一般会計補正予算は、既定の予算額に1億5,827万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ224億1,494万8,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第12款地方交付税では、交付額の確定により、普通交付税を増額。

第16款国庫支出金では、総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額。民生費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を新規計上。

第17款県支出金では、商工費県補助金で、地域企業活力向上応援事業費補助金を新規計上。

第20款繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額。

第23款町債では、起債限度額の確定により臨時財政対策債を増額するものであります。

次に、3ページからの歳出について主なものを申し上げます。

第2款総務費では、電子計算費で、テレワーク環境整備のため備品購入費を新規計上。

第3款民生費では、保育所費で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を新規計上。

第6款商工費では、商工業振興費で、プレミアム付商品券発行経費を増額計上。

第7款土木費では、都市計画総務費で、地域公共交通維持確保支援金を新規計上。

第9款教育費では、事務局費で、修学旅行キャンセル料等補助金を新規計上。小学校費及び中学校費の学校管理費で、新型コロナウイルス感染症対策として各小中学校の消耗品費を増額計上するものであります。

5ページ、第2表、地方債補正については、臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

議案第69号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に271万1,000円を追加、歳入歳出それぞれ48億9,993万4,000円とするものであります。

その内容は、一般管理費で時間外勤務手当を増額、その財源として一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第70号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に377万2,000円を追加、歳入歳出それぞれ33億5,766万3,000円とするものであります。

その内容は、一般管理費で時間外勤務手当を増額、その財源として一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第71号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に29万6,000円を追加、歳入歳出それぞれ10億3,000円とするものであります。

その内容は、一般管理費で時間外勤務手当を増額、その財源として一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第72号、阿見町下水道事業会計補正予算について申し上げます。本案は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について1,637万1,000円を増額するものであります。

その主な内容としましては、地方公営企業法適用に伴う業務量が増加したため、時間外勤務手当を増額、下水道接続工事費補助制度の申請件数の増加による補助金の増額、茨城県霞ヶ浦湖北流域下水道の全体計画見直しに係る町の全体計画を変更するもので、計画策定に伴う委託料の増額を行い、その財源として県補助金及び他会計補助金を増額するものであります。

次に、下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収支について13万2,000円を増額するものであります。

その内容としましては、建設改良事業に係る時間外勤務手当を増額するもので、その財源として他会計補助金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案5件については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 議案第68号の一般会計の補正予算、これの5ページですね、地方債の補正。3億8,430万から5億420万に、約1億2,000万増額になっています。その理由と、この利率は5%以内となっていますが、利率は今どのぐらいなのでしょう。

○議長（久保谷充君） 総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君） お答えをいたします。

臨時財政対策債でございますけれども、平成13年度になります。中央財政対策債対策ということで、普通交付税の財源不足に対応するもので、国と地方が折半するというふうになっておりまして、地方交付税を算定する際にですね、その財源の不足額というのが算定されまして、それに基づきまして今回増額補正をさせていただいているということでございます。

利率でございますけれども、すいません、財政課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（久保谷充君） 財政課長黒岩孝君。

○財政課長（黒岩孝君） はい、お答えをいたします。

令和元年度ですね、対策債の時の利率で申し上げますと0.006でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありませんか。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 一般会計のところですね、11ページなんですけども、この中で電子計算費ですか、行政情報ネットワーク運営事業、これはコロナ地方創生臨時交付金で1,654万1,000円という形になっているんですけども、この前の全協の中での説明の中で、庁舎の職員でノートパソコン等を整備するという形で書かれてるんですけども、これは職員全員が1台持つということよろしいんですか。

○議長（久保谷充君） 総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、これはテレワーク用のパソコンということで購入する経費でございます。テレワークでございますが、令和2年の4月22日から5月29日まで実施しております。

その実績に基づきまして、1日平均約78人がテレワークに携わったということでございます。その台数分を用意して、80台購入するというような経費でございます。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） ということは、今、議員のほうでこのノートパソコンいろいろ苦慮しながら使っているわけなんですけども、執行部のほうで、この議会のやり取りの中で同じものを持ってやり取りするという形にはなるわけですか。

○議長（久保谷充君） 佐藤部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） 主にテレワークで使用させていただきますが、今後ですね、やはり議会のペーパーレス化ということで議員の皆様タブレットをお持ちでございます。執行部の側ではちょっとないような状況でございますので、それにも活用させていただきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号から議案第72号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

日程第7	議案第73号	令和元年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第74号	令和元年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第75号	令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第76号	令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第77号	令和元年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第78号	令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

ついて

議案第79号 令和元年度阿見町水道事業会計決算の認定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第7、議案第73号、令和元年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第74号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号、令和元年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号、令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号、令和元年度阿見町下水道事業会計決算の認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第73号から議案第78号までの令和元年度一般会計歳入歳出の決算及び令和元年度国民健康保険特別会計ほか4件の特別会計歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により、監査委員の意見を付してここに提案をいたします。

議案第79号、令和元年度水道事業会計の決算については、地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定により、監査委員の意見を付してここに提案いたします。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては各担当部長が御説明いたしますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。

監査委員佐藤修一君、登壇願います。

〔監査委員佐藤修一君登壇〕

○監査委員（佐藤修一君） 監査報告申し上げます。

令和元年度阿見町一般会計、特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、7月29日及び8月4日から8月18日までの延べ5日間、審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執

行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ関係者の説明を聴取して行いました。

令和元年度各会計の歳入歳出決算について、会計帳簿及び証拠書類と照合し審査を行った結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果につきましては、紙井監査委員とともに、決算審査意見書を町長に提出しておりますので申し添えます。

阿見町監査委員佐藤修一、同じく紙井和美。

○議長（久保谷充君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第73号について説明を求めます。

総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君） それでは、議案第73号、令和元年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明をいたします。

別冊の令和元年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書を御用意いただきたいと思えます。説明の内容は1ページから3ページまでに記載のとおりとなりますが、4ページ以降の資料に沿って進めてまいります。

まず、4ページをお開きください。

令和元年度一般会計の決算額は、歳入総額162億8,946万8,000円、歳出総額156億136万4,000円となり、前年度と比較しまして、歳入は1億91万5,000円の減、歳出は2億1,486万9,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は6億8,810万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源2億4,004万4,000円を差し引きました実質収支額は4億4,806万円となりまして、前年度と比較し、3億6,023万1,000円の減となりました。

次に、歳入歳出決算増減の概要につきまして、その主なものについて御説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

初めに歳入であります。

第1款町税では、家屋の新築、新增築等に伴います固定資産税1億5,100万8,000円の増などによりまして、決算額は79億3,970万3,000円で、前年度と比較しまして1億3,409万6,000円の増額となりました。

次に、第10款地方特例交付金では、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金7,026万6,000円の皆増によりまして、決算額1億2,527万6,000円で、前年度と比較し8,214万6,000円の増額となりました。

8 ページに移ります。

第13款、分担金及び負担金では、幼児教育・保育の無償化に伴う保育所利用者負担金5,378万6,000円の減などによりまして、決算額は1億9,716万4,000円で、前年度と比較して5,521万4,000円の減額となりました。

第15款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金6,366万3,000円の増などによりまして、決算額は18億64万5,000円で、前年度と比較して9,868万8,000円の増額となりました。

第16款県支出金では、国民体育大会競技運営費補助金4,571万5,000円の増などによりまして、決算額は13億9,962万6,000円で、前年度と比較して1億5,598万2,000円の増額となりました。

9 ページに移ります。

第19款繰入金では、財政調整基金繰入金1億3,788万円の増などによりまして、決算額は4億1,970万8,000円で、前年度と比較し4,244万3,000円の増額となりました。

第22款町債では、学校施設整備事業債2億4,090万円の減などにより、決算額は8億8,370万円で、前年度と比較し4億4,730万円の減額となりました。

次に、歳出であります。同じく9ページになります。

第2款総務費では、道の駅施設整備事業9,878万9,000円の減などによりまして、決算額は16億2,255万7,000円で、前年度と比較し2,205万8,000円の減額となりました。

10ページに移ります。

第3款民生費では、民間保育所管理運営事業6,433万3,000円の増、認定こども園管理運営事業7,886万2,000円の増などによりまして、決算額は56億9,841万5,000円で、前年度と比較して4億1,443万6,000円の増額となりました。

第4款衛生費では、霞クリーンセンター維持管理費5,478万9,000円の増などによりまして、決算額は11億364万円で、前年度と比較して2,423万1,000円の増額となりました。

第5款農林水産業費では、強い農業担い手づくり創業支援事業879万9,000円の皆増などによりまして、決算額は2億9,119万7,000円で、前年度と比較して2,419万6,000円の増額となりました。

第6款商工費では、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業1億1,185万3,000円の増などによりまして、決算額は3億8,360万2,000円で、前年度と比較しまして1億1,448万円の増額となりました。

11ページに移ります。

第7款土木費では、道路新設改良事業1億4,004万5,000円の増などにより、決算額は17億2,118万9,000円で、前年度と比較し1億3,250万4,000円の増額となりました。

第9款教育費では、中学校施設整備事業4億5,589万8,000円の減、国民体育大会施設整備事

業1億8,147万8,000円の減などにより、決算額は24億1,180万5,000円で、前年度と比較して5億4,036万8,000円の減額となりました。

第12款諸支出金では、公共公益施設整備基金費7,930万円の増などによりまして、決算額は1億9,027万9,000円で、前年度と比較して6,040万円の増額となりました。

次に、歳出決算の性質別の状況について、主な内容を御説明いたします。

12ページになります。

初めに総括でございますが、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が68億6,785万円で、前年度と比較して2億6,962万3,000円の増となり、歳出総額の44.0%を占めております。

次に、内訳明細であります。

13ページになります。

まず、人件費は、職員給の増などによりまして、決算額は23億9,504万3,000円で、前年度と比較して7,971万4,000円の増額となりました。

次に、14ページに移ります。

物件費は、委託料1億6,415万3,000円の増、その他で、国民体育大会施設の会場撤去費用の皆増などによりまして1億5,004万7,000円の増となるなど、決算額は31億8,390万2,000円で、前年度と比較して3億3,070万9,000円の増額となりました。

普通建設事業は、中学校施設整備事業の減などによりまして、決算額は14億8,929万円で、前年度と比較しまして7億7,191万5,000円の減額となりました。

次に、16ページに移ります。

扶助費は、地域型保育事業の増などによりまして、決算額は31億336万円で、前年度と比較しまして1億9,146万3,000円の増となりました。

補助費は、企業立地奨励金の増などによりまして、決算額は17億4,177万5,000円で、前年度と比較しまして2億7,829万5,000円の増額となりました。

積立金は、公共公益施設整備基金積立金の増などによりまして、決算額は1億9,027万9,000円で、前年度と比較しまして6,040万円の増額となりました。

繰出金は後期高齢者医療特別会計繰出金の増などによりまして、決算額は19億3,963万3,000円で、前年度と比較しまして5,757万2,000円の増額となりました。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明をいたしました。詳細につきましては、阿見町歳入歳出決算書の8ページから395ページまでを御参照ください。

以上になります。

○議長（久保谷充君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午前11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第74号について説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 議案第74号、令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の45ページから49ページを御覧ください。

令和元年度国民健康特別会計の決算額は、歳入総額49億3,997万8,000円、歳出総額45億2,551万2,000円となり、前年度と比較し、歳入については1億4,816万9,000円の減、歳出については2億4,672万3,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差引額は4億1,446万6,000円となり、前年度と比較し9,855万4,000円の増となりました。

歳入の主なものについては、国民健康保険税が決算額10億1,359万8,000円で、4,165万円の減、国庫支出金が決算額36万5,000円で、35万7,000円の増、県支出金が決算額31億9,979万1,000円で、317万8,000円の減となりました。

歳出の主なものについては、保険給付費が決算額30億9,614万4,000円で、623万1,000円の減。国民健康保険事業納付金が決算額12億8,904万1,000円で、1億9,441万4,000円の減。保健事業費が4,400万5,000円で、93万8,000円の減、諸支出金が決算額265万5,000円で、4,675万1,000円の減となりました。

以上、国民健康保険特別会計の決算についての概要について説明いたしましたが、詳細につきましては決算書396ページから431ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第75号について説明を求めます。

産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） 議案第75号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計決算の概要について御説明します。

主要成果及び予算執行実績報告書の51ページから53ページを御覧ください。

令和元年度の決算につきましては、令和2年4月からの公営企業法適用に伴い、出納整理期間のない打切り決算になっていることから一部減少しており、決算書の金額による昨年度の比較が難しくなっております。昨年度と比較する金額については、全員協議会で説明させていた

いただきました令和元年度打切り決算に伴う補助資料を御参照ください。

令和元年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額16億206万8,000円、歳出総額15億7,296万2,000円となり、前年度と比較して、歳入については1億3,433万5,000円の減、歳出につきましては1億3,732万9,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は2,910万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として2,621万5,000円を充てると実質収支額は289万1,000円となり、前年度と比較し1,012万4,000円の減となりました。

なお、歳入歳出差引き額につきましては、公共下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により、下水道事業会計に引き継いでおります。

歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額1,534万9,000円で、1,498万7,000円の減、使用料及び手数料が決算額7億1,560万5,000円で、3,204万4,000円の減、国庫支出金が決算額2億537万5,000円で、888万7,000円の減、県支出金が決算額3,634万8,000円で、3,070万8,000円の減、繰入金が決算額4億1,777万2,000円で、5,225万1,000円の減、町債が決算額1億5,630万円で、320万円の増となりました。

歳出の主なものについては、下水道が決算額9億2,513万3,000円で、1億392万4,000円の減、公債費が決算額6億4,782万9,000円で、3,340万5,000円の減となりました。

以上で令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計決算の概要についての説明が終わりますが、詳細につきましては決算書の432ページから456ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第76号について説明を求めます。

産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） 議案第76号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の55ページから57ページを御覧ください。

令和元年度の決算につきましては、令和2年4月から公営企業法適用に伴い、出納整理期間のない打切り決算になっていることから一部減少しており、決算書の金額による昨年度の比較が難しくなっております。昨年度と比較する金額については、全員協議会で説明させさせていただきます。令和元年度打切り決算書に伴う補助資料を御参照ください。

令和元年度農業集落排水事業特別会計の決算書は、歳入総額1億3,402万円、歳出総額1億2,024万2,000円となり、前年度と比較し、歳入については290万8,000円の増、歳出については939万円の減となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は1,377万8,000円となり、前年度と比較し1,229万8,000円の増

となりました。

なお、歳入歳出差引き金額につきましては、農業集落排水事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により、下水道事業会計に引き継がれております。

歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額46万6,000円で、18万9,000円の減、使用料及び手数料が決算額2,387万1,000円で、128万4,000円の減、国庫支出金が決算額200万の皆減、県支出金が決算額221万8,000円の皆減、繰入金が決算額1億655万9,000円で、864万5,000円の増、諸収入が決算額54万4,000円で、18万2,000円の減、町債が決算額110万円で、増減なしとなりました。

歳出の主なものについては、管理費が決算額4,435万2,000円で、950万1,000円の減、交際費が決算額7,589万円で、11万1,000円の増となりました。

以上で、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計決算の概要についての説明を終わりますが、詳細につきましては決算書の458ページから481ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第77号について説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 議案第77号、令和元年度介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の59ページから63ページを御覧ください。

令和元年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額33億3,639万5,000円、歳出総額32億3,083万6,000円となり、前年度と比較し、歳入については7,785万円の増、歳出については6,986万5,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は1億555万9,000円となり、前年度と比較し798万5,000円の増となりました。

歳入の主なものについては、介護保険料が、65歳以上の第1号被保険者数の増加などに伴い決算額8億5,048万7,000円で、157万円の増、国庫支出金が決算額6億3,696万3,000円で、2,498万5,000円の増、県支出金が決算額4億6,444万6,000円で、1,923万3,000円の増となりました。

歳出の主なものについては、保険給付費が、居宅介護サービス給付費等の全体的な伸びにより決算額29億6,149万円で、9,126万1,000円の増、地域支援事業費が、介護予防生活支援サービス事業費や包括的支援事業費などで決算額1億1,003万1,000円で、435万5,000円の増、基金積立金が決算額8,000万円で、2,000万円の減、諸支出金が決算額1,473万7,000円で、312万9,000円の減となりました。

以上、令和元年度介護保険特別会計決算の概要について説明いたしました。詳細につきましては決算書の482ページから535ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第78号について説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 議案第78号、令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の65ページから67ページを御覧ください。

令和元年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額9億3,986万3,000円、歳出総額9億3,956万7,000円となり、前年度と比較し、歳入については4,935万8,000円の増、歳出については5,017万7,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は29万6,000円となり、前年度と比較し81万9,000円の減となりました。

歳入の主なものについては、保険料が決算額3億9,207万2,000円で、2,248万6,000円の増、繰入金が決算額5億3,797万4,000円で、2,742万9,000円の増となりました。

歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が決算額9億598万5,000円で、5,065万円の増となりました。

以上、令和元年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について説明いたしました。詳細につきましては決算書の536ページから553ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君） 次に、議案第79号について説明を求めます。

産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） 議案第79号、令和元年度阿見町水道事業会計決算について御説明いたします。

阿見町歳入歳出決算書の569ページを御覧ください。

給水件数は、前年度の1万7,581件から123件増の1万7,704件、給水人口は、前年度の4万947人から406人増の4万1,407人となりました。

年間の総配水量は440万7,699立方メートルで、前年度より8万3,287立方メートル増加しました。また、水道普及率は前年度より0.9ポイント増の86.9%になりました。

収益的収支については、水道事業収益12億1,666万8,153円に対し、水道事業費用10億1,461万6,732円となり、税抜きで1億6,085万714円の純利益となりますが、そのうち1億746万2,263円につきましては長期前受金戻入分となりますので、戻入分を除いた5,338万8,451円が

積立可能額となります。

事業収益の主なものは給水収益の10億2,177万5,975円で、全体の84%を占めております。また、事業費用の主なものは受水費の3億2,527万3,680円で、全体の32%を占めております。

次に、資本的収支についてであります。資本的収入2億1,096万9,160円に対して資本的支出は6億5,676万6,142円であり、資本的支出の主なものは、施工管理及び実施設計委託料7,284万8,718円、工事請負費5億1,478万1,240円、企業債償還金5,694万3,392円であります。

以上の概要について御説明いたしました。詳細につきましては決算書の560ページから585ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君） これより質疑を行います。

なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号から議案第79号については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員は、全員協議会室において、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は、決算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。よろしく申し上げます。

午前11時33分休憩

---

午前11時39分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（久保谷充君） 決算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を行います。  
事務局長に報告させます。

○議会事務局長（小倉貴一君） それでは，御報告いたします。  
決算特別委員会の委員長に海野隆議員，同じく副委員長に永井義一議員です。  
以上でございます。

○議長（久保谷充君） 決算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を終わります。  
決算特別委員会では付託案件を審査の上，来る9月25日の本会議において，審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第80号 霞クリーンセンター2号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に，日程第8，議案第80号，霞クリーンセンター2号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第80号の霞クリーンセンター2号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本案は，霞クリーンセンター2号炉のろ過式集塵器更新工事を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から令和3年3月19日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第81号 阿見町小中学校校内通信ネットワーク整備工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第9、議案第81号、阿見町小中学校校内通信ネットワーク整備工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第81号の阿見町小中学校校内通信ネットワーク整備工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本案は、阿見町小中学校10校の校内通信ネットワーク整備工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和3年3月26日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第82号 町道路線の廃止について

議案第83号 町道路線の認定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第10、議案第82号、町道路線の廃止について、議案第83号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第82号の町道路線の廃止について及び議案第83号の町道路線の認定について提案理由を申し上げます。

議案第82号は町道路線の廃止であります。開発行為に伴い機能を失い不用となった道路について町道の廃止をするものであります。

議案第83号は町道路線の認定であります。こちらは開発行為により新設された道路について町道の認定をするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第82号から議案第83号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第84号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第11、議案第84号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第84号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年9月30日に任期満了となる教育委員会委員の中島雅己氏を再任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

当氏は、人格・識見ともに優れ、また地域住民からの信頼も厚く、保護者でもあることから、委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号については、原案どおり同意することに決しました。

---

請願第2号 選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書に関する請願

○議長（久保谷充君） 日程第12、請願第2号、選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書に関する請願についてを議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することにいたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

請願第3号 所得税法第56条見直しを求める意見書の請願

○議長（久保谷充君） 次に、日程第13、請願第3号、所得税法第56条見直しを求める意見書の請願についてを議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議員提出議案第1号 阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の設置について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第14、議員提出議案第1号、阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

7番栗原宜行君、登壇願います。

〔7番栗原宜行君登壇〕

○7番（栗原宜行君） それでは、議員提出議案第1号、阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の設置について提案理由を申し上げます。

阿見町は、児童生徒数が全体では減少傾向にある一方、急増する地域もあり、学校規模の変化が教育に様々な影響を及ぼしています。阿見町では、この状況を踏まえ、平成25年に阿見町立学校再編検討委員会を組織し、平成27年3月に、実穀小学校、吉原小学校、君原小学校、阿見第二小学校を隣接校に統合し、本郷小学校の一部を新設校に分離した5校に再編する阿見町立学校再編計画を策定しました。

平成30年3月、実穀小学校、吉原小学校は、再編実施方針に基づき、隣接校である本郷小学校及び阿見小学校に統合しました。また、君原小学校では、再編計画に小規模特認校制度を取り入れ、本年4月より6年間導入することになりました。阿見第二小学校では、統合を令和5年4月とし、新たに平成30年4月より統合までの間、指定校変更制度を導入することとしました。現在、阿見第二小学校区から指定校変更制度を利用して阿見小学校に34名の児童が通学しています。

しかし、令和元年12月、阿見第二小学校地区より、統合の計画を見直して阿見第二小学校を存続させることを求める要望書が提出され、本年8月19日に阿見第二小学校検討委員会が新たに開催されました。

阿見第二小学校は、再編実施方針に基づき統合に向けスタートをしているものの、議会としても、阿見第二小学校の統合に関し、事実関係を再度整理し、調査・検証するため、阿見町議会委員会条例第4条に基づき、阿見町立阿見第二小学校の統合について調査検討特別委員会の設置を提案します。

提案者、阿見町議会議員、栗原宜行。

賛成者、阿見町議会議員、飯野良治、同じく紙井和美、同じく永井義一、同じく高野好央、同じく落合剛、以上。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

この際、ただいま設置されました阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員の指名及び委員長、副委員長の互選結果報告について、会議規則第22条の規定により、それぞれ追加日程第1並びに追加日程第2として日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員の指名及び委員長、副委員長の互選結果報告についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員の指名について

○議長（久保谷充君） 次に、追加日程第1、阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員の指名について議題といたします。

本案につきましては、委員会条例第5条第2項の規定により指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（小倉貴一君） それでは、読み上げさせていただきます。

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員に、久保谷充議員、落合剛議員、栗田敏昌議員、石引大介議員、高野好央議員、樋口達哉議員、栗原宜行議員、飯野良治議員、野口雅弘議員、永井義一議員、海野隆議員、平岡博議員、川畑秀慈議員、難波千香子議員、紙井和美議員、柴原成一議員、久保谷実議員、吉田憲市議員、以上、全議員でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員は、全員協議会室において、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は、阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。全協室でお願いします。

午後 0時00分休憩

---

午後 0時05分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開会します。

---

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（久保谷充君） 次に、追加日程第2、阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（小倉貴一君） それでは御報告いたします。

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員長に栗原宜行議員、同じく副委員長に飯野良治議員です。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 以上で、阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 0時07分散会

第 2 号

[ 9 月 9 日 ]

## 令和2年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和2年9月9日（第2日）

### ○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君			
副	町	長	坪田	匡弘	君		
教	育	長	湯原	正人	君		
町	長	公	室	長	小口	勝美	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
秘書広聴課長兼 広報戦略室長	山崎洋明君
町民課長兼 うずら出張所長	入江明君
社会福祉課長	遠藤朋子君
子ども家庭課長	小澤勝君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	竹之内英一君
学校教育課長	小林俊英君
生涯学習課長兼 中央公民館長	煙川栄君
指導室長兼 教育相談センター所長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和2年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和2年9月9日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

令和2年第3回定例会

一般質問1日目（令和2年9月9日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コロナ禍における地域経済の活性化・プレミアム付商品券等について</li> <li>2. 食品ロス削減を地域運動に・子ども食堂の構築と支援について</li> <li>3. 映像産業を軸とした平和，観光・産業振興と阿見町初の地域PRムービーの作成について</li> </ol>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町長・教育長</p>
2. 紙井 和美	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型コロナと共生するための新しい生活様式について</li> <li>2. コロナ後の新しい町を構築する「地域未来構想20オープンラボ」について</li> </ol>	<p>町 長</p> <p>町長・教育長</p>
3. 永井 義一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型コロナウイルスでのPCR検査実施について</li> <li>2. コロナ禍の今こそ少人数学級の実現を</li> </ol>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p>

午前10時00分開議

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承をお願いします。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（久保谷充君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を30分といたしますので、御協力のほどをお願いいたします。

議員各位に申し上げます。会議規則第61条第1項に規定されているとおり、一般質問は、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をたずねる場でもございません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを重視していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔14番難波千香子君登壇〕

○14番（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、まずコロナ禍における地域経済の活性化、プレミアム付商品券等について質問させていただきます。

まず1点目。今回、大きな打撃を受けた、町内業者への緊急支援策といたしまして、また個人消費を喚起するため、国の第1次補正予算、地方創生臨時交付金で事務費7,538万8,000円を計上し、販売総額2億円、プレミアム率30%の特典をつけた商品券の販売を、スピード感を持って取り組んでいただきましたが、取組の現状についてお伺いいたします。

2点目。新型コロナウイルス感染の対応、そして申込み購入方法について、その効果と課題についてお伺いいたします。

3点目。評価が高く申込みが殺到し、申込みすらできなかった、購入できなかった方が多数おられますが、今後購入できなかった方にも行き渡るように、プレミアム率30%の商品券の追加販売はできないでしょうか。今後の予定についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

4点目。商品券取扱箇所について、今回は208か所と伺っておりますが、今後要望が多かった買物等にも利用されるデマンドタクシー「あみまるくん」の回数券に使えるようにできないか、お伺いいたします。

5点目。現在阿見町で取り組んでいるデジタルコンテンツを活用した商業活性化、あるいは町内誘客策はございますか、お伺いいたします。

6点目、この春から取り組んでいる「#阿見エールめし」は、テークアウトやデリバリーに対応した飲食店として大変好評ですが、今後さらなる町内飲食店舗等を支援していく取組はございますか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

難波議員の、コロナ禍における地域経済の活性化・プレミアム付商品券等についての質問にお答えいたします。

1点目の販売総額2億円、プレミアム率30%の商品券の販売の取組についてであります。

プレミアム付商品券の取組状況としましては、町商工会と委託契約を締結し、内容については、プレミアム商品券発行委員会決定のもと発行しております。

今年度は、8月1日に販売を開始すべく、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、3密を避けるために事前予約制の販売とし、その方法は、7月3日・17日の回覧で2度お知らせしております。事前予約の申込みは、往復はがきが7月20日から、インターネットが7月27日から開始し、好評により早期に予約予定数に達しました。商品券の販売は、8月1日に開始して8月28日に完売となっております。

2点目の効果と課題について、新型コロナウイルス対応、申込み購入方法についてであります。

効果については、プレミアム商品券は完売しており、一定の消費喚起の効果はあったと推測されます。また、課題については、委託先であります町商工会にて協議されたと聞いておりま

す。

3点目の商品券の追加販売についてであります。

商品券の追加販売と今後の予定については、全員協議会でも御説明したとおり、町商工会からの追加要望を受け、販売総額1億円・プレミアム率が30%の事業を町商工会へ委託する予定となっております。

4点目の商品券取扱箇所の拡大、デマンドタクシー「あみまるくん」への利用についてであります。

デマンドタクシー「あみまるくん」の回数券については、町商工会プレミアム商品券発行委員会の発行事業要綱により、換金性の高いものとして使用制限があるため、商品券利用対象とはなりません。

5点目のデジタルコンテンツを活用した商業活性化策・町内誘客策についてであります。

あみ観光協会では、町内への誘客を目的に、あみプレミアム・アウトレット、予科練平和記念館等の誘客施設や町内飲食店舗等を周遊する「あみっぺスマホスタンプラリー」を4月より実施しております。

このイベントは、町内の特設スポットを期間中に巡って、阿見町公式マスコットキャラクター「あみっぺ」のスタンプを集めて応募すると、年3回の抽選で阿見町特産品等がもらえる企画となり、昨年度は542名がスタンプラリーに参加しております。町内の商業活性化と町内周遊を促進させるためにも、観光協会のホームページや地方紙等を活用して、さらなる周知を図ってまいります。

6点目の、さらなる町内飲食店舗等を支援していく取組についてであります。

今年の4月より実施している「#阿見エールめし」の参加事業者を含めた町内飲食店舗等のさらなる利用促進策として、SNSを活用したグルメフォトコンテストをあみ観光協会の新規事業として、9月から実施しております。

本事業は、町内の飲食店を訪れた方が料理をメインに撮影してフォトコンテストに応募する企画となります。応募する内容はSNSアプリを通して公募し、参加者は自ら撮影したグルメ写真に事業タイトル「#あみぐるめフォトコン2020」と飲食店名を記載して投稿すると応募完了となり、併せて町内飲食店の魅力発信にもつながる取組となります。

また、お客様に安心・信頼して店舗を利用してもらうため「#阿見エールめし」の参加店舗等を対象として、感染予防対策を推奨する「いばらきアマビエちゃん」の普及キャラバン活動を茨城県と共に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

まず質問に入らせていただきます。

今回のプレミアム商品券につきましてですけれども、コロナ禍中であり大変皆さん楽しみにされた方も多かったし、また初めて応募された方も多かったのではないのでしょうか。今後は周知と、また申込みの最優先の公平性を考えた再実施が必要と考えます。

龍ヶ崎では切手を貼って投函するか、あるいは公共施設内6か所の回収ボックスに投函、切手代もかからないので、この方法の回収も多いと伺ってききましたが、申込みの多数な場合は抽せんを持っていけるような準備期間も必要であります。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

次に、質問なんですけれども、このようなクリアファイルなんですけれども、町内でスタンプ1つをゲットいたしまして、あみプレミアム・アウトレットでこのようなものを頂いてきました。そのような取扱い、「あみっぺスマホスタンプラリー」取扱いの店舗数、また町内外の参加割合はどのようになっていますでしょうか、教えてください。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、おはようございます。

それでは難波議員の御質問にお答えいたします。

「あみっぺスマホスタンプラリー」の設置箇所につきましては、飲食店、直売場、公共施設等で55か所あります。飲食店としては32店舗、直売所等が5店舗ありますので、店舗としては37店舗となります。

参加者の町外の率ですけれども、昨年度、平成元年度542人の方が参加しておりますので、うち168名が町外の方となります。割合につきましては31%となります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。今回はね、コロナ禍ということで集計もままならないと思うんですけれども、「#阿見エールめし」の参加店舗数はどうなってますでしょうか。また今月から始まりました「#あみぐるめフォトコン2020」の参加店舗目標数なども定めてますでしょうか。また、のぼり旗等の啓発支援はどのようにお考えでしょうか。

またさらに優勝商品等ほか、どのようなものを考えておられますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 村松部長。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

「#阿見エールめし」の参加店舗数は55店舗となります。「#あみぐるめフォトコン2020」

の参加店舗目標数、目標につきましては55店舗以上を一応目標としております。また、啓発支援につきましては、現在各店舗にですね、のぼり旗が密集しておりますので、今回はそのエールめしの参加店舗に周知のポスターを配布して啓発をしようとしております。

それと商品のほうですが、常陸牛の焼肉セット1万円相当、阿見町産新米コシヒカリ10キログラムを一応予定しております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。大変に楽しみしております。また、応援キャンペーンに多くの方が参加していただけるよう、また啓発と周知を、ぜひよろしく願い申し上げます。

また、答弁にありました「いばらきアマビエちゃん」のキャラバン活動とはどんな活動になるのでしょうか。また町として住民説明を丁寧をお願いしたいと思いますけれども、周知方法をお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 村松部長。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

アマビエちゃんのキャラバン隊につきましてはですね、現在9月の24日、25日この2日間、県の担当課、町長、町職員で「#阿見エールめし」参加店舗を対象にキャラバンの啓発をやることを考えております。それと、そのほかの啓発としましては、町商工会のホームページの掲載、また商工会がプレミアム付商品券事業の参加事業者に登録を要請するというようなことも啓発の活動としております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 今回のプレミアム商品券に関しては登録店舗をしましたら2分の1の補助が出ると伺ってますけれども、確認します。それとあと、住民でなかなかスマホでやり方が分からない、私も含めて。その周知方法はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 商工観光課長竹之内英一君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（竹之内英一君） 今の御質問なんですけども、県のホームページに、登録業者用のサイトと、あとは利用者用のサイトがありますので、そちらのほうをホームページ等で活用して案内していきたいと思っております。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ホームページ、なかなか高齢者になると、ホームページ開かないと思うんですけどね。その辺も配慮していただいて、今後検討していただければ大変助かりま

す。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは次の質問に移らせていただきます。

2番目の食品ロス削減を地域運動に、子ども食堂の構築と支援についてでございます。

まず1点目、昨年10月、食品ロス削減推進法が施行され、企業がフードバンクや子ども食堂に食材を提供する際、費用を損金算入することができるようになったり、食品ロス削減を国民運動とするとともに、自治体に推進計画策定を求めています。SDGs——国連の持続可能な開発目標の1人当たりの食料廃棄を2030年までに半減させる目標に、重要な一歩であります。

食品ロス削減については、平成28年9月に一般質問させていただきまして、フードバンク「きずなBOX」の食品収集箱を設置していただいた経緯がございますが、設置拡充と啓発の推進に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。お伺いいたします。

2点目、子ども食堂につきましては全国で3,700か所を超え、県内では80か所近くに増えております。NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえの湯浅誠理事長は、子ども食堂には貧困家庭の子供だけで食事をする場所との誤解があるが、交流拠点としても機能している。地域の女性を中心に関心が高く、取り組みやすい雰囲気が出てきたことで増えたと思うとしている。子供が1人でも安心して利用できる範囲内、各小学校区ごとに1か所の開設が望ましく、官民挙げての取組が必要だとも訴えております。

平成27年6月に豊島区の夜の子ども食堂の事例を挙げて質問させていただきましたが、近隣の開催地を見学させていただいておりますが、運営は社協、保育園、NGO、NPO、民間ボランティア等と様々でございますが、現在の課題も多く伺っております。昨年立ち上げに参加させていただいておりますが、コロナ禍によって一緒に食事することは難しくなり、テークアウト方式で運営が始まりますが、物・資金・ノウハウの課題を解消し、自立できる仕組みを構築するためには、ノウハウを提供し、現場の支援ニーズと支援したい企業や個人をつなぐコーディネート機能の充実が必要だと考えております。

子ども食堂への運用資金や、食品提供ルートの構築についてどのように支援していくのか。各種団体とのマッチングや、関係機関等と連携した取組の推進はできないか。フードドライブ、未利用食品の回収の啓発活用についてはどうでしょうか、お伺いいたします。

3点目、コロナ禍で、家計と家事の負担を軽減するために、ひとり親世帯の弁当等のテークアウトの提供は考えられないでしょうか。食の支援についてお伺いいたします。

4点目、経済的に困難を抱える子供の学習支援と、そしてまた居場所づくりの取組についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 食品ロス削減を地域運動に・子ども食堂の構築と支援についての質問にお答えいたします。

1点目のフードバンク「きずなBOX」食品収集箱の設置拡充と啓発の推進についてであります。

フードバンクの「きずなBOX」は、当町では、さわやかセンター内に平成29年度から設置しており、社会福祉協議会発行の社協だよりにて周知が図られております。現時点では、フードバンク「きずなBOX」の追加設置の予定はありませんが、町ホームページや広報あみ等への掲載を行い、フードバンクへの協力について、町民への周知・啓発を行ってまいります。

2点目の、子ども食堂への運用資金や食品提供ルートの構築と支援についてであります。

子ども食堂とは、地域のボランティアが子供たちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行うものとされていますが、町内には、現在、この取組を実施している団体等はありません。そのため、県内における子ども食堂の運営状況及び近隣市町村が実施している支援内容等について調査しております。今後、子ども食堂への支援方法を検討してまいります。

3点目の、コロナ禍で家計と食事の負担を軽減するために、ひとり親世帯への弁当等のテークアウトの提供についてであります。

ひとり親世帯への食の支援については、今後子ども食堂の運営が始まりましたら、運営する団体等と連携をしながら弁当の提供やテークアウトなどを行い、ひとり親世帯の家計と食事の負担軽減につながるよう検討してまいります。

4点目の、経済的に困窮を抱える子供の居場所と学習支援の取組についてであります。

当町では、平成27年度より、茨城県が実施主体となり、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の児童生徒に対する学習支援の「いば・きら塾」を実施しております。昨年度の実施状況としましては、3月はコロナウイルスの関係で集合型での学習支援は実施できませんでしたが、年間35回の学習支援を実施し、利用登録34名、延べ467名の参加がありました。また、一般学習のほかに、体験活動として、調理実習、工作、季節ごとのイベント等の開催があり、経済的に困難を抱える子供の居場所としても役割を果たしていただいております。

今後も、県と協力しながら、生活困窮者世帯の児童生徒への支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

それでは再質問に移らせていただきます。まず、フードバンクの食材支援はどのような状況

になってますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えします。

特定非営利活動法人フードバンク茨城の「きずなBOX」のほうは、総合保健福祉会館のほうに設置しておりまして、社会福祉協議会のほうが管理しております。寄贈品については、常温管理ができるもので、未利用、未開封、賞味期限が2か月以上残っているもので、生鮮食品は不可となっているというのが条件となっております。

社会福祉協議会のほうに確認したところですね、阿見町の「きずなBOX」についての食材の寄贈っていうのは、現状はあまりないっていうことを伺っておるところでございます。

以上であります。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 10月は食品ロス削減月間にもなっておりますので、関係機関で連携して全町挙げて機運を高められるような取組をぜひお願いしたいと思います。また庁舎内とか本郷ふれあいセンター等にも「きずなBOX」が設置できるよう、今後ぜひ期待してまいりたいと思います。よろしくお伺いいたします。

次の質問なんですけれども、県内に子ども食堂についての調査、先ほどの答弁で、子ども食堂についての調査はどのようなものを調査したのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

子ども食堂についての詳細調査につきましては、近隣市町村のほうについて電話のほうで実施状況のほう確認していたり、あとNPO法人の茨城NPOセンター・コモンズが、令和元年のほうにおいて、アンケート調査のほうを行っておりますので、その調査報告書を読んでいるところでございます、はい。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） また町としてはですね、子ども食堂についてどのような支援を考慮されますでしょうか、お伺いします。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

一応子ども食堂についての支援については、先ほどのアンケート調査等においても、場所のほうの提供っていうのはやはり公共施設のほうが多いということもありますので、そういう場所について相談があれば、そういう公共施設の提供及び、あとやはり財政的な活動財源の確保

ってのは非常に、NPO法人なり任意活動団体のほうが行っていて、財政基盤のほうがやはり脆弱というところもございますので、そういう方についても、やはり財源の確保という形で、補助金のほうを現在検討はしてるところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。

この間、つくば市のこども未来室で、SDGs未来都市計画の内容などを伺ってきました。SDGsの考え方を取り入れた誰1人取り残さない持続可能なまちづくりを進める中で、今年導入した、みんなの居場所となる食堂、7か所になるそうですけれども、つくばこどもの青い羽根基金を活用して支援しているというものでございますけれども、ぜひ参考にもしていただきたいと思います。

また次の質問なんですけれども、食品提供ルートの構築と支援をどのように考えておられますでしょうか、お伺いいたします。あと回収ですね、その啓発と併せて、ぜひお願いいたします。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

食品提供ルートの構築、支援っていう形になりますけども、一応子ども食堂のほうに賛同して食材提供いただける方、個人でも法人でもありますが、そういう方がいるのであれば、子ども食堂の実施団体、実施後になるかと思いますが、そういう方々を紹介して、そういうのをつなぐお手伝いをしていけたらと思います。

あと農林水産省においても、政府の備蓄米について子ども食堂への提供事業のほう行っておりますので、そういう事業についても併せて、いろいろ町のほうでも調査して、そういう方々に情報提供していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。その情報提供の方法なんですけれども、その提供者と実施者をつなぐ、どのような方法でして、具体的にいただけますでしょうか、お伺いします。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 一応そういう情報提供っていうか、町のほうでは、そういう情報提供を求めますという形で、町のほうのホームページなり何かで、情報を町のほうにくださいという形で周知をする形になるかと思うんですけども、そういう方々からの申出があっ

たら、そういう団体のほうにつないで、直接情報をお渡しするっていう形になるかと思います。  
以上になります。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ホームページ等に、そういった町でつないでいただけるということで、期待したいと思います。

また、この間むすびえさんから、農林水産省から魚と肉等の提供がありましたけれども、提供があったものの保管場所に苦慮してます。冷蔵庫もないし、御支援を、その辺はまた今後ともよろしくお願い申し上げます。

先ほど情報提供のお話がありましたけれども、福祉に限らず、また国と県と町の様々な助成等があると思いますので、活用できるものがありましたら各運営団体にも、ぜひ御紹介いただくと助かります。また今後、公会堂で開催したいという団体もごございますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。また今後、地域に合わせた形で広がっていくことを期待しております。

次に、食の支援についてでありますけれども、家事の負担軽減をするために、弁当等のテークアウトについてでありますけれども、子ども食堂にも依頼したりという答弁でございましたけれども、あと放課後児童クラブでの提供はどのようになっておられますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 放課後児童クラブの食の提供になりますが、今年の冬休みから休み期間中に弁当のほうを、毎日というわけではございませんが、お弁当を配布することを検討しているところでございます。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひまた、それがしっかり冬休みから実行できますことを期待しております。この際ですね、お弁当の注文は、町内業者にぜひお願いしたいことと、あと支援員の決して負担増にならないような注文方法でお願いしたいと思います。

また居場所としても、今ごった返してるような状況も見受けられますので、かなり危険なクラブでもありますので、それも御配慮いただいて、食事もしっかりね、和やかに取れますよう御配慮もぜひ要望いたしまして、この質問は終了させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

映像産業を軸とした平和、観光・産業振興と、阿見町初の地域PRムービーの作成についてお伺いいたします。

1点目、阿見町のプロモーション戦略について今後の計画、取組についてお伺いいたします。

2点目、コロナ禍を見据えた政策の1つとして町内の映画コンテンツの制作はどうか、第2次地方創生臨時交付金、あるいは今後の第3次補正等の中で、平和のふるさととして、阿見町の魅力を誰もが知っている著名人や俳優、候補に挙がっておられる方はプロ並みの写真家の玉木宏さんや、「サクラ花」で関係が深い林家三平さん等をナビゲーターに、阿見町発の地域PRムービーを作成し、全国、世界に阿見町を配信してはどうか。阿見町の様々な風景、魅力を撮影しながら名所やグルメなども紹介、また予科練平和記念館の、土門拳が残した予科練の写真、予科練生の生活等を再現ドラマ等を紹介するなど、平和のまちとして阿見町をPRしてはどうか。

3点目、フィルムコミッション、映画制作について。阿見町をロケ地として、松村克弥監督が手がけた「サクラ花—桜花最期の特攻」があります。戦後70年として5年前に阿見町施行60周年記念事業、予科練平和記念館5周年記念事業として上映されました。多くの町民の皆さんの協力もあり、素晴らしい映画が完成し、今も全国で放映され反響があります。今回の映画は予科練を舞台に予科練生の厳しい訓練の中でも、仲間たちの友情、青春がまぶしいくらいの描写で描かれています。

予科練は、学校だった。特攻生で散っていった英霊が目の前によみがえってくるような、後世に残したい、平和、予科練を題材にした映画のシナリオになっております。改めて平和の尊さ、散っていった命の重みを感じさせる感動作です。若者にも見ていただきたい。予科練の使命を感じる大作となっています。松村克弥監督、伊世憲造プロデューサー、渡辺善則シナリオライター等が手がけた映画制作は考えられないか。

4点目、戦後75年、広島に投下された原子爆弾の中、奇跡的に残ったピアノを修理・調律して全国に被爆ピアノの音色を届け、原爆のことを伝えています。演奏会は、年に150回には貸し出されているそうでございます。今後、阿見町の子供たちにも開き、聴く機会を持たないでしょうか。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 映像産業を軸とした平和、観光・産業振興と阿見町初の地域PRムービーの作成についての質問にお答えいたします。

1点目の阿見町のプロモーション戦略の今後の計画、取組についてであります。

町のプロモーション戦略については、本年4月の機構改革により秘書広聴課内に広報戦略室

を設置し、進めているところであります。

今後の計画につきましては、本年3月に策定いたしました第2期総合戦略に基づき、積極的な情報発信を推進するため、様々な町の魅力を町内外へ十分に発信していくとともに、町民の町に対する誇りや愛着の醸成を図ってまいります。

また、今年度の具体的な取組としましては、これまで広報に取り上げられる機会が少なかった霞ヶ浦や予科練の史跡等の地域資源、子育てや福祉、町内で活躍する団体の活動、町内に立地する企業等の紹介など、毎回テーマを設定し、職員による取材活動を通して、広報紙や町ホームページ等に町民の顔が見える特集記事を掲載していくことで、町の魅力発信を強化するとともに、町の認知度向上に努めてまいります。

2点目の、阿見町初の地域PRムービーの作成についてであります。

町ではこれまで、予科練平和記念館やあみプレミアム・アウトレット、雪印メグミルク工場見学のほか、まい・あみ・まつりや特産農産物など、町の魅力を幅広く紹介する映像を作成し、町ホームページやYouTube等で公開しております。

議員より御提案いただきました、映画「サクラ花」を手がけた松村克弥監督に依頼し、予科練をはじめとして、町の風景やグルメなど様々な魅力を取り上げたPRムービーを作成いただくことは、映像の美しさはもとより、数々の映画撮影の実績があることから、企画や知名度にも大いに期待するところであり、町のPRに大変効果がある取組であると考えております。しかしながら、著名な映画監督に作成を依頼する場合、相応の費用がかかりますので、町としましては、財政面も含め検討してまいります。

3点目の、平和・予科練等を題材に阿見町を舞台とした映画施策についてであります。

予科練は貴重な歴史遺産であり、町では、戦史の記録を風化させることなく次の世代に継承し、命の尊さや平和の大切さを伝えていくため予科練平和記念館を運営しております。

2点目の御質問に続き、松村監督に、この「予科練」を題材とした映画制作をしていただくことは、広く全国に町をPRすることにつながるほか、町民の町に対する誇りや愛着の醸成にも寄与するものと考えております。一方で、映画制作には多額の資金が必要となり、現在の町財政を勘案しますと、映画制作への財政支出は難しいことから、町としてどのような支援が可能であるか、方策等について検討を進めてまいります。

4点目につきましては、教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 4点目の、被爆ピアノの音色を阿見町の子供たちが聴く機会を持って

ないかについてであります。

平和学習の一環として、被爆ピアノについて取り上げることは可能です。ただし、現在はコロナ禍にあり、感染予防対策を取りながら4月～5月の休校期間の遅れを取り戻すために、各学校で教育課程を再編成、精選して教育活動を進めており、すぐにその機会を設けることは難しい状況です。

以上です。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。確かに今、コロナ禍の状況でございますので、授業のほうが押していると思いますので、コロナ終息後にはぜひとも原爆ピアノについては、開催できるような手はずをまたお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

阿見町のプロモーション戦略の今後ですけれども、今後の取組といたしましては具体的に外向きの発信強化については、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まず第2期総合戦略に掲げます「あみ・未来アクション」のうちアクション1、積極的な情報発信を目指す将来ビジョンであります居住先として選ばれるまちの実現に向けて、外向きの発信、プロモーションの強化を図ってまいります。今後の取組としましては、まず、町公式ホームページを改修しまして、トップ画面に季節ごとの美しい写真や旬の出来事をより多く掲載するなど、見せ方を工夫していくとともに、ユーチューブ動画やツイッター等のSNSを活用して町外に向け魅力発信を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） いよいよプロモーション課が、戦略ができましたので、大いに期待しております。

次に、先ほど答弁で広報紙新たに特集記事を掲載していくということでございましたけれども、テーマそして載せ方の具体的なイメージはございますか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 小口公室長。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

テーマにつきましては、第2期総合戦略の「あみ・未来アクション」のアクション1にうたわれている農業、観光、子育て、住まい、雇用といったジャンルから、例えば「霞ヶ浦のレンコン生産と漁の今」や「観光ガイドとめぐる予科練の史跡」など、町にある資源を担当職員が

実際に現場に出向いて、取材を通じて町民の顔が見える紙面づくりを計画、企画しているところでございます。

また、具体的な載せ方としましては、広報あみのお知らせ版のほうですね、のほうに巻頭カラーの特集ページを新たに2ページ設けまして、継続的に魅力発信をしていきたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。

これからの広報紙、また発信、大変に楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また次の質問なんですけれども、阿見町初の地域PRムービーの作成についてでございますけれども、財政面を含めて検討していくという答弁でございますけれども、現段階ではどのようなことを考えられますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 小口公室長。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

PRムービー作成に当たりましては、来年度以降の予算確保に向けた3か年実施計画への計上や、今後の国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次実施計画に盛り込むことができるかなど、財源を確保していかなければなりません。町全体の臨時交付金の活用方針や、来年度以降の財政状況を勘案し、今後、財政・企画部局との調整が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひ今まで阿見町ではなかった取組でございますけれども、その辺もぜひ調整して、できれば実現できることを希望してまいりたいと思います。お願い申し上げます。

そして、次の質問なんですけれども、もしムービーが完成しましたら、どのように発信していくか、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 小口公室長。

○町長公室長（小口勝美君） はい。仮にという言葉が前につきますけれども、仮にPRムービーを完成した場合ですね。その場合は、町公式ホームページやユーチューブ、さらにはデジタルサイネージ——今役場のロビーなどに流れております観光PRのビデオですけども、そういった形で町が運用するあらゆる動画配信媒体を活用して、町の内外に効果的に発信していきたい

いというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。ある程度損を取って得を取るという、そういうような考えにもいただいて、長い目でぜひぜひ取り入れていただければ、本当に阿見町のためにも、ぜひと思ひまして今回は質問させていただきました。

次に、予科練の題材にした映画施策は考えられないかの質問でございますけれども、支援の方策等について検討を進めるとありましたけれども、現在のところはどのような支援策が考えられますでしょうか、お伺いします。

○議長（久保谷充君） 小口公室長。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

映画撮影が円滑に進行するよう支援することが、フィルムコミッションの役割の1つと考えているところでございます。そういう意味で、平成27年の映画「サクラ花」では、町内の倉庫にロケットセットを組んだり、町内の立地企業や団体をはじめ多くの町民の皆様の協賛、協力により撮影されたという実績があります。当時の取組を参考に、映画化が具体化してくれば、そういった取組を参考にして支援をしてみたいと思います。

また資金面ですね、の部分については、ふるさと納税制度や自治体のクラウドファンディングの実施など、新たな資金の調達方法の手法について、今後調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。

今コロナ禍の、そういうのを経験して、国民の意識も変わっているということで、寄附とか、また、クラウドファンディングとかふるさと納税、そういうのに違和感なくやれる、そういう土壌が今回のそういう中で出来上がりつつあるというので、やはり期待を持てるんじゃないかなと思いますので、強力に進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

また次に資金についてでございますけど、前回の映画の「サクラ花」に協賛金を出した人は、全員最後のエンディングにずらっと、すごい名前載せていただいたんですね、私もどこにあるかな、どこにあるかなと。最後のほうにあったあつたって言ったときにはもう次に行っちゃって、もうみんなで騒いだ経験があるんですけども。今回そういった人、また一般の方、企業等を含めて数百人はおられたかなと思うんですけども、どういった方面に町としてはお声がけを、そのときにはされましたでしょうか。今後についても、あればお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 小口公室長。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

平成27年の「サクラ花」撮影当時ですね、の資料として手元に残るもので確認のほうをしましたが、具体的な件数ですね、件数は把握できておりません。ただ、町内の3つの工業団地の企業、さらには金融機関、また多くの町内の企業、団体を訪問して、協賛、協力を求めるとか、あとは多くの企業や商工会の関係の方々が集まる新春の集い、こういったものの機会に、映画の制作のPRと協賛のお願いをしております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 本当にうれしいことに1回、そういう舞台になってますので、つくりやすいと思いますので、ぜひ前向きに考えていただいて。あのときはもう町中がもう本当に協力して、旅館はないのに普通の家が旅館になったり、お弁当もみんなで、婦人もみんなで何日も何日も全然苦にならず、こんなに阿見町にパワーがあったのかという、そして「サクラ花」の出演者が、こんなにお料理がおいしかったのはここだけですってちょっと冗談というか褒め言葉もあるんでしょうけど、そういった評価もしていただいた。それがまた違った世代で、今回ぜひまた違った阿見町をつくり出せる、また生涯に残るそういう映画をすることが、また阿見町の活性化になるのではないかなと思います。

最後に町長、ぜひとも今回の映画制作に当たり、松村監督をはじめ関係者が表敬訪問されました。私も同席はさせていただきましたけれども、町長の映画制作への思い、その意気込みとか思いですね。はい、阿見町に対する思いを最後にお聞かせ願えればと、大変に光栄に思います。よろしく願いいたします。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 先日、今御案内のとおり、松村監督さんをはじめ関係者の皆さんがたくさん御来町いただいて、阿見町に対する思い、それから予科練に対する思い、こういった思いを聞かせていただきました。大変熱い思いがあって、町にとっても大変いい企画であるなというふうに感じておりました。

その中で、先ほど来やり取りがありましたけれども、やはりお金の問題がございます。どの辺まで支援できるかということと、前回の「サクラ花」を振り返ってみると、支援金というような形で町としては出していませんけれども、あらゆる手段を講じて協力をしてきたという状況があります。現在は、クラウドファンディングを含めて、今勉強中でございますけれども、制作が決まった暁にはですね、あらゆる手段を使って支援をしてまいりたいというふうに思います。

また、この間懇談中の話がありますけれども、私から思いというようなことで言われましたので、記憶の中では、やはり予科練を題材にするのであれば、これはやっぱり教育施設というようなことである。その中で教育施設というのであれば、今の現在の阿見町は教育施設がたくさんございまして、その中でそういったものも継承しながら、教育のまちづくりをしているということも含めてお願いできればなあというふうなことをお話をした記憶あります。

それからですね、やはり先ほどのPRビデオをも含めましてですね、阿見町はいいところたくさんありますけれども、全国にPRする、そういったすべがなかったということと、そういったことをしてこなかったという状況があります。そういったことを含めて、最大のチャンスだというふうに思っております。

また、ふるさと納税も順調に進んで、返礼品ですね、たくさん増えてきてございまして、そういったことも含めて、PRをしてふるさと納税にも納税をしていただけるような形を取っていく。そのためには阿見町にはこんなものがあるんだということを全国にPRする場でもありますので、重きを持って考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひにそれを、阿見町に思いを寄せる人がいかに多くするか、また阿見から出ていった方が本当に多くいらっしゃると思いますので、その方にもそういうものを買って、ふるさと納税に活かしていただけるように希望いたします。

あとは、また日にちを切って、一番いいときに、もちろん時間をかけて町長が一番いいという判断するときには上映ができるような、時間をかけていいものを、またみんなでつくられるような土壌に、そのときにはしてまいりたいと思いますので、一緒にまた頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。大変に今日はありがとうございました。

以上で、質問を終了させていただきます。

○議長（久保谷充君） これで、14番難波千香子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時5分といたします。

午前10時54分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔15番紙井和美君登壇〕

○15番（紙井和美君） それでは、通告に従いまして、新型コロナと共生するための新しい生活様式について伺います。

新型コロナウイルスの終息がまだ見えない中、これからの生活をどのように考えていくか、今、世の中は新しい日常、新しい未来の構築に向けて進み始めようとしています。密を避けるための新たな対策や、コロナ禍の中でも心を充実させて生きるためには、今後どのように進めていくことが大事なのかを模索しています。

そこでお伺いいたします。

まず1点目、6月議会で質問した子ども食堂についてであります。全国の子ども食堂の活動は様々です。子ども食堂は食育の場であり、人と一緒に温かな食卓を囲む機会をつくり、地域コミュニティの中で子供の居場所を確保するものであります。1年半以上前から計画し、昨年からは有志の皆さんと話し合っているのは、本当に支援したい子供のために、今までの子ども食堂にプラスして、子ども食堂ほっこりステーションなどの名称で、より多くの方が癒やされる居場所づくりの実現であります。

子供だけでなく、一人暮らしの高齢者や地域の人も交えて、利用者もスタッフも幸せになれるような場の提供です。本年4月から始めたいと思いましたが、コロナのため先送りをしました。学校がコロナで休校になったときにも、孤食の子供たちのためにごく少人数で実施しようかと話し合いましたが、それも万が一の感染リスクを考え断念いたしました。恐らく年内に開くのは難しいのではないかと考えています。コロナが一日も早く終息に向かうことを願いながら、年が明けてから第1回目を開催しようと考えています。

悩んでいた開催場所については、ありがたいことに、ぜひ使ってくださいと申し出てくださった事業所があり、そこを中心拠点として、まずは始めさせていただきます。広さは四、五人入れる調理場と、25人ほどが着席できる食堂兼ホールです。ボランティアスタッフは、調理師の免許を持っている方や農家の方など様々です。町内で実施しているところはまだ1件もありません。

そこでお伺いいたします。子ども食堂を町と地域が、1つの方向性を持ちながら、地域、行政、企業や大学などが協働しながら進めていくことについて、当町の見解を伺います。

次に、阿見町を全国に発信する予科練の映画作成の取組についてであります。

町の活性化を期待できる取組として、映画会社より阿見町の予科練をテーマにした映画作成を企画しているとのお話が来ております。映画作成には億単位の資金がかかりますので、町が資金調達するのはなかなか容易ではありません。しかしながら、前回の「サクラ花」のときと違い、今回は、阿見町を舞台に考えられていますので、当町を全国に発信するにはとても効果があるばかりでなく、町民の皆様が様々な形でその映画に携わることによって、町への思い入

れと愛着が深くなるのではないかと考えています。

完成までに3年以上かかると推定して、阿見町の何十周年記念に合わせるなど、今から計画を立てられるのではないかと考えています。町ができることとしては、寄附を募ったり、人的協力を呼びかけたり、予科練関係の海原会や遺族会の方々に、全国へPRしていただくなどの支援を要請できるのではないのでしょうか。そこで、企業や団体に寄附を募ることや、クラウドファンディングを活用しながらシティプロモーションしていくことについて、町の考えを伺います。

あとは、「〇〇映画を応援する会」として支援グループを募り、特定の人だけが関わるのではなく、より多くの人たちに携わっていただく施策はできないかと思うのであります。いずれも阿見町を全国に発信するまたとないチャンスであります。町としての見解を伺います。

次に、高齢者の方からの要望が多い終活について伺います。

終活とは、人生の終わりについて考える活動を略した造語であります。自分の意思が家族に伝わることや、自分の人生を最後まで充実したものにするために、エンディングノートを作成したりしながら、これからの人生を明確にして安心するために行います。1人ではなかなか進まないこともあり、町で応援窓口があるといいのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、家族の死に直面したとき、憔悴した御遺族の心身の負担軽減のため、行政手続の簡素化が図れないか。お悔やみ手続の一元化について伺います。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 紙井議員の、新型コロナと共生するための新しい生活様式についての質問にお答えいたします。

1点目の、子ども食堂についてであります。

子ども食堂につきましては、生活困窮やネグレクトの問題だけでなく、居場所づくりにつながるなど複合的な効果が考えられます。地域福祉の推進の観点からも、地域住民による助け合い・支え合いにつながる事業であると考えられますので、先ほど難波議員に回答したとおりでございます。

2点目の、阿見町を全国に発信する予科練の映画作成への取組についてであります。

町を舞台として「予科練」の映画が制作されることは、町の貴重な歴史に光を当て、広く全国に発信できることから、町の認知度向上や、誇りや愛着の醸成が図られ、新しい未来の構築に大変期待が持てるところであります。

この映画は、構想から数年をかけて制作されると伺っておりますが、町としましては、5年

後に町村合併70周年、戦後80年という節目の年を迎えることから、映画の完成時期について、よりPR効果の高いタイミングとなるよう映画会社に働きかけてまいります。

また、ふるさと納税制度の活用やクラウドファンディングの実施など、新たな資金調達の手法につきまして調査・研究を進めるとともに、予科練を題材とした映画制作をシティプロモーション活動の一環として捉え、早い段階から広報紙や町ホームページ等で映画制作の情報を取り上げ、町民の皆さまと共につくり上げる我が町の映画としての機運を高めてまいりたいと考えております。

なお、平成27年に撮影された映画「サクラ花」の制作時には、町も応援する会の呼びかけ人として、町内に立地する企業や関係団体をはじめ、町民の皆さまへ御協賛や御協力をお願いしてまいりました。

今回の映画につきましても、「サクラ花」の制作時と同様に応援する会に参画し、企業・団体等へ働きかけ、趣旨への賛同を図るとともに、制作に対する協賛や協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

3点目の高齢者から要望の多い、終活に関する応援窓口についてであります。

近年、当町においても高齢化が進行しており、8月1日現在で65歳以上の高齢者は1万3,432人、75歳以上の高齢者に限ると6,349人、人口の13.2%を占めております。高齢社会の進行に伴い、単身高齢者の孤独死、認知症患者の増加や相続トラブルなど様々な社会問題が生じております。

このような状況の中、高齢者が今までの人生を振り返り、これからの生き方を展望するとともに、万が一のために家族に伝えておくべきことを整理しておく「終活」の重要性が増してきています。

町では阿見町男女共同参画センター事業の中で、終活に関する出前講座を実施しており、多くの方が受講しております。また、社会福祉協議会においては日常生活における高齢者の不安解消を目的として心配ごと相談事業を実施しており、相続・遺言等を含め、多くの相談を受けております。今後、講演会の開催やエンディングノートの作成等について、関係機関と連携しながら検討していきたいと考えております。

4点目の、お悔やみ手続の一元化についてであります。

お悔やみ手続の対応については、現在、死亡届を提出いただいた際に、御遺族や御遺族の代わりに死亡届を提出された葬祭業者などに、提出後に当町で必要となる諸手続や担当課の連絡先などを記載した通知を配付して死亡に伴う手続の案内を行っております。さらに、町ホームページにも、死亡に伴い今後必要となる役場での各種手続の案内一覧を掲載して周知を行っております。

なお、近隣の取手市においては、令和2年7月より「おくやみデスク」を開設したとのことですので、取手市や先進地の事例を参考にしながら、当町においてもさらなるサービスの向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） まず子ども食堂について再質問させていただきます。

町が介入しないで行っている団体は全国にたくさんありますけれども、行政が入るということで、利用者には安心感を覚えるということもあります。町でできることとできないこと、そして地域でできることとできないこと、企業や大学でできることなど、それを併せながら、他市町村にない居場所づくりを提供したいと思っているところでございます。

そこでより多くの、そしてより詳しいニーズに応えるために、このようなアンケート調査票をお仲間のみなんで作りました。何種類かあるんですけれども、今これをどれにしようかと思っているところです。このアンケート調査について、町にも一緒に携わっていただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

紙井議員が行うアンケート調査について、町として関われることであれば町としても協力はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それで子ども食堂は、ここ数年で多様性を受け入れてどんどん進化しているというふうに思っております。国の通知でも、子供の貧困だけではなくて、間口が広がっているというふうに聞きましたが、それについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

平成30年6月28日の厚生労働省からの通知において、子ども食堂においては、子供・高齢者・障害者などの全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けての中核的な位置づけという形で聞いております。町としての考えでございますが、子ども食堂については、本質的には生活困窮者の家庭やネグレクトの家庭などに伴って、食を栄養というものでまともに取れない子供に対する支援、そして、その子供たちが安心して過ごせる場所としての居場所づくり、これが中核だと思っております。

ただし、そうした子供たちだけを集めるのではなく、そうした子供が来やすいような子ども食堂をつくるために、地域の方々や一緒になって行く子供、そして親もそうですけども、そうした方々や、地域の方、障害のある方もない方も含めまして、全ての方々が来やすい、そうした食堂をつくるっていうのが、一番その子供たちが来やすい子ども食堂になるのではないのでしょうか。町としてもそういう子ども食堂ができることを非常に望んでいるところでございます。

○議長（久保谷充君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。同じ考えで安心いたしました。

やはり、本当に来てほしいお子さんに来ていただけるように、カムフラージュって言ったら変ですけども、いろんな方と一緒に手をつないで来ると、そういう方々も参加しやすいのかなと思いますので、ぜひ、その方向で我々も進んでいきたいというふうに思っております。

あと、大学生が子ども食堂にボランティアとして関わっていただくっていうことは、これ非常にありがたいことなんですけれども、食の提供だけでなく、学習支援の活動も併せて実施できると好ましいと思いますけれども、大学のほうに、そのお声かけをしていただくということは可能でしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

町にある大学については非常に地域貢献っていうものを非常に重要視していると伺っております。そうした中で町とその他町内の大学とは非常に連携体制、協力体制を整っておりますので、町としてもそういうことがあれば、学生のボランティアに対する呼びかけっていうのを大学のほうにつないでいきたいと思っております。

○議長（久保谷充君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。ぜひ、その方向でよろしく願いいたします。

続きまして、次に阿見町を全国に発信する予科練の映画作成について再質問させていただきます。

まず、クラウドファンディングについてであります。皆様御承知のとおりクラウド——大衆、ファンディング——財政的支援、これを組み合わせた造語であります。これは新しいテクノロジー、ネットサービスを使って、ある目的に向かう思いを発信していきまして、多くの人に寄附や支援を募ったり、また寄附をしたりする支援の輪でございます。例えば商品開発や、CDの作成、映画づくり、それと地域活性化づくりなど、ほかにもたくさん様々な分野で活用されています。

この魅力は、プラットフォームとなっているサイトの審査さえ通過すれば、個人、団体、企業

の大小を問わずに立ち上げることができます。そうした人と人とのつながりが生まれた新たな理解者や支援者が得られるというのも大きな魅力の1つであります。

町長公室広報戦略室が設置され、これらのこともこれからはどんどん推進されていくのではないかなど、本当にうれしく思い、大いに期待をしているところであります。クラウドファンディングの当町での取組についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

クラウドファンディングにつきましては先ほど町長の答弁にもございましたが、町としましても、新たな理解者、支援者を募ることができますので、大変魅力のある手段であるというふうに承知しております。今後、他の先進事例等を調査研究進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ぜひ、よろしくをお願いします。

それと、先ほどの応援する会についてでありますけれども、どのような団体が想定されるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（久保谷充君） 小口公室長。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

応援する会につきましては、「サクラ花」の制作時には、茨城県知事が応援する会の顧問に就任しております。また、呼びかけ人として県の遺族会連合会の会長が代表となり、県内の新聞社、銀行と企業、さらには阿見町を含め多くの関係自治体が参画しております。今回映画作成に当たりましても、やはり同様の組織づくりが考えられます。

町長からも答弁がありました。映画制作が具体化してくれば、町は呼びかけ人として応援する会に参画し、町長を先頭に町内に立地する企業のほか、海原会や遺族会等の各種団体に対して協賛や協力の呼びかけを行いまして、我が町の映画として機運醸成を図っていきたいというふうに考えております。また、フィルムコミッションとして、町内の撮影場所の調整や提供など、スムーズに撮影が進められるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

できる限り多くの方が参画して、町に愛着が深められるような、そういった連帯感がつくられればいいなというふうに思っているところであります。ぜひ、よろしくをお願いします。

次に、再質問として、高齢者の終活応援窓口について質問いたします。

以前、町ではこのようなエンディングノートを作成して配布していらっしやったかと思うんですけど、これコピーなんで色はついておりませんが、こういったものを作成していました。2019年限定だったんですかね。これは、今作成していないというふうにお聞きしましたので、ぜひ復活して活用できればというふうに考えているんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

エンディングノートについては、確かに昨年度について民間事業者と連携して作成したところでございます。ただ、このエンディングノートについては、民間事業者との契約により、1年だけという形になっておりますので、同じものはもう作れないんですけども、今後については、町単独で皆様方の意見をもらいながら、より使いやすいようなエンディングノートっていうのを作る必要があるかと考えておりますので、そういうことについては、今後また検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

新しい生活様式の中で、今までの常識に捉われない新たな発想で、町全体がこれからもずっと支え合いながら、皆が充実した生活を送ることができる施策を構築していければなというふうに考えております。

以上で、最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 続きまして、2項目め、コロナの新しいまちを構築する「地域未来構想20オープンラボ」についてであります。内閣府では、地域の実情に合わせた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の有効活用に向けて、20の分野からなる地域未来構想20と、地方自治体と各分野の専門家、関係省庁をマッチングして、事業の実施を加速させるためのオープンラボを設けました。

そこで、20項目の中から5項目を選んで質問をさせていただきます。

まず、3密対策を実施した、より快適な空間の創造についてであります。

これは学校図書館等の公的空間など、3密対策を空間デザインから見直すということで、施設の利用者数に頼らない施設運営を推進するというものでございます。快適な新しい空間づくりという考え方について伺います。

2番目に、行政IT化、行政手続の徹底したオンライン化、電子処理化、ネット発信の強化

についてであります。行政手続のオンライン化から、各種データのオープンデータ化まで、役所に行かずに必要な行政サービスの申込みや、データの提供が受けられる環境を整備するというものでございます。マイナンバーの活用、ワンストップサービスの導入、クラウド化、テレワークなど、当町の取組について伺います。

3番目、教育。GIGAスクール構想のさらなる加速、強化等による新たな時代にふさわしい教育の実現についてであります。

これは、地方創生臨時交付金の活用により、ハード、ソフト、人材の一体的な整備のために、現場で不足する経費を補うものでございます。GIGAスクール構想の加速と強化を図り、新たな時代にふさわしい教育を実現するために、今町が取り組んでいること、そしてこれから進めることについて、お伺いいたします。

4番目、地域の文化芸術・スポーツ・コンテンツビジネス等の創造発信についてであります。これは、文化芸術やスポーツの創造発信活動、コンテンツビジネス、伝統行事等について、デジタル技術の活用や新たな生活様式でのイベントの実施など、発信していくことであります。町と地域で、それらを育む体制は大変に重要であると考えております。皆様が持続して活躍されること、町の財産であり魅力であります。当町の見解をお聞かせください。

5番目、ハートフル。ひとり親家庭、単身高齢者等への新しいつながりの創出についてであります。これは人が直接集まり、支え合う活動。例えば、子ども食堂や、高齢者のデイサービスなどですが、今その運営が非常に難しい状況にあるため、居場所の創出や人のつながりがなくなることを、そういうことによって孤立化を社会全体で防ぐというものでございます。

新しい生活様式に沿った新しいつながりや、新しいコミュニティの創出に向けて寄附を活用する取組に加え、各自治体が直接、またはNPOなどの活動団体を通じて、ひとり親家庭や、単身高齢者など、そのような支援をデジタル技術によって手助けができるよう地方創生臨時交付金を活用するものであります。

質問の一番でお話した、子供や単身高齢者など多様性に富んだ子ども食堂もこれに当たるのではないかと思います。当町の取組についてお伺いをいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） コロナ後の新しいまちを構築する「地域未来構想20オープンラボ」についての質問にお答えします。

「地域未来構想20オープンラボ」は、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等に向けて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することが期待される20の政策分野について、内閣府が事務局となり、地方公共団体、各政策分野の専門家及び関係省庁がつながる場を提供することで、地方公共団体の事業実施等を支援するものでございます。国のマッチ

ングサイトに、地方公共団体、民間企業等の専門家、関係府省庁が随時政策分野を登録することで、相互に連絡先を探せる仕組みとなっております。県内では、8月18日時点で6市が登録している状況です。

当町におきましても、地域の社会経済構造そのものを、将来の感染症リスクに対し強靱なものに改革することを推進するという地域未来構想20の政策理念を踏まえ、地方創生臨時交付金を活用し、町民の皆様にとって必要な様々な政策を、スピード感を持って実施してまいりました。オープンラボの活用につきましては、7月よりスタートした新しい制度でございますので、その活用方法について、引き続き調査研究している状況でございます。

1点目の、3密対策を実施した快適な空間の創造についてであります。3密と言われている密接空間、密集場所、密接場面が重なるとクラスターの発生リスクが高まるため、このような空間を見直していくことが重要です。ソーシャルディスタンスの確保、室内換気、パーティションの設置が基本的な対策と考えており、不特定多数が利用する役場庁舎や図書館などの公共施設において、それらを意識した対策を講じているところです。今後も、快適で安全な公共空間の創出に向け、オープンラボの活用を含め、引き続き対応してまいります。

2点目の行政手続の徹底したオンライン化、電子処理化、ネット発信の強化についてであります。現在国では、行政IT化として、地域住民の利便性向上としてのワンストップサービスや、クラウド等の共同調達及びテレワークの導入など、行政手続のオンライン化等を推進しているところであります。町では、令和元年10月に、住民情報や税・国民健康保険などの基幹業務システムを県内8市町村で共同運用するため、基幹業務システム等の共同利用及び運用に関する協定を締結し、令和2年4月から自治体クラウドでの共同利用を開始したところであります。

引き続きオンラインでの行政手続を拡充していくため、積極的なICTの利活用を進め、業務の効率化や町民サービスにおける利便性向上を図ってまいります。また、ネット配信の強化については、町ホームページ、あみメール、公式ツイッターを活用し、行政情報を発信しているところでありますが、今後、委託事業者とホームページ等の既存の発信ツールの改修等を検討していく中で、より町民の皆様が親しまれるような工夫改善をしてまいります。

3点目及び4点目につきましては、教育長から答弁いたします。

5点目の、ひとり親家庭、単身高齢者等への新しいつながりの創出についてお答えします。

茨城県においては、昨日9月8日に茨城版コロナNext Stage 3からStage 2へ緩和されたことで、外出自粛は実施しておりませんが、高齢者等への注意喚起を行っている状況であります。人が集まり支え合う居場所づくりが難しい中で、ひとり親家庭や単身高齢者等の孤立化を社会全体で防ぐことが急務となっております。

今後新たな暮らしの確立によって、新しいつながりや、新しいコミュニティ創出に向けて、町関係部署や関係機関等と連携しながら検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 3点目の、GIGAスクール構想のさらなる加速と強化による新しい教育についてであります。

GIGAスクール構想につきましては、先日の全員協議会でお示ししましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、GIGAスクール構想の前倒し実施の施策を盛り込みました。これを受けて、当町においても児童生徒1人1台端末整備や小中学校校内通信ネットワーク整備等を今年度内に実施する予定であります。また、指導者用デジタル教科書・教材を授業で大いに利活用するためには、電子黒板や大型提示装置等の整備が必要になり、令和3年度以降に整備したいと考えております。

今後は、ICTの学びの充実として、GIGAスクールサポーターを活用し、デジタル教科書・教材などの活用促進とICTに関する運用マニュアル等の作成等を行い、学習活動の一層の充実を図ってまいります。

4点目の、地域の文化芸術・スポーツ・コンテンツビジネス等の創造発信についてであります。

地域で活躍する文化芸術・スポーツ等に関する団体について、デジタル技術を活用し情報を発信していくことは、広く多くの方々にその魅力を認識していただける機会であります。このことは伝統芸能の継承・文化振興・スポーツ振興に大きな役割を担うとともに、町の魅力を発信できるものと考えます。

これらの取組には、機材等のハード面の整備や、各団体のイベントや取組などの情報収集、町担当職員のスキル向上など多くの課題はありますが、情報を発信することを目標に、今後研究して体制の整備を図れるようにしてまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございました。

まず再質問として、GIGAスクール構想について質問させていただきます。当町のGIGAスクール構想の前倒し、これは本当に大変評価しております。オープンラボは、その中でもGIGAスクール構想のICTの専門家とマッチングさせることによって、一番最適ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

G I G Aスクール構想につきましては、せんだっての全協でも、おおよその粗のところは御説明を差し上げたところでございますが、構想を実現するためには、御指摘のとおりICTの専門家の意見を取り入れていくことが非常に重要だというふうには考えてございます。ICTの活用により、全ての子供たちに学びの保障を提供すると。そういったことからすると、そのICTの専門的な知見を持った方々に、G I G Aスクールサポーターということで就任をいただくことが必要かというふうに考えてございます。

せんだって、教育委員会としましてもですね、G I G Aスクールサポーターの委託契約を済ませたところでございます。今後ですね、人材活用も含めてですね、委託業者様とちよつと詳細の打合せをして、詳細な内容について詰めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ぜひオープンラボも考慮していただいて、お願いいたします。

G I G Aスクールサポーターの活用について、再度お伺いします。どのように活用するのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

スクールサポーターにつきましてはですね、まずICTの環境の整備ということが1番目でございます。それとあと教育現場の支援の活用をどのようにしていくかということで、現場も含めてですね、そういったところの基本計画的なところの整備をお願いすることとしております。また各学校の現地の調査ヒアリングを実施していただいて、最終的には端末を今年度末に導入することになりますので、その導入に向けた仕様書作りの作成ですとか、そういった専門的なところの整理をお願いして、先々の5か年辺りを見据えた計画の立案もお願いをするような形になろうかと思っております。

また、実質その機器を導入してまいりますので、運用のマニュアルというようなところも着手をお願いをしまして、さらに今年度庁内LANの工事を実施しておりますので、その工事管理などについてもですね、アドバイスをいただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） G I G Aスクールサポーターは、このICT導入の初期における、今のおっしゃったように、環境設定とか端末の使用マニュアルとか作成など、また様々な技術

を支援する、そういったことを行う仕事でございます。

それに対してICT支援員、この方々については学校の授業の計画の作成や、また教員のICTの活用の支援など、日常的なICT活用のバックアップをするという仕事でございます。

そこでICT支援員の配置と選出について、お伺いをしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 建石部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

まず導入の時期については、令和3年度当初から導入できればというふうに考えてございます。

支援員の配置の考え方でございますけれども、4校に1人の割合を現在考えてございます。当町においては、小中学校10校でございますので、3人を想定してございます。

で、どういった方をお願いをしていくかということでございますけれども、まずはICT関係の業務委託をされている、そういうコンサルさんのほうをお願いするというのが1つ。もしくは、知見を有する方を雇用するというような、2つの方法があるかと思うんですけども、その辺についてもですね、多分阿見町だけではなくて一斉にこの動きがかけられますので、そういった近隣の状況も見ながらですね、どちらを選択するか判断をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。教員の方々も、得意の方と、今から頑張る方といろいろいらっしゃるかと思いますので、その辺の支援をしっかりと構築できればというふうに考えております。

それとですね、9月30日の締切りの、小学生プログラミング茨城県大会、これなんですけれども、新聞に大きく載っていました。もう締切りが今月末になってるんですけれども、どなたか応募されましたでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

この小学生のプログラミング茨城県大会ということで、今年が初めてということをお伺いしております。今年度のテーマは「もっと好きになる わたしたちのまち」というようなことのテーマで実施をされているようでございます。で、募集に関してはですね、各個人からの応募ということでございまして、ちょっと学校等で把握していることができませんで、人数的なものが現状ちょっと把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 了解いたしました。プログラミングは学校の必修科目となっております、御承知のとおり。今回初めてということでしたので、これからもこのような機会があったときには、ぜひ学校のほうからも紹介をするのですとか、プログラミングに少しだけた子供たちを育成するという意味で、これも活用していったらどうかというふうに思っております。ぜひ、それを応募した人がいらっしゃったら、それを顕彰してあげたいというふうにも思っておりますので、ぜひその辺よろしくお願いします。

次の再質問に移ります。

地域の文化芸術・スポーツについて、再質問させていただきます。

事前にお伝えしました令和2年度第2次補正予算に計上された560億円に上る文化芸術活動の継続支援事業についてですけれども、これは文化芸術関係者が仕事を継続していくために設けられた画期的な制度であります。当町にも、プロでは三味線の井坂先生率いる喜幸会さん。これ私もこの間、8月30日参加させていただきましたがすばらしかったですね。ですけれどもコロナの影響で2割弱の入りだったそうで、非常にもったいないなというふうに感じて帰ってきたところでございます。

また、阿見町住民による伝統的な伝統芸能では、君島芸能保存会さんなど、ほかにも長年町に貢献して頑張ってくださっている団体が多く見受けられます。また、スポーツでは優秀な成績を収めている阿見アスリートクラブさんほかたくさんあります。先ほど申し上げましたように、コロナの影響で非常に苦境を強いられているところでございますけれども、皆さんが活動を、この先もしっかりと継続していけるように、国の支援策を紹介したり、また町がバックアップすることが必要ではないかというふうに考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

これまでもですね、喜幸会さんをはじめ君島芸能保存会の皆様方にはですね、いろいろな場面で出演をしていただいて、生涯学習活動に支援をいただいているところでございます。ただ、本年度につきましては、御案内のとおりコロナ禍ということで、当初から企画していたほとんどの事業が延期または中止というような状況でございます。こういったことを受けてですね、まず町として県のステージを見極めながらではございますけれども、まずその機会を確保するということが一つでございます。

それと、先ほど来の議論にもありましたように、映像による発信というんですかね。ただ、いろいろ著作権の問題だったり肖像権の問題とか、クリアしなければいけない問題はあるかと

は思いますけども、そういったことも積極的にちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

また議員御指摘のですね、文化庁の助成の文化芸術活動の継続支援事業、こういった国の支援メニューも今回のオープンラボの中から示されておりますので、そういった国の支援策というの周知をさせていただいて、該当ができるようであれば、その件についても支援をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 私もネットから申請できるんですけども、自分のところが該当するのかなかなか難しい、判断が難しいんですね。その辺をいろいろ御指導いただければというふうに考えています。

それでは最後になりますけれども、コロナ禍が新しい生活様式を確立するのは、まちづくりを大きく変革させられるチャンスでもあるというふうに考えています。第2次補正予算で計上された2兆円分に関しましては、各自治体の実施計画の提出期限が9月末までとされておりますが、地域未来構想20オープンラボについては、活用事例集に示された政策と現場の声を、ぜひ今後とも積極的に進めていただきたいというふうに思っています。

コロナ禍を乗り越えるための、各自治体の知恵が、今問われているところでございます。様々な難題を異次元のスピードで解決すべく、地域の明るい未来を開くために、このチャンスを活かしていただきたいと強く要望をいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君） これで、15番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時54分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番永井義一君の一般質問を行います。

10番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔10番永井義一君登壇〕

○10番（永井義一君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の永井義一です。

まず最初に、新型コロナウイルスでのPCR検査の実施について質問いたします。

新型コロナウイルスの感染者は、9月8日現在、県内で588人となり、阿見町でも8人が確認され、家庭内感染も広がっています。新型コロナウイルスの県内PCR検査数は、今年の1月26日から8月31日までに、茨城県衛生研究所や民間検査機関、医療機関、その他合わせて3万2,406件が実施されました。しかし、感染拡大は止まらず、第2波の真ただ中だとも言われています。

今までのPCR検査は、発熱、倦怠感等の症状が出た患者さんに対して行い、そこで陽性反応が出た場合に初めて濃厚接触者に対して検査を行うものでした。しかし、現在、新型コロナウイルスの感染経路の不明者が増大し、今までのクラスター対策だけでは対応ができなくなっています。WHOの発表などでも、感染症状のない無症状感染者から4割の感染が起きているとの報告もあり、この無症状感染者からの感染拡大を放置したままでは、感染拡大を抑止できません。

感染力のある無症状者をいかに見つけ出し、保護、隔離するかが鍵となっています。アメリカのニューヨーク州では、3月から4月にかけての感染拡大で医療崩壊が起これ、多くの死者が出ました。そのことを受けて、州政府では、各所にPCR検査所やドライブスルーによる検査所を設け、検査数を大幅に増やし、全市民が経済的負担なく検査を受けられる制度を整備しました。その結果、感染者の早期発見と感染状況の実態把握が進み、感染防護に向けた様々な政策が進んでおり、感染の封じ込めに成功しています。

ちょっとここでグラフなんですけども、ここにあるグラフなんですけども、これはニューヨーク州のやつなんですけども。赤い部分が陽性者で、青いやつが検査数と。ですから当時この辺りでかなり陽性者数が出たわけなんですけども、まだ検査数は少なかった。その検査数が増えることによって、陽性者数が減ってきているというような状況があります。

今この日本では、第2波と言われてる状況でもPCR検査は進んでいません。しかし、東京の世田谷区などでは、感染拡大防止のためPCR検査体制を拡充し、幅広い住民への検査を行う動きが起こっています。茨城県内でも、PCR検査所は6月段階で3か所が設置されており、最終的には県内で15か所程度になる見込みで、阿見町も入る稲敷医師会でも現在調整中と聞いています。

1つ目の質問として、県も1日当たりの検査数を300件から600件に増やす方針だと茨城新聞に書いてありますが、阿見町としても、稲敷医師会に対してPCR検査体制をつくるよう働きかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

2つ目として、高齢者施設や介護施設などで働く職員へのPCR検査の実施について、お伺いします。

東京都千代田区では、介護施設での新型コロナウイルス感染予防の徹底のため、区内の介護

施設で働く職員全員を対象に、定期的なPCR検査を実施することを決めました。同区の保健福祉部長は、介護職員の定期検査について「介護施設には重症化リスクの高い高齢者が入居しています。また、集団感染が起こっても閉鎖することはできず、感染予防の徹底が欠かせません。無症状の職員が自覚なく感染を広げることを防ぐために、陽性者を早く見つけることが必要です。検査したことで、職員も安心感を持って介護に当たることができるのではないのでしょうか」と話しています。区内の該当職員は約430人で、経費は3,000万を見込んでいと聞いています。

また松戸市では、無症状の高齢者や高齢者施設の職員を対象に、新型コロナウイルスの抗原検査費用を1人5,000円補助する事業を始めました。無症状のため保険診療の対象とならず、自費での検査料の約半額を補助する制度です。もしこれで陽性者が出れば、判定を確定するために、保険診療でPCR検査を行ってもらいます。阿見町でも、高齢者施設や介護施設などでのPCR検査を実施し、安心して介護が行われるシステムをつくるべきではないかと思えます。

今回、PCR検査について2つの質問をしますが、感染拡大の下で住民の命と暮らしを守る取組として、ぜひとも、いつでもどこでも誰でも検査を受けられる体制を整備していただきたく質問を行います。

以上です。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 永井議員の、新型コロナウイルスでのPCR検査実施についての質問にお答えいたします。

1点目の、稲敷医師会に対するPCR検査センター体制の働きかけについてであります。

PCR検査センターは地域医師会が県と契約を締結して設置するもので、稲敷医師会においては、6月30日に稲敷医師会代表の医師、管内市町村の感染症担当部署職員、竜ヶ崎保健所職員による会議が開催され、PCR検査センターの必要性について検討が行われました。それを受け、町としましては、町民の利便性を考慮し、町内でのPCR検査センター設置に協力できるとの意向を、7月上旬に私から当町を担当する稲敷医師会副会長に伝えております。また、大井川知事にもその意向を伝えております。

稲敷医師会によるPCR検査センターが設置される場合には、町もほかの管内市町村と連携して運営に協力してまいります。

2点目の、高齢者施設や介護施設などで働く職員へのPCR検査の実施についてであります。

PCR検査の実施について県に確認したところ、県知事からクラスター発生防止のため、医

療機関に積極的にPCR検査を実施してほしいとの通知を出し、協力を呼びかけているとのことでした。御質問の高齢者施設や介護施設には通知していないとのことでした。今後御要望があれば、町として医療機関への御案内を考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） 冒頭に質問したとおりですね、今県内で15か所の検査センターの設置に向けた動きがあるということでもあります。阿見町が加入している稲敷医師会、そこもこの15か所の中に入っているわけなんですけども。私も以前、稲敷医師会のほうにちょっと確認したところですね、場所としては稲敷市の保健センターとか、阿見町のさわやかセンターということが電話で返ってきております。

今回回答の中でですね、稲敷医師会によるPCR検査センターが設置される場合には町も他の管内市町村と連携して運営に協力してまいりますということが書かれていて、非常にいいことだと思うんですけども。今回のこの検査センターなんですけども、国や県、また全国知事会などでも要望しているPCR検査の拡充、これがなぜ進まないのか、私は非常にこれ疑問を持ってるんですけども。町としてね、どこにこういった原因、問題があるのか。それちょっとお聞かせください。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

なかなか稲敷医師会で……、医師会の内部事情もありますので、私自身が答えるのはなかなか難しいところがあるんですけども、一応稲敷医師会のほうで7月下旬に、管内の病院長とかクリニックの、そういう病院の人たちにアンケートを取ったところですね、一応40名を対象にアンケートを取ったところ、12名の医師が協力できるということで来たので、全体的にいうと協力できる人のほうが少なかったというのが事情にあります。

そうしたことも受けて、8月以降については、医師会長はじめ管内の事務局と市町村で話し合ったところですね、あ、幹事市町村である稲敷市と話し合ったところですね、先ほど言った候補地については阿見地内か稲敷地内ということで、どちらかになるだろうということで決定はしたそうですが、詳細事項についてはまだ決まってないと。

それ以降、9月9日、本日になりますが、稲敷市と稲敷医師会事務局のほうでPCR検査センター、土浦市のほうにあるものを見学する予定でございまして、9月12日について医師会のほうで理事会のほうについてある程度諮りたいというのを話に聞いております。その中で決まるかどうかというのはまだ私のほう不明ですが、稲敷医師会としてはそういう形で今進めているところと伺っているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） 今の稲敷医師会ね、土浦のところを見に行くということで、前回お話したときよりもね、若干進んでるかなと思ってちょっと安心したんですけども。やはりなかなか40名の医師のうち12名ですか、しかなかなかね、手を挙げないということで、お医者さんも今非常に大変になっているわけだね、なかなか自分の診療時間以外に検査のところへ行って対応するっていう形になるんですかね。そういったところが非常に厳しいことだと思うんで。土浦なんかでもね、週に何回、週に4回ぐらいだったかな、やられているかと思うんですけども、やはり1日の検査数はそんなに多くはないんですけどもね、それなりに頑張ってると思うんですけども。

ちょっと医療関係者の問題もあると分かりましたけども、ちょっと改めてですね、具体的にこのPCR検査、よく今鼻に入れるやつとか、あと唾液から取るやつなんかありますけども、これ今検査数、直近の1週間ぐらいでどのぐらいの検査数やられてるのかとかですね、あと検査費用なんかもちょっと分かればお願いします。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えします。

一応検査件数については、県のほうで公表している直近の1週間については、8月の25日から8月31日の1週間という形で公表しておりまして、県及び県の衛生研究所、水戸保健所及び民間検査機関等も含めまして、全部で1,508件の調査をしております。大体1日に平均すると215件程度という形になってきております。

あと料金のことですが、一応こういったPCR検査センターでやる場合については、医師の指示によって行うものですので、基本的には本人の負担はございません。ただし病院のほうでかかる初診料やレントゲン検査っていうのが自己負担が発生することになっております。ただ、任意で自分で病院で受けたっていう場合については、その病院が設定する料金を自己負担する形になりますので、かなり幅があるということは私のほうで伺っているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） かなり幅があると今、部長のほうでおっしゃいましたが、大体、どの辺からどの辺って。あと唾液と鼻からやるやつの違いもあるんじゃないかと思うんですけども、その辺もちょっと分かったらお願いします。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい。私のほうで伺っている、公式的に決まっているわけではないってところもあると、稲敷医師会長辺りがこれくらいにしようかなって話もありますけども、大体、私が話聞いているのは大体2万円台から4万円台という形で結構幅があるかなと思ってます。

あと、唾液か鼻咽頭の拭いになるかと思うんですけども、こちらについては料金の差はございませんが、一応PCR検査センターにおいてはドライブスルー方式を考えておりますので、その場合は基本的には唾液検査という形になります。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） 今、私も料金が変わらないっていうんで、そんなもんなのかなと思ったんですけども。今、稲敷医師会のほうで、土浦へ先ほど見学行くという話ありましたが、その中で、稲敷医師会としても土浦と同じような形の、あれドライブスルー方式なのかな、それを今考えているわけですか。もし分かったらお願いします。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

基本的にはドライブスルー方式でやりたいという形で話は聞いております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） 今回この問題ね、質問をしようと思っていろいろ作って調べてる中で大分進展がですね、少しは一步、二歩進展されたと思うんですけども。やはり医療機関がですね、その検査をやってもなかなかお医者さんが、自分の経営が成り立たないということが実態としてやっぱりなかなかあるんじゃないかと思うんですよね。この部分に関してですね、国・県にぜひともね、町としても要望していただいて、稲敷医師会としてもって言い方になるかもしれませんけどもね、そのようなね、検査体制ができるような形をね、ぜひとも構築をお願いしたいと思います。

2つ目の部分なんですけども、この高齢者施設や介護施設の部分なんですけども、県はクラスター発生防止のための医療機関に積極的にPCR検査の実施を呼びかけている、そういうふうに回答であるわけなんですけども、県としては高齢者施設ですとか介護施設の職員、これを対象にした検査というのは考えていないようなんですけども、県はそういう考えがあるとしても、町としてはそのことについてどういった取組を、もし考えているか。あればお願いします。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

町としては、あくまでもこちらの回答書に書いてあるとおりですね、そういう施設の職員の

ほうから相談があれば、医療機関等のほうに紹介っていう形で進めていきたいと、そういう形で考えておるところでございます。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） これ今ちょっと私も、これ作っててちょっと小耳に挟んだところなんですけども、このPCR検査はですね、基本的には医療機関で検査するんですけども、今民間の検査機関というのがかなり出てるらしいんですよ。これも昨日、おとといちょっといろいろ調べててそういったのがあったんですけども。今、どうしてもその無症状者っていうんですかね、仮に私なんかもしかしたらかかっているかもしれないけども症状が何も出ていない、そういった人たちがかなりいる中で、民間の検査機関を使った形での、最低でも今言った高齢者施設ですとか介護施設、そういったところですね、検査するっていうようなことは町としてはどう考えるでしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

民間の検査研究所ということになると、一応医師から、病院のほうから唾液とかそういうのを預かって分析する機関という形での検査機関というのは私のほうでも伺っているところですけども、茨城県の場合については、ほとんど医師の方がそういうところに発注して検査しているというのが実態かと思っております。

ですので、民間の例えば何々研究所みたいなところが直接検査しているっていうのはちょっと私のほうでは掌握しているところではございません。ただ、そういうPCR検査については、あくまでも医療行為になるかと思っておりますので、医師のほうで検査することが必要になってくるんじゃないか、医師に基づいて検査する形になるんじゃないかと思っております。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） ちょっと私も二、三日前の話なんで具体的に話はしてないんですけども、ちょっとたまたま聞いた中で、そういった保育所だとかそういったところに、そういった民間の人たちがダイレクトメールじゃないですけども、何か話を持ってってそういった動きがあるっていう話をちょっと聞いたもので、町のほうでもそれ何かつかんでるかなと思って質問しました。これちょっとね、突然の質問だったんで、すいませんけども。

とにかく、今の現状の中で無症状感染者、これを早く見つけ出して、やっぱりそこをしっかりと治療・隔離する、これが今拡大防止のためにね、必要じゃないかと私なんかは思っています。国のほうでね、なかなかテレビなんかでも検査数を増やすんだっていうことを言ってるけども、その割に全然検査数が増えていないっていうのはね、今実態とあるもので、ぜひとも

ね、その辺お願いしたいんですけども。

今、家庭内の感染というのがね、ありました。先ほど冒頭に、今日の会議の始まる前にね、部長のほうから報告あったかと思うんですけども、阿見町で昨日が子供が出て、昨日かおとといたったかな。で、昨日がその親が出てると。家庭内でのね、やつあって、あれたまたま土浦のほうの無認可の保育所なんですけども。私がちょっとこれ、その記事を見たとき思ったんですけども、高齢者施設とか介護施設はかなりね、その重症化っていうのが非常にリスクがあるかと思うんですけども。

今度は、そう考えたらこの家庭内の感染が広がってくるために、そういった保育所だとか、また質問には出てはいないんですけども学校関係だとか、そういったのが今度は検査対象になってくるかと思うんですけども。ぜひともですね、町のほうとしても、そこまでなかなか広げることにはできないんですけども、まずはその重症化リスクが高いところの介護施設、高齢者施設、そこもですね、ぜひともこの検査のね、取組ができるようにね、要望して1問目は終わります。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） じゃあ、2問目の質問に移ります。

コロナ禍の今こそ少人数学級の実現。今年の8月6日、文部科学省から、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式が出されました。この新しい生活様式の実践例では、身体的距離の確保——人との距離をできるだけ2メートル空ける、マスクの着用、手洗い、うがいの3つがありました。

ただ現在、これ9月3日の日ですか、バージョン4が出されているということで、私もちょっとそっちのほうも見たんですけども。取りあえずこれ今はバージョン3のほうでお話しさせていただきます。

今、子供たちはコロナ禍の中で集中できない、すぐいらいらしてしまうなど、不安とストレスでいっぱいです。こうした状況のときだからこそ、手厚い教育、柔軟な教育が必要となります。これから新型コロナウイルスと長きにわたり共存していかなければなりません。そのためには、新しい生活様式が出され、日常の定着が社会の課題となっています。しかし、国はこのような状況の中でも、40人学級という制度を変えようとしていません。

ちょっとここで、これ、その学校の新しい生活様式の中で出てくるやつなんですけども、ちょっと細かいんで見づらいかと思うんですけども、上の部分がこの前の分散登校した形での子供たちの配置図ですね。今現在のこの議会の中でも同じなんですけども、執行部のほうも同じですけども、1人ずつ席を空ける中で、こういったソーシャルディスタンスを取っていると。下のほうのやつが、これが今までの形の中で、やはり前後の生徒とか左右の生徒もやっぱり1メ

ートルぐらいの間隔しか取れないというのが現状としてあります。

これはもう文科省が出している教室の配置図なんですけども。やはりここで示したとおりですね、40人学級だと身体的距離2メートルが確保できないと。国はマスコミなどを通じて人と人との接触を避ける、身体的距離を空けると言っていますが、学校の中ではなかなかそうはできないのが実態だと思います。

今茨城県、今日の話でS t a g e 2になったわけですけども、ごめんなさい、これ作ったときはまだS t a g e 3だったもので、それでいきますと、社会全体がコロナ禍の中で新しい生活様式が進む中、学校だけが新しい生活様式になっていないのが現状ではないかと思います。子供たちが1日のうち最も長くいる場所、そこが教室です。そこで感染を防ぐためにも少人数学級は必要ではないでしょうか。

そのために、教職員の確保、これも問題になります。過去10年の退職者は、全国で約20万人おるそうです。そのうち約半数が任期付再任用職員ですとか非常勤講師だと仮定しても、約10万人います。また、2019年度の全国の教員採用試験の受験者数、これが13万7,753人、そのうち採用者は3万7,080人。ここでも約10万人の教員免許を取得した教員が、教員になれなかった方がいるということです。つまり潜在的な教職員というのは大勢いるというのが実態です。

国県が、子供たちの安全安心を最優先するならば、今の時代少人数学級は必要不可欠ではないでしょうか。阿見町としても、国県に対して少人数学級の実現を強く求めるものです。町としての見解を伺います。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） コロナ禍の今こそ少人数学級の実現をの質問にお答えいたします。

阿見町においても、少人数学級の実現は課題の1つとして捉えております。

現在、県では、小学校、中学校とも少人数教育充実プラン推進事業で35人を超える学級ができる場合は常勤もしくは非常勤の講師を配置しております。町では、この事業に該当しない3つの学校に、ティーム・ティーチング講師を独自で配置しております。

一方、感染症予防を目的とした少人数学級を実現するための措置は現在のところありません。以上です。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） 感染症予防に対しての少人数学級の実現っていうのは今のところないにしてもですね、先ほどの、この図でも示したとおり、小中学校の中で、やはり40人近くいる中で、やはり学校としても何かしらの対策はもちろん取っているかと思うんですよ。それで

先ほどのバージョン4の学校における新型コロナウイルスの感染症に関する衛生管理マニュアル、その中に書いてあったんですけども、まず1つが密閉の回避ということで換気の徹底をするということで、2方向の窓を同時に開けるということが言われています。

あと2つ目に密集の回避。先ほど言った身体的距離の確保なんですけども、茨城、これちょっと作ったときはレベル3だったもんでね、茨城県のようなレベル3地域では児童生徒の間隔を可能な限り2メートル、最低でも1メートルは空けましょうと。3つ目に密接の場面での対応、これマスクの着用という形になるかと思うんですけども、やはりその身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用すると。

そういったことがマニュアルの中に書かれているわけなんですけども、阿見町の学校の中ではですね、現在どのような対応が取れているか、お願いします。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

阿見町の全小中学校の保護者宛てにですね、1回目、6月3日に配付しております。で、2回目が2学期始まりました8月25日に、全保護者宛てに文書を配布して周知しているところがありますけども、両方ともですね、学校での感染症対策に関しましては、検温カードを活用した健康観察の徹底。

2つ目が、石けんやハンドソープでの丁寧な手洗いの徹底。

3つ目が、マスクの着用。マスクの着用に関しましては基本的には常時マスクを着用。ただしですね、今熱中症のことが懸念されますので、健康被害が発生するおそれがあるときは外すということで、登下校時も同様に、学校それから保護者からも指導しているところであります。

4点目が教室内の換気。こちらに関しましては、廊下の窓、それから教室の窓、基本的には全開ということで、もう3月から換気に関しては阿見町は徹底しております。

5点目は、身体的距離の確保ということで、先ほど議員が御指摘ありました身体的距離ということで、机の配置に関しましては、各学校の学級の児童生徒数によって、距離が保てる学校、または1メートル以内の学校と、たくさんあるんですけども、そこは学校で工夫しながら取り組んでおりますし、グループやペアでの学習も、バージョン4でも国のほうからも言われております。各学校で工夫しながら、フェースシールドをしたりと、それから対面にならないようなグループを設定したりということで、今活動しているところであります。

6点目が、消毒・清掃、衛生管理の実施ということで、徹底した手洗いの指導もありますけども、先生方を中心に消毒作業をしております。9月からは子供たちも清掃活動をしております。

最後7点目が心のケアということで、アンケートに関しまして、学校再開した後、それか

ら2学期が始まった後、アンケート調査をしまして、全員に個別面談、必要に応じて、その後のチームでの対応ということで取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 永井委員にちょっと反論するわけじゃないですけど、ここに書いてある中に、学校だけが新しい生活様式になっていませんと書いてあるんですね。これは私ぱつと見たときには、これはちょっと永井議員によく見てもらうしかないなと思ったんですけど。

昨日も私ちょっと午後から管理訪問があつて、阿見の第一小学校行ってきました。確かに物理的に1メートル以上っていうのも結構厳しいです。ですから、それに関しては、今室長も言ったように換気ですね、換気を徹底するということでちょっと暑いくらいでした。全開しろって言うと、ちゃんとやるんですよ。本当は暑いときで風が強いときは少し狭めてやればいいんですけど、なかなかその辺も徹底できないでいるようなんですけど。この件に関しては私は、学校が一番新しい生活を守って頑張ってるんじゃないかなというふうに思ってるものですから、ちょっと一言申し上げさせていただきました。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） 今、教育長のお話ももつともな話でございます。私これ書いたのが結局、大人の社会の中で、それこそスーパーに行っても、こっからここまで空けてくれとか銀行のところに行ってもね、次の人はここに並んでくれだとか、そういった形がやられてる中でなかなか、学校も物理的な部分もちろんありますけれども、できないっていうのが現状としてあるんじゃないかなと思ってここに書かせていただきました。

あと、ちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど室長のお話の中で消毒に関して、このバージョン4の中で子供たちが机を拭いてる写真がたまたまあったんですけども、これは、ちょっと質問なんですけども、下級生、一、二年生でもそれはやってるわけなんですか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） 学校によってっていうことはほとんどないと思うんですが、子供たちは通常の清掃活動をしております。新入生、特に小学校1年生なんかは掃除をしたことがないので、掃除の仕方っていうことも各学校で教えなければいけない。それを、例年ですと上級生が下級生の教室に行つて、一緒に掃除をして掃除の仕方を教えていたっていうことがあるんですけど、今はそういうことができないので、担任の先生が中心にできる範囲での清掃活動をしております。

消毒に関しては先生方が行つておりますし、ある学校では、保護者のボランティアを入れて手伝っていただいているっていうような学校もあるのが現状であります。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） ちょっと私もバージョン4の中で、写真だけ見る中で、どうしても子供たちが机拭いてるの見たんでね、子供たちもやってんのかなというふうに一瞬思ってしまったわけなんですけども。うん、分かりました。

先生方のね、仕事が大変な中で、その消毒作業っていうのは、前もお話しさせてもらったかと思うんですけども、やはりこれも何かしらね、改善していく必要があるかと思うんですけども。

それで今、学校の中で考えますと、子供たち、特に低学年なんかそうなんですけども、この密になるなっていうのは非常に難しい部分だと思うんですよ。私もミニバスの指導してますけれども、すぐに集まってしまう。そういった中あるんですけども。町のほうとして一時期分散登校、これは全国的にだと思うんですけども、分散登校が行われていたと思うんですけども、ちょっとそのときの子供の状態なんか、もし何か分かれば。今と違って、その分散登校の中で、子供たちが授業をどうやって受けてたかが、もし何かそういうのが分かればちょっと教えてほしいんですけども。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

分散登校中はですね、各学校でも幾つもの教室を使いまして、身体的距離を取って、子供たちが登校して自習中心の学習をしていたのが現状であります。通常登校ですと、コロナで不安で登校できてない児童生徒は、全学校で一、二名でありますので、今のところ通常の教育活動が展開できてるといふところであります。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） 分かりました。分散登校の次は、そうか、自習という形でやられてたわけですね、考えてみたら。うん、分かりました。はい。

その中でですね、この全国知事会ですとか全国市長会、また全国町村会議、こういった連名で7月2日にですね、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言、そういうのが出されております。

その中でちょっと、一部分だけ読みますと「現在の40人学級では、感染予防のために児童生徒間の十分な距離を確保することが困難であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっている。今後予想される感染症の再拡大時に当たっても、必要な教育活動を継続して、子供たちの学びを保障するためには、少人数学級により児童生徒間の十分な距離を保つことができるよう、教員の確保がぜひとも必要である」と。こういったね、全国知事会の中でもこの緊急提言が出されているんですけども。

これちょっと教育長にお伺いしたいんですけども、回答の冒頭にですね、「阿見町においても、少人数学級の実現は課題の1つとして捉えております」、このように書かれております。少人数学級、教職員の確保ってのはこれ国・県の問題だと思うんですけども、国ではね、教員免許制度なども導入してですね、教員不足に拍車をかけているということがあります。そういった状況の中でもですね、ぜひとも少人数学級を実現させていただきたいと思うんですけども、教育長のほうのお考えはどうかと思っ、お伺いします。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 大変ありがたい御指摘だと思っ、今聞いていました。国でももちろん、定数を少なくしようという動きはあるんです。文科省のほうでですね。でも、なかなか実現できません。それは学校の、もう今の規模だということ今度は、校舎がクラスが足らなくなりますから、小さく分けていけば。先生も足らなくなります。

定数と、子供たちの人数と、先生方の数の法律が一番の元締にあるわけですけども、そこから辺を今文科省の国のほうでも、何とかしたいという思いはあるんだと思いますが、なかなか。コロナでそういうきっかけつくってくれば、私はもう大変ありがたいと思っ、てるんですけど。ただそうなると、町でもまた校舎増やしたりなんかするしかないというふうなこともありますので。できれば、もう少し1学級の定員を40名ではなくて25名ぐらいにしてもらえるとありがたいというふうには、個人的には考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） 今ね、教育長の中のお話もあつたんですけども、やはり国のほうで動かないとなかなかできないっていうのが現状であります。あとは、具体的に言っちゃえば校舎が、教室が足りないっていうようなね、こともあるかもしれませんが。国会の中でも、安倍首相なんかもですね、少人数学級を可能とするような方向で検討したいとか、そういった部分部分では答えてるんですけども、なかなかそれが実態としてなつてないということが現状としてあります。そういった中でね、今教育長のね、おっしゃつたような形でね、ぜひとも20人、25人。実際のところ、1人の先生が見るのが40人というのはやっぱりかなりきついなと、私も思います。

ですから、幾ら教員免許を持って、先生のプロパーな形で考えてもやはり一人ひとりの子供の声、目を見て話をする、そういったことを考えたら、やっぱり20人、25人、その辺りがね、限界じゃないかと思うんですよ。この今回のね、コロナの中で、共産党としてもね、少人数学級を子供たちにプレゼントしようというような形で、いろんな提言を出しております。コロナが早く収まっていたらいいわけなんですけども、そういった中でね、今後ともその少人数学

級，ぜひともやっていきたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（久保谷充君） これで，10番永井義一君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時47分散会

第 3 号

[ 9 月 10 日 ]

## 令和2年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和2年9月10日（第3日）

### ○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君		
副町	長	坪田	匡弘	君		
教	育	長	湯原	正人	君	
町	長	公室	長	小口	勝美	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
人事課長	青山広美君
防災危機管理課長	白石幸也君
社会福祉課長	遠藤朋子君
子ども家庭課長	小澤勝君
健康づくり課長	佐川廣子君
都市計画課長	林田克己君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	竹之内英一君
学校教育課長	小林俊英君
生涯学習課長兼 中央公民館長	煙川栄君
指導室長兼 教育相談センター所長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和2年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和2年9月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

令和2年第3回定例会

一般質問2日目（令和2年9月10日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 海野 隆	1. 今後想定される新型コロナウイルス感染症第3波に向けた課題及び対応について 2. 小規模特認校・君原小学校の現状について	町 長  教育長・町長
2. 高野 好央	1. 放課後児童クラブ・子ども教室の所管替えについて	町長・教育長
3. 飯野 良治	1. 新型コロナ禍における人権問題について 2. 新型コロナ禍における「道の駅」の対応について 3. 新しい生活スタイルと産業の活性化について	町長・教育長 町 長 町 長
4. 石引 大介	1. 中学校入学祝い事業の創設について	教 育 長

午前10時00分開議

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（久保谷充君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を30分といたしますので、御協力のほどをお願いいたします。

議員各位に申し上げます。会議規則第61条第1項に規定されているとおり、一般質問は町の一般事務についてたずねる場であり、したがって町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔11番海野隆君登壇〕

○11番（海野隆君） 11番海野隆でございます。今日、最初の質問なので、気合を入れてやりたいと思います。

8月の29日にですね、安倍首相が退陣を表明して、間もなく新しい総理大臣が決まるということで、日本も非常に動いている。野党第一党も統合した新党で党首選をやっているようですが、8年近く安倍総理大臣が日本の首相の、総理の座にあってですね、様々な改革も、まあ、いろいろ指摘される場所もあるということで、新たな政治が行われるのではないかと期待をしております。

今日は何の日かと申しますとですね、2015年、ちょうど5年前になりますけれども、常総市で水害がありました。阿見町からも給水車が出たり、支援に行ったわけですね。私も常総で友人がおりましたので、見舞いかたがたお手伝いもしてまいりましたけれども、今年も非常に、過去ないような台風が来るということで、いつも本当に毎年、水害、地震、いろいろと自然災害が来ておりますので、一層気をつけていかなければいけないと思います。

それでは、早速、一般質問に入ります。

今回、私は2つの質問、1つは、今後想定される新型コロナウイルス感染症第3波に向けた課題及び対応について、2つ目は、小規模特認校である君原小学校の現状について、執行部に質問をしたいと思います。

まず、1番目の質問ですが、最近の新型コロナウイルス感染症をめぐる状況は、専門家によれば、3月から4月にかけての第1波の流行に続いて、7月下旬からの第2波の流行であると言われております。今後、秋から冬にかけて第3波の流行が予想されており、完全終息までには長い年月、期間がかかると予想されています。

現在も、医療の現場では、熱中症症状との判別の困難さがあり、重症者の増加も見られているなど予断を許さない状況であります。秋から冬にかけては、例年流行するインフルエンザの流行もあり、さらに警戒を要するものと思われまます。

茨城県では3月17日に、イタリア出張から帰国したひたちなか市の会社員が第1例として感染が確認されてから、これまでに、9月9日、昨日、17時現在ですが、累計で589名が感染し、14名が死亡しております。退院及び退所、回復者は509名となりましたので、現在も70名程度の方が闘病をされているということになります。

阿見町では、3月19日に、県内第3例目として、海外旅行から帰国した会社員の方が感染症と確認されました。その後4月6日及び19日にも、それぞれ1名が確認されました。その後の感染確認はありませんでしたけれども、第2波では、8月14日、17日にそれぞれ1名、それから9月7日に1名、9月8日に2名の確認があり、累計で8名の方が感染されております。

阿見町内では、感染症拡大予防のために、国及び県の指針に沿いながら、阿見町も様々な対策を取ってまいりました。新しい生活様式などの町民への呼びかけ、学校での対応や、学童、保育所、幼稚園などの教育・保育の現場での対応、地域経済対策、定額特別給付金の支給など、課題はあったものの着実な対応だったと思われまます。

一方、第1波の当初では、特に情報発信や伝達等の面で町民の不安に応え切れていないという評価がありました。その後、防災無線やインターネットを活用して、町長が前面に出る形で情報発信するなど、様々な改善がありました。

そこで、今後想定される第3波に向けた対応について、以下の質問をします。

1、今回の新型コロナウイルス感染症対策の主管課だった健康づくり課では、日常業務を行いながらの対応で、業務遂行に大きな影響があったと思われます。第2波及び第3波での対応や課題について、及び電話、窓口、インターネットなどでの相談件数及びクレームや情報提供など、相談内容について伺います。

2番、今回の経験から、町民が安心して働き続けるためには、役場機能や保育所、学童、医療、福祉施設等が持続的に機能することが重要であり、従来の3密対策や消毒の徹底にとどまらず、医療体制や検査体制の確立が重要であることが分かりました。

阿見町を含む当該医療圏の医療体制及び検査体制整備の現状と対策について伺います。

3番、役場職員の在宅勤務の実施で感染防止と業務継続を図った成果と今後の課題について、及び役場内の決裁及び町民課窓口ですね、窓口ですね、窓口でのハンコ文化の廃止について伺います。

4番、熱中症や新型コロナウイルス感染症での発信で活用されている防災行政無線放送の受信点検結果及び戸別受信機の設置について伺います。

5番、危機的な事態では、防災及び減災の専門家、医療や防疫の専門家からの助言が欠かせません。対策本部とは異なる日常的な制度として、助言や評価を行う各分野のアドバイザーボードの設置の必要性について伺います。

最後、6点目ですが、今後想定される第3波に向けた総括的な課題と対応について伺います。  
○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

海野議員の、今後想定される新型コロナウイルス感染症第3波に向けた課題及び対応についての質問にお答えします。

1点目の、第2波及び第3波での対応や課題、相談件数や相談内容についてであります。  
課題は4つ挙げられます。

1つ目は、対応部署が健康づくり課に偏り、全庁的な対応が初期からできてなかったことです。これについては、対策本部にコーディネートする役割を確保していきます。また、対応の指針となる新型インフルエンザ等対策行動計画を更新し、職員に周知する予定です。

2つ目は、感染症対策に要する物品の不足です。マスク等対策物品及びサーマルカメラなど必要な物品の購入を進めてまいります。

3つ目は、職員の感染症に関する知識不足から、危機意識が醸成されていなかったことです。職員全員が各職場での感染予防対策を実践できるよう、知識の普及を行う必要があると考えて

おります。職員への研修を進めてまいります。

4つ目は、この秋以降インフルエンザ流行時期と重なることです。今後、高齢者と小児のインフルエンザ予防接種の接種費用を全額助成し、感染症への予防意識を高め、インフルエンザによる症状のリスクを減らし、町民の不安の軽減に努めてまいります。

電話や窓口等での相談件数及びクレーム、情報提供などの相談内容については、3月18日の町内1例目の発生を受け、翌19日から町民の不安を軽減するために電話相談窓口を開設しました。

これまでの相談件数は、8月31日時点で、電話相談が489件、インターネットによる相談が14件あり、合計503件です。

当初、電話相談の内容は、感染者の居住地や行動歴などの詳細を知りたいという内容が多く、町は県が公表している内容以外の情報がないことや、プライバシーを守るために公表されない情報であると回答することでお叱りを受けることが多くありましたが、次第に減少し、8月の新規感染者発生時には、感染者に関する問合せはありませんでした。

現在も相談には随時対応しておりますが、相談件数は減少しており、最近では、PCR検査はどこで受けられるのかという問合せが増えている傾向にあります。体調に心配がある方へは医療機関の受診方法を伝え、不安の軽減を図れるよう対応しております。

2点目の、阿見町を含む当該医療圏の医療体制及び検査体制整備の現状と対策についてであります。

医療体制についてですが、町は取手・竜ヶ崎保健医療圏に属しており、保健所は竜ヶ崎保健所、医師会は稲敷医師会となります。圏域内には病院が19か所あり、PCR検査の結果、陽性が判明した場合には、保健所の指導により指定の病院等への入院もしくは療養することになります。

PCR検査体制についてであります。圏域内のPCR検査実施場所は15か所です。しかし、医療機関名は公表されていないため、検査の必要があれば医師や保健所の指示に従っていただくことになります。

稲敷医師会における検査体制の状況につきましては、永井議員の御質問に回答したとおりでございます。

3点目の、職員の在宅勤務の成果と今後の課題と、決裁及び窓口でのハンコ文化の廃止についてであります。

4月22日から5月末日まで、在宅勤務を活用した2交代勤務並びに密解消のための間引き勤務を実施しました。感染症の拡大防止のため、接触機会の低減を図るとともに、不測の事態に陥っても業務継続が維持できるよう実施したものであります。結果として、現在まで職員1人

の感染もなく、業務を継続することができており、一定の成果があったと考えております。

課題につきましては、在宅勤務実施後の調査により、業務配分や情報共有が困難という理由から業務効率の低下が挙げられるとともに、どの部署においても個人情報を取り扱う業務が多く、内部資料の持ち出しや閲覧が困難となり、効率的なモバイルワークのための環境整備が急務であるといった課題が挙げられております。

役場内の決裁についてですが、当町では多くの事務について起案文書を回議し、権限者が決裁欄に自らの印を押印することにより意思決定を行っております。このような事務処理の意思決定に関する文書は当該事務処理の記録としても必要なものであります。なお、緊急時には、決裁が滞らないよう、状況に応じ適切に対応してまいります。

町民窓口でのハンコ文化の廃止についてであります。行政手続における押印を廃止することは行政サービスの利便性の向上につながるものであります。押印の必要性を精査し、真に必要な場合を除き廃止するよう順次対応してまいります。

4点目の、防災行政無線放送の受信点検結果及び戸別受信機の設置についてであります。

町内90か所に設置された屋外スピーカーが正常に作動するかの点検は毎年行っておりますが、これまで運用してきた中で、町民の方から、放送内容が聞こえない、聞き取りづらい等の声に対して、その都度職員が現地に赴いて、その確認作業を行ってまいりました。

無線放送は森林帯や地形の高低差等の自然環境、天候等に影響を受けやすく、今まで確認してきた結果、複数か所を難聴地域として把握しております。

戸別受信機の設置についてであります。戸別受信機は阿見町防災行政無線戸別受信機取扱要綱に基づき、町の行政施設やその他公共施設、地区公会堂等の集会施設、学校や病院・福祉関連施設、大規模商業施設や工業団地企業のほか、町内の土砂災害警戒区域の居住者のうち希望者に対して、計228か所設置しております。

議員御指摘の町内全世帯、あるいは難聴地域の個人宅への設置は、財政的に厳しい状況ですので、現時点で考えておりませんが、その代替手段として、防災行政無線専用フリーダイヤルや町ホームページを御利用いただいたり、阿見町メール配信サービスあみメールに登録していただくと、正確な情報の取得が可能になりますので、御協力をお願いしている状況であります。

今後も、これら以外の新たな防災情報伝達手段を調査研究し、無線の難聴地域の補完措置を行っていきたいと考えております。

5点目の、アドバイザーボードの設置の必要性についてであります。

町では私を本部長とし、副町長、教育長、各部長を中心とした対策本部を設置し、対応に当たってまいりました。専門的な判断が必要となる場合には、随時県や保健所、町内の代表医師等に助言や指導を受けながら、適切に対応できるよう努めております。

また、さらに今後に向けてアドバイザリーボードの設置の準備も進めているところでございます。

6点目の、第3波に向けた総括的な課題と対応についてであります。

感染拡大を防止することが引き続き大きな課題と考えております。町職員が感染した場合、役場庁舎消毒のための一時的な閉鎖により行政サービスを低下させないよう、うずら出張所の機能を強化する必要があると考えております。

また、感染拡大防止対策を徹底するために、広報やホームページ、あみメール等を用いて町民への情報発信を行うとともに、各事業、あらゆる場面で周知を徹底してまいります。

それとともに、感染収束の見通しが立たず長期化していることから、経済的な影響や、人との接触や外出の機会が減少し孤独感を強く感じるなど、精神面の不調をきたす方の増加が見込まれるため、心の悩みに寄り添う支援も今後の課題として挙げられます。

これらについては、町で実施している「こころの健康相談」での対応や、各種相談窓口を紹介する等の支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 御答弁ありがとうございます。詳細な御答弁ありがとうございます。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

当初ですね、第1波のときですけれども、お互いに慣れなかったというか、それ当たり前ですよね。職員も、一般職員ですね、一般的な職員については、専門的知識も含めてね、対応が慣れなかったし、町民のほうも、不安があつてですね、不安があるとやっぱりどうしても対応するというかね、相談したりするのはやっぱり役場なんですね。だから今回私ね、今回のコロナウイルスの新型コロナウイルスの感染者の状況を見てね、いかに役場というのが住民にとって必要だし、頼られているかってことはね、よく分かりました。

それでね、特にね、その町民の中でも、専門知識があつて、非常に関心のある町民がいるんですね。そういう方々からすると、ちょっとやっぱりこう、不十分だなあというようなことで様々な意見をおっしゃっていただく方がいらっしゃいました。

他市町村でやっていることを、どんどん町内でも取り入れてやってほしいとか、例えばそういうことですけれどもね。例えば、役場庁舎入り口にですね、非接触型、そこを通ると温度というか温度の範囲が分かって、正常の範囲だというような、そういうAI型の体温感知器ですね、これを装備するとか、それから職員のね、マスク着用をね、徹底してないかっていうことでね、大分言っていらっしゃる方がいらっしゃって、そういう観点からするとね、少し町民

に対して、もちろんやっているんだけど、こういうことをやってるってことをしっかりと町民に説明するというか、見せるというかね、そういうことに少し工夫があってもよかったんじゃないかなあと思うんですけども、担当課としてね、そういう見せる、町民に、役場としてはこういうふうにやってるっていうことを見せる、その工夫というものを提案してもよかったのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、当初、役場のほうの対応でございますけども、1月28日に、国のほうが新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定したときにですね、直ちに、健康づくり課としては、総合保健福祉会館にアルコール消毒液を設置しまして、その後、町の管財課のほうに依頼し、町の役場庁舎入り口にアルコール消毒液を設置しました。

その後、第1回の対策本部会議が2月3日に開かれまして、職員のほうに対しまして、窓口対応職員についてはマスク着用の徹底を指示しました。ただし、その時点で既にマスクの入手というのは非常に困難な時期になっておりまして、町の防災関係で備蓄していたマスクのほうを、各担当課長のほうに配付しまして、職員のほうがマスクがなくなった場合、そのマスクを随時使用してしのぐという形のほうが、対応のほうが取られたところでございます。

また、手指消毒の徹底ということで、各課に1本のアルコール消毒液のほうを配付いたしました。

それと、カウンターなどのほうのお客様対応の窓口についての消毒については、次亜塩素酸ナトリウムのほうの消毒液のほうの希釈したものを既に用意しまして、消毒するような形で、始業前、昼休み、終業後って、必ず消毒するという形を徹底したところでございます。

そうした工夫を取っておりましたが、職員、先ほど海野議員に対して、町民に見せるということという意識というのは確かに少なかったのかと思いますが、町として、町民に対してできる対応というのは全てしたところと考えております。

ただ、A I の非接触型の体温計につきましては、まだその時点については設置という話はしておりませんが、事業が中止になっている中で、今後、町の事業を再開していくというときには、そういう非接触型体温計を設置することというのは必ず必要になってくるだろうという形にはなっておりましたが、いかんせん、体温計というのはいろんな感染症対策の物品については、ほとんど品切れ状態になっておりまして、なかなか購入するというのがなかなか難しい状況になってきたのは、皆様御存じのとおりかと思っております。

そうした中で、町のほうでもできることはしてきたところでございますが、海野議員の視点

というのは、一つ、今後も参考にしていくべきかと思っております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

次ね、相談の内容、件数、内容についてお伺いしたいんですけど、相当あったなあと。これほとんどが1次の部分だったんじゃないかなと思いますけど、町でね、感染者が判明すると、多分反応があるんじゃないかなと思うんですけども、この間少し落ち着いていたわけですが、これ質問通告してから、3人ね、これでも家族でということのようなんですけども、判明して、不安が解消しているとまではなかなか言えないんじゃないかと思うんですね。

で、この間、8月、9月とですね、感染症が判明したんですけども、そういう状況の中での相談件数、内容ってのはどういう形になりますか。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

9月以降の相談件数ですが、5件の相談という形になっておりまして、そのうち3件についてはPCR検査の相談、それと、残り2件につきましては、9月6日に判明しました未就学児の保育施設について、どこなんでしょうかという問合せがということで聞いております。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 当初のね、その相談件数、お互いに不安だっって話をしましたけど、町民も相当不安だったはずなんですよね。町民にとってはね、やっぱり自分の身を守るために情報が欲しいわけですよ。自分が感染症と判断された人が通った経路を、自分も同じように通ったのかどうかとかね、何が不十分だったら感染症のリスクが高まるのかと、そういう情報がね欲しかったんだと思うんですね。ただ単に興味関心だけでね、興味だけでやっているのではなくて、そういうこともあったのではないかなというふうに思います。

それで、聞きたいのは、よくね、報道では、感染者がですね、いわれない非難に遭う、いわれない差別に遭うと、こういうことがあったというふうに聞きますけども、阿見町の場合にも、感染者が出てるわけですが、そのような例というのはございましたか。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

感染された方とか、医療従事者とか、いろいろな非難ごうごう、非難がかなりあったというのは、世間では、私も報道等で知っておりますが、阿見町においては、そういう相談例というのはございませんでした。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 阿見町の町民は比較的冷静にね、対応したということで、隣でね、助け合ったということになると思います。

それで、やっぱりさっき言ったように、感染防止のための情報提供っていうのと、感染者の個人情報を守るといふことの重要性、この2つっていうのは常にあって、今後もバランスよく情報発信できるような体制を取っていくだろうと思うんですけども、今後もこういった、これまでどおりの対応というような形でよろしいですか。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

町のほうが公表する情報としては、あくまでも県のほうから、公表していい情報という形で提供された情報のみを、このまま提供していく所存でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 次、PCR検査、医療体制の関係なんですけども、PCR検査についての問合せが多くなったと。で、昨日ね、永井議員と執行部でね、いろいろやり取りをされていて、検査件数があるとかね、それから費用、こういったことがやり取りがされていました。

それで、これもある人から情報提供を受けたんですけども、ネットの世界ですけどね、竜ヶ崎保健所管内に住むものですと。都内勤務の夫が発熱して、せきの症状が出ているけれども、保健所に問い合わせても様子を見るようにとしか言われないうと。どうしたらいいのかわかることを書いてあるのあるんですけども、阿見町で、今後もね、第3波だから、感染症が判明することは、濃厚接触者として判明することもあるだろうし、市中感染というか経路判明しないということで判明することもあると思うんですけども、検査をやりたいと、検査を行いたいといった場合に、現在どういう指導を町としてしているのか。保健所に直接相談する人もいるし、町に相談する人もいる。そうすると、接触者外来センターに連絡しろとか、保健所に連絡しろとか、保健所から指示を待つとか、こういう形で、これはなかなか保健所が取り上げてくれないという話だったんです、さっきはね。そうすると、一般の人がね、検査を行いたいなと思ったときに、今、阿見町では、どういうふうにしたらいいのかということをお教えください。

○議長（久保谷充君） 湯原部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

PCR検査なり、何らかの医療機関にかかりたいという方については、既にかかりつけ医のほうに相談するように指導しております。現在については、かなりPCR検査のほうを受けやすい状況になっておりますので、そうした必要があると医師が判断した場合については、必要

な機関のほうに取り次いでいただいているところでございます。

また、PCR検査の件数で、今後の検査体制でございますが、茨城県知事のほうが、県議会の9月議会の冒頭において、今月末までには、1日当たり1,500件の検査体制を整えるという形で明言しておりますので、昨日の永井議員の御質問にも答えましたが、直近の1週間では約1,508件という形で回答しましたので、1週間当たりの検査体制が、今後については1日でできるような検査体制を整えますので、かなりPCR検査のほうが、今以上に受けやすくなるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

次、3点目のね、ハンコ文化の廃止についてなんですけども、職員の中のね、ハンコを押していくというね、決裁の関係は、これはお任せするとしてね、答弁でね、町民がですね、窓口で、いろんなやっぱりハンコ押します、記名押印だとか、署名押印だとかしてね。そのときには必ず顔写真の入ったね、本人確認の書類を求められておりますけれども、廃止を検討できる、廃止を必要としないもの、これはどういったものがありますか、今。

○議長（久保谷充君） 総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

地方公共団体の事務でございますけれども、法定受託事務、それから自治事務などがございまして、押印を必要とするものにつきましては、時間的な状況の中で詳細な調査は実施できていないんですけれども、多数の事務手続があると思われまして。

また、押印が廃止できるものにつきましては、自治事務の中でも、法令等で義務づけられていない事務手続などが考えられます。

それと、押印の見直しなどの行政手続のデジタル化につきましては、本年7月の17日に閣議決定されました国のほうの規制改革実施計画の中で位置づけられておりまして、その中で可能な限り国が地方公共団体に共通する統一的なプラットフォームを整備するなど、一定のガイドラインが示されるとされております。それに沿って推進していくことが妥当であると考えております。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 具体的に、窓口で町民が来たときに、どういうものだったならば、これ、廃止が検討できるなというのは、具体的にはまだ検討していないというか、分からないですか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、具体的な取組につきましては、今、先ほど答弁しましたが、

国の方針等、規制改革の中で示されていくというようなことで考えております。

ただ、申しましたとおり、町の独自事務については極力廃止の方向でというような考え方が一定の規制改革の計画の中でも示されておりますので、それに沿っていきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

次はね、防災行政無線の件ですけれども、これは昨年のね、12月に難波議員、それから3月、2月の議会かな、永井議員がね、詳細にやり取りをされていて、それで私も議事録を読んだりしたんですが、逆に言うとね、まず調査をされたということなんですけれども、誰だっけ、朝日さんか、逆にね、放送が明確に聞けると、うちの中にいてね、という世帯の割合ってどのぐらいかっていうのは分かります。そこ議事録でも書いてないのね。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

申し訳ありませんけど、その割合は承知しておりません。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 私も比較的、家の、アパートの中にいることが多いんですけど、まあ聞こえませんが、ほとんどね。ちょうど土浦の境なんで、どっちが言っているのかもよく分からないような感じで。

それで、2月の永井さんとのやり取りでは、全世帯に戸別の受信機を配布すべきじゃないかっていう、多分やり取りだったと、永井さんとの関係はね。私はそうじゃなくて、もちろん今ね、228か所ね、希望者も含めてね、やっているんだけど、希望者がいれば、配布っていうか、戸別受信機つけてやってもいいと思うんですけども、これ、何でつけられないんですか。

○議長（久保谷充君） 朝日部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

答弁でも御説明しましたけれども、財政的な問題があるということで考えていまして、戸別受信機を設置するための費用がですね、今、現時点で設置しているものについて言いますと、戸別受信機の本体が約7万円、それを設置するための工事費用が別にかかりまして、それが約13万円、で、合計で約1基につきまして20万円もかかると、そういったお金がかかるということで、ちょっと財政的に厳しいという判断をしております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 土浦市の例があつて、が出てて、やり取りの中で20万だと。ただ13万

ぐらいでもできそうだとか、いろいろそのやり取りがあるんですけども、戸別受信機をどうしてもつけてほしいというのはね、そんなにたくさんいないんじゃないかと思うんですよ。

あみメールを一生懸命、町が今ね、推進してて、約4分の1は……。4分の1世帯なのかどうか分からないけども、4分の1、25%はあみメール登録されているようだ。この人たちは要らないですよ、多分、戸別受信機ね。その他、私はJ:COMでやるからとかっていう形の人たちは要らないと思うんですが、どうしてもやっぱり高齢者でね、スマホができない人とか、そういう人もいると思うんですよ。そういう人たちに、やっぱりそれは希望者にですね、戸別受信機つけてあげると。

これね、お金の話をしてますけど、お金では買えないものもあるんじゃないかなというふうに思いますし、コロナを機会にね、そういった国から4億数千万円下りてきて、それプラス町の財源も使ってやっていくような方向で、今後検討していただきたいと。すぐには結論出ないでしょうから、そういう形での要望をしておきたいと思います。

あと2つはね、これは要望を2つほど申し上げたいと思います。

1つはね、アドバイザーボード、これね、なかなか町長、これは孤独な立場で、最終的に、だって町長の判断とかね、決断、これしなくちゃならない。これをするのは結構ね、大変だと思います。そのときに、役場職員も、これは非常に有力なね、アドバイザーなんだけども、そのほかに、外部にですね、外部というか、町の中にアドバイザーを設けるんだけども、そういうアドバイスを受けるっていう、そういう仕組み、そういう仕組みはね、ぜひね、つくって進めていただきたいなと思います。

もう1つ、要望はですね、これまでね、新型コロナウイルスはなかなか当初どういう性質の感染症か分からなかったもので、不安が先走ってきたようですけども、どうも何かやっぱり落ち着いてきたと。死者数も少ないと。で、今後ね、大体、様相が分かってきたので、一喜一憂しないで、しっかりとね、基本的な、感染症の基本的なね、対応を、今後も続けていただいて、ハンマー・アンド・ダンスって言うんですね。ハンマー、ぐっと感染が拡大したときにはパンパンとたたくと。で、少したたいて落ち着いたら経済活動をやると。それを繰り返しながら、集団感染後を獲得して、落ち着いていくと。今までもそういう例だったようなので、そういう形でやっていただきたいということをお願いして、この項目については終わりにしたいと思います。

じゃ、次、いいですか。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 2番目のですね。小規模特認校・君原小学校の現状についてお伺いしたいと思います。

地域に学校を残したいという住民や保護者の要望や意向を受け止めて、君原小学校は今年度から小規模特認校としてスタートしました。小規模特認校は阿見町で唯一、町内のどこからでも通学できる小学校として、少人数での教育のよさを活かした特色ある教育ときめ細かな指導が行われる計画でございます。

私は今年の2月にですね、「奇跡の小学校の物語」という映画をですね、自主上映いたしました。映画の舞台となったのは宇都宮市立城山西小。2005年、平成17年度から、宇都宮市、学区以外の地域からもですね、児童の通学を可能とする小規模特認校として新たなスタートを切って、特色ある教育活動を展開しております。城山西小は1876年に創立された144年の歴史を刻んだ、古くからの歴史や文化が受け継がれた地域にある学校です。学習面でも十分に評価できるというふうにホームページを見て感じました。

君原小学校、一方、君原小学校はね、1878年、遅れること2年ですね、設立で、全校児童数、令和2年度だということ62名。歴史も学校が立地するロケーションもですね、城山西小学校とほぼ同じような条件にあります。君原小の小規模特認校制度は令和2年4月から6年間導入することになっております。

そこで、君原小学校の現状と課題、今後の方向性について、以下の質問をします。

1、準備不足のままのスタートだったのではないかと指摘もあるが、今年度から小規模特認校制度を導入した理由。

2番、今年度入学の地域外児童数や……、これ、地域外児童数ってのは、旧来の君原小学校の地域外ですね、や入学理由について。

3番、児童送迎が保護者の負担となっていると思われるが、送迎バス運行の実施について。

4番、少人数の教育のよさを活かした特色のある教育として掲げたそれぞれのメニューの効果、児童・保護者の満足度について。

5番、特に英語教育とICT教育、プレゼン教育の推進について。

6番、小規模特認校に関わる学校施設整備などハード面での要望について。

7番、来年度児童募集の広報等について。

8番、区域指定制度の導入効果など、人口増を図る地域政策について。

9番、6年間の小規模特認校制度導入終了後の取扱いについて。

以上9点についてお伺いしたいと思います。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） おはようございます。

それでは、1点目の、今年度から小規模特認校制度を導入した理由についてであります。

昨年5月に君原小学校検討委員会から、君原小地区8行政区の総意として君原小学校を存続する方向が示され、その方法の1つとして小規模特認校制度の導入を考えているとの要望書が提出されました。これを受け、君原小学校検討委員会及び町立学校再編検討委員会を開催しました。

議員御指摘のとおり、町立学校再編検討委員会に参加した委員から、4月開始で間に合うのか、準備期間を設けたほうがいいのかとの御意見も頂戴しました。しかし、君原小学校では、少人数によるきめ細かな教育、豊かな自然環境を活かした体験活動、農作業体験、伝統芸能など、少人数のよさを活かした特色ある教育が既に行われている実態がありました。また、小規模特認校制度の導入を要望している君原小地区や小規模特認校制度を利用する児童や保護者にとっては、準備期間を設けるより早めに運用を開始する方がいいとの議論もあり、協議の結果、小規模特認校制度を令和2年4月から6年間導入する案を御承認いただきました。

この町立学校再編検討委員会からの答申に基づき、12月の教育委員会定例会で町立学校再編計画追加版が承認され、今年度から君原小学校に小規模特認校制度を導入することが決定したものです。

2点目の、今年度入学の地域外児童数や入学理由についてであります。

今年度は3人の児童が小規模特認校制度を活用して通学区域外から就学しています。入学の理由としましては、君原小学校の少人数教育に魅力を感じ、きめ細かな指導を希望するなどです。

3点目の、送迎バス運行の実施についてであります。

町では、小規模特認校制度とは別に、一定の条件を満たすことで本来の通学区域の外から就学を認める指定校変更制度を設けております。この制度を利用して通学する児童生徒は、保護者の負担及び責任で通学していただいています。両制度の均衡を保つため、現在のところスクールバスによる児童の送迎は予定しておりません。

4点目の、少人数の教育のよさを活かした特色ある教育として掲げたそれぞれのメニューの効果、児童・保護者の満足度についてであります。

今年度は、当初計画していた活動がこのコロナ禍の影響でほぼ実施できませんでした。ただし、生活環境が変わったことにより、児童はおおむねそれぞれの学級集団での学習活動に参加できるようになってきております。保護者からは、君原小学校で落ち着いて生活できていることに感謝の念を伝えられる場面が複数回あったと報告を受けております。

5点目の、英語教育とICT教育、プレゼン教育の推進についてであります。

英語教育については、今年度から外国語活動や、外国語の授業がない低学年の授業にもAL

Tが担任とともに入り、英語に触れる機会を増やしております。今後は、君原小のALT1名を配置するための増員の検討を、ICT教育とプレゼン教育についてはオランダの日本人学校との交流なども考えております。

6点目の、小規模特認校に係る学校施設整備などハード面での要望についてであります。

昨年7月に開催した君原小学校検討委員会では、体育館の屋根がさびにより変色しているため、修繕の御要望をいただいております。今年度修繕工事を行います。学校からは、雨漏りの修繕、特別教室への空調設備の設置、トイレの洋式化等の要望を受けております。

7点目の、来年度児童募集の広報等についてであります。

来年度新入学予定者及び現小学1年生から5年生の町立小学校在籍児童とその保護者を対象に、昨年度と同様にチラシを配布するほか、町ホームページ、広報あみにも掲載し、小規模特認校制度を広く周知していく予定です。

8点目につきましては、町長から答弁いたします。

9点目の、6年間の小規模特認校制度終了後の取扱いについてであります。

今後、時期を見て君原小学校検討委員会を開催し、6年後の対応について地域と協議していく考えです。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 8点目の、区域指定制度の導入効果など、人口増を図る地域政策についてであります。

町では、市街化調整区域における集落機能の維持・保全を図るために区域指定制度を平成30年6月7日から施行しております。当該制度による君原地区の建築件数は4件になりますが、他地域からの転入件数は1件という状況です。

小規模特認校制度による君原小学校への入学世帯が、区域指定制度を利用して君原地区への定住につながることを理想であると考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） それでは、それぞれ御丁寧な答弁ありがとうございました。

再質問に入りたいと思います。

まず第1点目ですけれども、準備不足だったんじゃないかっていう話なんですけれども、初めて、阿見町として初めてのね、小規模特認校制度をスタートさせるというところで、いろいろ、今、御答弁がありましたけれども、やっぱり教育委員会としてね、制度そのものの研究はやられたと思いますけれども、通学は町内全域になるわけですよね。そういう場合の学区の考え方、

捉え方とか、それから指導室かな、指導室として、教育指導方法などの支援などね、どのような準備を行ったのか、もう一回、もう少し詳しく教えてもらっていいですか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

特認校の研究につきましては、まず職員がですね、平成30年それから平成31、R1ということで牛久市の奥野小学校を訪問させていただきまして、制度の実施の実態や特認校としての特色をですね、直接確認をさせていただいております。

そのほかですね、県内で小規模特認校制度を実施をしている各学校のほうに聞き取りを行ってございます。具体的にはですね、水戸市にあります上大野小学校、下大野小学校、大場小学校、それから国田義務教育学校、そして日立市にございます中里小学校、中里中学校、笠間市にございますみなみ学園義務教育学校、そして東海村にございます照沼小学校、こちらの8校に直接、その状況などを伺ってございます。

それとあと、通学区域に関しましては、町内全域から就学できるということで、本来、指定校変更制度ということでいきますと、要するに学区外の指定を変更するという事なので、直接その御本人様に移動をお願いしているという状況がございまして。特認校の場合は、君原小学校の学区はそのまま残すという形になりますので、町内全域からお越しいただくことはできるんですけども、同等の考え方で、自己の形で動いていただくということにしております。

その他、学習のほうの支援につきましてはですね、立ち上げの際にですね、地域の特色を活かした農業体験、それから動物との触れ合いを行うような体験、そして君島の伝統芸能実技や、英語教育の充実などにつきまして、学校と十分な調整を行ってスタートしたところでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 準備は万端整って始まったというふうに理解しました。

それで、3番目、今、通学の問題が出ておりましたね。指定校変更制度と制度の均衡を図るためにスクールバスは出さないということの答弁がありましたけども、普通ね、小学校の通学距離って4キロですよ。これは指定変更制度とは、これ異なる、全く異なる制度設計の学校だと思うんですよ。それで今、牛久の奥野小学校もじっくり、これ隣接ですからね、行ったってことなんですけども、ほかの自治体で通学バスを運行しているって例はありましたか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今、御指摘いただきました牛久市の奥野小学校で通学バスを運行している状況を把握してございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 極端なのを挙げれば、荒川沖の駅の近くからね、こっちの美浦のね、まで通う子だっていますよね、やっぱり非常に魅力を感じて。町が設定したんだからね。だから、それはやっぱりね、何らかの方法で送迎方法というものを考慮してあげてもいいと思うんですよ。それでこれね、50名も60名も行かないんですよ。行かない。そうすると、今ね、統合で、下本郷じゃなくて、実穀辺りからね、本郷小学校に行っていますよね。吉原もそうですね。そうすると、大きいバスを使うか小さいバスを使うか、今のところ4名だっけ、ごめんなさい。3名だったな、3名。だとすると、この宇都宮西小の例を取ってもね、大体10名、アッパーね、大体10名ぐらいなんですよね。そうすると、そのことは少しね、検討して、考慮してあげてもいいんじゃないかなと思うんですね。

どんなにいいね、入れたくても、魅力的な学校でもですね、やっぱり共働きっていうこともあるだろうし、そうするとそれ選択できないと、選択できないということになるので、ぜひね、これを検討をしていただく……、検討していただけるかどうか、もう一度再度お伺いしたいと。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

改めて通学区域の考え方を、再度ちょっと御説明をさせていただきますと、今回の再編で統廃合ということが進む中で、例えば阿見小と吉原小の例でいきますと、学区が統合することによって大きくなったと。大きくなったことによって遠距離が発生するので、今、町としては通学バスを運行しているという、そういう状況がございます。

先ほど御説明したように、指定校変更制度の場合は、その学区を越えた形で、いろんな事情により、その制度の範疇の中で違う学校のほうに通われるということですので、個人の方法で通学のほうは面倒見ていただくということになってございます。

特認校の場合も、学区が君原小学校という学区はそのまま残っておりますので、君原小学校に、学区にいらっしゃる方は君原小学校に通われると。ただ、全域に特認校制度を広げましたので、町内の中で御自由に行き来をしていただくことができると。その場合には自己責任でというようなことが、今の制度のありようでございます。

確かに指定校変更制度と特認校制度の制度趣旨は違いますが、通学区域の現状はそのような状況でございますので、今後、奥野小学校の例もございまして、そのような状況をちょっと見据えながらですね、検討していきたいというふうには思います。

以上でございます

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 私は、制度設計が全然違うので、ぜひね、検討していただきたいと思っています。

次、5番ですね。突然、オランダの日本人学校とってというような話があつてね、非常に、ああ、すばらしいなと思って。オランダって国は、教育面ではどういう国だか分かりますか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、詳細につかんでるところではございませんけれども、今回御指摘いただいたオランダの日本人学校との交流につきましては、昨年度まで君原小学校にお勤めいただきました小林信行先生が、オランダ、ロッテルダムの日本人学校に就任をされたと、そういうこともございまして、そういう御縁を活かして、これから具体的なことは取り組んでまいりたいというふうに思います。

まずもって町の紹介などを中心に交流を開始するようなところからだと思います。まだ詳細なところは小林先生のほうとも協議が進んでおりませんので、具体的には今後進めることとなると思います。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

私もその話、聞いていて、本当どんぴしゃだなと思って。しかもオランダなんですよ。オランダはね、幸福感調査ってのがあって、ユニセフの38か国を調査して、子供たちがですね、どんな生活に満足してるのかってなると、15歳、総合順位ですよ、総合順位。いろんなあれがあってですね、精神的な幸福とか身体的健康、学力・社会的スキル、この3分化で標準化して、総合順位第1位はオランダなんですね。ってことは、オランダってのは、そういう意味では子供ファースト、非常に人間として子供を取り扱っている、そういう学校なのではないかというふうに推察します。

そことね、たまたま前校長の小林先生がね、行って、オランダと交流をできると。オランダ人と交流するわけじゃないよってな話あるかもしれないけど、それも入るかもしれないね。非常に期待しております。

それと、特にね、外国語でALTを専属で配置できればですね、これ本当に6年間で格段の外国語能力がつくんじゃないかと思います。これ大いに小規模特認校・君原小学校、期待できるなという感じを持ちました。

次にですね、先ほど宇都宮市立城山西小学校の例を挙げましたけども、宇都宮西小ではです

ね、2005年から始まっていて5年間やってるんですね。それで、令和元年でね、101名全校生徒いるうち59名、これいわゆる旧学区からではないんですね。で、令和2年度、これ全体で105名いて、64名が外から。つまり外からのが多いんですね。それだけ魅力的だと。大体1学年10名、意外とバランスよく、ほとんど10名ぐらい来ていると。こういうことで、特認校も非常に注目されているなというふうに思います。

それで、人口増を図る地域政策ですけれども、残念ながら区域指定制度ね、これは4件あるんだけど、1件しか外から来ないよと。これね、ちょっとね、町内っていうことを考えるとね、そうなんだけども、これ少しね、移住ですね、この移住のね、政策を、阿見町としても本格的にやる必要があるんじゃないかと思うんですよ。ぜひね、これを考えていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

君原地区を限定したですね、移住政策については、現在のところ、今、検討予定はございません。

以上です。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 君原地区にね、県外から来ている人がいます。これやっぱりね、ほどよい自然と、やっぱりこう利便性もあるしということであって来ているようですので、もちろん阿見町全体としてね、移住政策。これ移住政策やってないんですかね、阿見町でね。

昨日の新聞にも大きく、何か村かがオンラインで移住相談やったと、県内8市町村、地域協力隊がね、そういうこと載ってますので、ぜひやっていただきたいと思います。

最後の質問といいますか、最後になりますけれども、6年後のことはやっぱり誰にも分かりませんよね。しかしね、ぜひね、君原小学校が初期の目的を達してね、存続していただきたいということを思います。学校を支援し、学校に関わる方々。

○議長（久保谷充君） 終わりです。

○11番（海野隆君） 県内外から、全国から呼びかけるような仕掛けをお願いしたいと。

○議長（久保谷充君） 海野議員、海野議員、ストップです。

○11番（海野隆君） 以上です。終わりにします。これは答弁要りません。そういうふうにしてください。

○議長（久保谷充君） これで11番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時15分といたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番高野好央君の一般質問を行います。

5番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔5番高野好央君登壇〕

○5番（高野好央君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

平成30年第3回定例会において、放課後児童クラブ・子ども教室の所管替えについて一般質問をさせていただきました。その際には、教育委員会、福祉部局ともに検討していくとの答弁をいただいておりますが、約2年がたち、当時とは状況も変わっています。管理職の退職や異動もありましたので、再度質問をさせていただきます。

1つ、現在の進捗状況を伺います。

2つ、所管替えをするに当たり問題点などはありますか。

以上2点、答弁のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 高野議員の、放課後児童クラブ・子ども教室の所管替えについての質問にお答えいたします。

1点目の、現在の進捗状況についてであります。

平成30年第3回定例会での一般質問の後に、所管替えについて、子ども家庭課と教育委員会にて協議を行っております。

1回目の協議は昨年1月に行い、他市町村では教育委員会が所管で事業を実施している市町村が多いことから、令和2年4月を目標に子ども家庭課から教育委員会への所管替えをしたい旨の提案をしております。

協議の中で生涯学習課への所管替えが検討されましたが、今後、生涯学習課で新たに業務が増えるため、所管替えの時期については令和3年4月、遅くとも令和4年4月までを目標として共通理解をいたしました。

その後、人事異動もあり担当者も替わったことから、今年度、政策企画課も交えて協議を行い、所管替えするに当たって、公民館は月曜日が休館日であることから、放課後児童クラブ・子ども教室は月曜日に事業を実施するため、月曜日の対応をどうするかが課題となり、検討い

たしました。

生涯学習課の業務内容を見直し、本庁舎に生涯学習課を移転するなどの案が出ましたが、結論は出ず、当初の令和3年4月を目標に所管替えをするには至っておりません。

2点目の、所管替えを進めるに当たっての問題点についてであります。

まず、生涯学習課は月曜日が休日となっているため、月曜日の放課後児童クラブ・子ども教室の実施はどうするのか、また、子ども家庭課で事業を継続した場合、コロナ禍で遅れの出ている新規事業への取組に対して、さらに支障が出る可能性があること等が考えられます。

教育委員会側の問題点につきましては、教育長から答弁いたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 所管替えを進めるに当たり、問題点などがありますかについてであります。

放課後子ども教室は平成22年に生涯学習課が担当となり事業を開始しております。その後、平成24年に当時の児童福祉課に所管替えになり、生涯学習課は事務所を役場本庁舎から中央公民館に移して現在に至っております。

過去の経緯から、教育委員会へ所管替えする場合は生涯学習課への移管が適当であると考えております。しかし、現在の生涯学習課の体制は、職員は中央公民館で勤務しているため月曜日が休日となっていることや、現在、新規事業として地区公民館整備事業等に取り組んでいることなど、現状では生涯学習課への所管替えは困難であります。

業務の所管替えについては、生涯学習課と中央公民館を分離し、組織上の問題を解消した段階で判断して検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） ありがとうございます。

それでは、福祉部局のほうから、再質問をさせていただきたいと思います。

昨年1月に1回目の協議を行ったということですが、その後、現在まで何回ほど協議を行ったのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） それでは、お答えいたします。

現在まで3回、所管替えについての協議を行いました。

○議長（久保谷充君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 3回協議を行ったということですが、その中では具体的な内容まではいかなかった、その前の段階ということでしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

3回の協議で所管替えに向けて課題等について話し合いましたが、具体的な解決に至ってない状況になっております。

○議長（久保谷充君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 先ほども言ったんですが、前回一般質問から2年がたちまして、人事異動などもあり、当時とは状況が変わっています。福祉部局としては、所管替えについて現在どのように考えているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

今後、子ども家庭課において新たな業務が増えていくことや、近隣市町村の状況を鑑みると、教育委員会での所管が一番最善の策だと思っております。

○議長（久保谷充君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、今後どのように進めていこうと考えていますか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

課題を解決しながら、所管替えに向けて今後も協議していくことを考えております。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、教育委員会のほうに質問させていただきます。続きまして教育委員会のほうに質問させていただきます。

教育委員会としては、所管替えを進めるに当たり、現在の問題点としては、組織体制の見直しだけでしょいか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

先ほど教育長の答弁の中にもありましたように、24年にですね、当時の児童福祉課のほうに、生涯学習課が中央公民館のほうに、位置がですね、移動したタイミングで、子ども教室、それから児童クラブですか、それが児童部門に移ったという経過がございます。

その際にも多分議論はあったと思うんですけども、まず、組織体制として、教育委員会の事務局というのは、学校教育課、それから指導室、そして生涯学習課が教育委員会の事務局と

いうことで位置づけになってございます。そういった意味合いからもですね、ぜひ生涯学習課を本庁舎のほうに移動したいというのが教育委員会の大きな課題でございます。

そのためにはいろいろスペースの問題等々ございまして、体制の問題がそういうことで1つということと、生涯学習課の業務が多岐に及んでいる、ここ数年いろんな意味で幅広くいろんな事業が展開がされてしまっているという、そういう実態もございまして、業務の再編というようなことも今後視野に入れなければいけないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それではですね、組織体制の見直しというとですね、具体的にどのよう組織体制を見直していくのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

まず、生涯学習課の中に生涯学習と、社会教育と、それから文化・スポーツ部門、大きくジャンル分けになると、そのような形に分かれます。で、公民館そのものは社会教育の実践館でございまして、まずもってその社会教育と生涯学習課を分離して、ぜひ生涯学習課を本庁に移動したいというのが大きな1つ目になります。

それと、将来的にはなると思いますが、今お話ししましたようなスポーツ・文化部門という、おおむね教育委員会、ほかの自治体の様子を見ますと、生涯学習課、社会教育、それからスポーツ・文化部門というのは分かれてですね、別々な形でする動きが大半でございまして。そういった状況がありますので、今すぐということは多分不可能だとは思いますが、そういうことを視野に入れて検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 教育委員会へ所管替えをする場合ですね、先ほどの答弁でも生涯学習課への移管が適当であるということですが、先ほど言われた、生涯学習課の業務は多岐にわたっているかと思えます。担当課になるのはなかなか難しいのではないのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、議員御指摘のところのように、幅広くこの業務が、現時点では展開しておりますので、当然、今の現状ではちょっと非常に困難という状況がございまして。

ただ、教育委員会の中には当然、学校教育課それから指導室というふうな別のセクションございまして、やはり業務の性格から考えますと、生涯学習課がやはり担うべきものだろうというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 現在、コロナウイルスにより密を避けるため、児童クラブの活動など、学校の空き教室を使う場合も想定されるかと思います。その際の学校側との協議等を考えても、生涯学習課よりですね、学校教育課のほうがいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えします。

学校教育課は、確かに学校のいろんな施設管理ですとか、そのほかいろいろな総務関係の多岐にわたるものも学校教育課も行ってございます。

学校との調整に関してはですね、学校教育課であろうが生涯学習課であろうが教育委員会という位置づけは変わりませんので、この調整に関しては問題ないと思いますので、先ほども申し上げましたように、業務の性格からいきますと、やはり生涯学習課が仮に所管替えになったとするのであれば、担うべき業務かなというふうには考えてございます。

○議長（久保谷充君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） ありがとうございます。所管替えを進めるに当たり問題点のほうは分かりました。

福祉部局にも同じ質問をしたんですが、教育委員会としては、所管替えについて現在どのようになっているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

福祉部のほうからもお答えがありましたようにですね、当然、事業を実施するという点に関しては、当然進めなければいけないこととございますので、今後、両部門と検討しながら、教育委員会は、今、申し上げましたようないろいろな課題がありますけれども、そういったことを調整して検討していかなければいけないというふうに思います。

現時点においてですね、当然、大規模校においては、待機児童等が見えるような状況もありますので、当然、学校との調整を積極的に教育委員会としても進めさせていただきまして、仮に足りないようなものであれば、社会教育施設であります公民館等の利用も視野に入れながらですね、協力体制を取っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） ありがとうございます。

それでは、最後にですね、福祉部局、教育委員会、両部長にお伺いしたいと思います。

今後も協議を続けて検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

今後も協議を続けて、なるべく所管替えについて早期に実現できるように頑張りたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、同じく福祉部門と調整をしながらですね、進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） ありがとうございます。両部局ともですね、今後も協議を続けて検討していただけるということで、ありがとうございます。

今回、再度質問させていただいたのは、放課後児童クラブ、子ども教室ともに、共働き家庭、働く保護者にとって非常に重要な支援策だと思っています。所管替えをすとなれば、両部局とも大変だとは思いますが、一番に考えてほしいのは、保護者の利用のしやすさ、そして窓口を一本化することによって、分かりやすい、スムーズな対応だと思いますので、ぜひ、前向きな検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） これで5番高野好央君の質問を終わります。

次に、8番飯野良治君の一般質問を行います。

8番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔8番飯野良治君登壇〕

○8番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。

質問通告に従い、町長、教育長に質問いたします。

質問に入る前に、議長に御相談とお願いをしたいと思います。これからの時間配分でいくと、途中で12時になってしまうので、暫時休憩のタイミングをよろしく見計らってください。

6月議会を踏まえ、今回は、清く正しく美しくをモットーに質問をしたいと思います。

さて、新型コロナウイルスの収束は、まだ見通しすることができません。東日本大震災のときも、原子力発電所の事故に起因する偏見や差別の人権問題が発生しています。一人ひとりが、震災の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりを持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要だと思います。

新型コロナ禍で問題となっている、医療従事者、感染者に対する偏見や差別がなぜ起こるのか。憲法の3大原理である基本的人権を、改めて、具体的事例を挙げ、阿見町での取組をお伺いいたします。

法務省が平成30年に出された啓発活動強調事項には、1、女性の人権から始まり、子供の人権、高齢者の人権、同和問題など17の事項が挙げられています。今回は、同和問題、女性の人権、子供の人権を中心にお聞きいたします。

1番目に、人権担当課を政策秘書課、総務課から社会福祉課に移された理由は何ですか。

2番目に、同和問題の認識と町の対応について、現状と課題を伺います。問題解決に向けた具体的取組があればお示しください。

3番、女性の人権について、阿見町職員の状況について伺います。

1つ、女性、男性の人数比率は幾らですか。

2つ、厚生労働省の調査では、令和元年度の男女間賃金格差は100対74.3ですが、阿見町では幾らですか。

3、課長級以上の管理職の男女間比率は幾らですか。

4、クォータ制を導入し、男女間比率の偏りを是正するお考えはおありですか。

5、男女雇用機会均等法の認識をお伺いします。

4番目です。子供の人権について伺います。

1つ、学校では、子供の人権感覚をどのように育てていますか。

2つ、虐待は子供に対する重大な人権侵害です。チェックはどのようにしていますか。

3つ目、いじめの定義といじめの判断はどのようにしていますか。

そして、5番目です。これは先ほどの海野議員の質問でもありましたけれども、新型コロナ感染者に対するプライバシーと偏見差別の実態はありますか。プライバシー保護の配慮はどのようにしていますか。

以上5点について質問をいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 飯野議員の、新型コロナ禍における人権問題についての質問にお答えいたします。

1点目の、人権担当課を政策秘書課、総務課から社会福祉課に移動した理由についてであります。

昨年度の機構見直しに伴い、町長公室、政策秘書課及び総務部総務課においてそれぞれ所管

しておりました人権推進に関する業務を、令和2年度より社会福祉課の所管といたしました。これは、日本社会の国際化、情報化、高齢化が進展する中で、人権に関する課題はますます重要になってきていること、茨城県担当部局が保健福祉部であることなどを踏まえ、当町における人権に関する窓口の一本化を図り、人権施策を総合的に推進していくため、県と同様に保健福祉部の社会福祉課を所管課としたものであります。

2点目の、同和問題への認識と町の対応についてであります。

同和問題は、日本の歴史的過程によってつくられた身分的差別によって、一部の人々が長い間、社会的、経済的、文化的に不利益な状態を強いられ、様々な差別を受ける重大な人権問題と認識しております。

現状と課題については、当町においては、これまで、同和問題に関する研修会への町職員等の参加、啓発物の配布、広報あみ及びホームページへの掲載など啓発活動を行ってまいりました。

同和問題に対する正しい理解と認識は多くの方に広まりつつあると思いますが、今後も継続して啓発していくことが大切であると考えております。

問題解決に向けた具体的な取組としましては、全ての方に同和問題を正しく認識し理解を深めていただくために、これまでと同様に様々な媒体を活用して、周知・啓発活動を継続してまいります。

3点目の、女性の人権、阿見町職員の状況についてであります。

1つ目の、女性、男性の人数比率につきましては、令和2年4月1日現在、町の常勤職員の比率は、女性42.6%、男性57.4%であります。年代別に女性の比率を申し上げますと、50代以上12.9%、40代38.5%、30代52.9%、20代以下63.1%と、年代が低くなるほど女性比率が高くなっている状況であります。

2つ目の、令和元年度の男女間賃金格差についてであります。

御質問にあります調査は、厚生労働省の賃金構造基本統計調査であり、全国の民間事業所を対象に、短時間労働者以外の労働者の6月の賃金等を調査しているもので、当町は調査対象となっておらず、正確な数値の算出を行ってはおりませんが、仮に町の常勤職員の令和元年6月の給料及び各種手当の支給額で比較しますと、比率は100対81.2であります。町職員の給与制度は男女で差はないため、女性の比率が低いのは、若年層の女性比率が高いことが要因と考えられます。

3つ目の、課長級以上の管理職の男女比率についてです。

令和2年4月1日現在、男性85.4%、女性14.6%であります。女性の比率が低いのは、管理職となる年代の女性職員が少ないことが要因であります。

4つ目の、クォータ制を導入し、男女比率の偏りを是正する考えについてです。

町では、男女の別にとらわれることなく、職員の能力開発や資質向上を図り、有能な管理職候補の育成を目指しているところであります。一般の職員から係長級，課長補佐級，そして管理職へと，それぞれの役職段階に応じた様々な経験を通し，中長期的に育成をしていくことが重要と捉え，現状でクォータ制を導入し，男女比率の偏りを是正することは考えておりません。

5つ目の、男女雇用機会均等法の認識についてです。

男女雇用機会均等法は，労働者が性別により差別されることなく，また，女性労働者にあつては，母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念としているものであり，町としてもその基本的理念に従って，職員の職業生活の充実が図られるよう努めるべきものと認識しております。

4点目の、子供の人権についてであります。

1つ目の子供の人権感覚の育み，及び3つ目のいじめの定義と判断につきましては，教育長から答弁いたします。

2つ目の、虐待のチェックについてであります。

チェック体制につきましてはコロナ禍の現状に関係なく，子供が在籍している保育園や学校で，身体的な異常や日常の様子について目を配るとともに，健康づくり課で実施している新生児訪問や乳幼児健康診査にて，家庭環境や身体所見の有無を確認し，虐待が疑われる案件の早期発見に努めております。

5点目の、新型コロナウイルス感染者に対するプライバシーについてであります。

新型コロナウイルス感染症の発生を受け，厚生労働省から情報の公表に係る基本指針が発出され，情報を公表する際の基本的な考え方が示されました。

公表の目的として，感染症の蔓延を防止し，感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限とするためには，感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要があること。なお，当該情報の公表に当たっては，感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように，個人情報保護に留意しなければならないとされています。

原則として公表する内容は決められており，感染者の氏名，居住地，受診医療機関名については公表しないものとされております。そのため，町では県から伝達された情報についてのみ公表することとしております。

第1波で町内での感染者が発生した際には，居住地や受診した病院について等の問合せが多くあり，感染者を隠しているのではないかと，なぜ情報を公表しないのかとの苦情が多くありました。しかし，メディアにおいてはプライバシーの保護や偏見差別があつてはならないことなどが再三報道され，また，町においても町長メッセージ発信の際に，感染者の情報については，

地域で暮らす方々の生活を脅かす風評を生むおそれから、県の提供する情報のみ発信すること、冷静に対応していただきたいということを付け加えてお願いいたしました。

それらの効果もあり、第2波での感染者発生時には、以前のような問合せはありませんでした。プライバシー保護の意識が高まってきたものと感じております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 4点目の、子供の人権における学校での子供の人権感覚の育み及びいじめの定義などについてであります。

コロナ禍で、1学期及び2学期の学習活動開始に当たり、校長会等で感染予防対策のほか、新型コロナウイルス感染症についての科学的な理解の促進、差別等を生まない取組が進むように、文部科学大臣から出されたメッセージなど様々な資料を用いながら各学校で実践するよう確認しております。

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法の第2条に規定されているように、他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為により、対象児童生徒が心身に苦痛を感じているものであります。町では、この法にのっとった判断をしております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、1点目から再質問をしていきたいと思えます。

まず、1点目の、担当課を移動した件ですが、理由はただいまの説明で分かりました。

ただ、人権は憲法に位置づけられた個人の尊重であり、地方自治の目的である公共の福祉が原理となっています。であるならば、全体を見渡す部署、総務課が担うのが適正であると考えます。ちなみに、国では、法務省人権擁護局が担っております。

現場は、町民福祉課、生涯学習課が担って、町民に対する啓発活動や、そういったものを広く対応していくということで、すみ分けがあってもいんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

町長の答弁にもございましたとおりですね、まず、政策秘書課、昨年まで担当しておりました政策秘書課は、今年度より秘書広聴課と政策企画課に分課しております。また、同じく人権担当しておりました総務課も人事課と総務課に分化しました。それぞれ、その中で所管業務の

見直しを行ってございまして、新しくできました秘書広聴課では、新たに広報戦略室を課内室として新設し、広報プロモーション推進体制の強化を図っているところでございます。また、総務課においても、情報政策、さらには国勢調査等の統計を新たに所管することになっております。

両課の業務の見直しに伴いまして、これまで分担していました人権推進に関する業務について一本化し、県担当部局が保健福祉部であることを踏まえ、社会福祉課の所管としたものでございます。

県内の状況におきましても、県は保健福祉部保健指導課、そのほか県内市町村におきましても、保健福祉部や福祉部など福祉系の担当が27市町村、また、市民生活部や町民課などの住民系が11市町村、残りの市町村が6市町村ありますけれども、そちらが総務企画系となっております。

1つの理由としては、県の担当部局が保健福祉部福祉課、保健福祉部となっておりますので、県と同じように保健福祉部に所管することで連携の強化は図られると考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 一応、今の小口部長のほうからのお話、承って、分かるんですけども、今回の移動については、県の事例に沿ったものだというので、今お話しをされましたが、これ前に、一者入札のときはね、県ではなくて国の事例、範例に従ったということ、私、答弁を伺ったんですけども、今回は、国じゃなくて県ということなんですよ。

そういう意味では、その範例を用いるということに一貫性がないというふうな受け止められるんじゃないかと、そういう危険性があります。

この判断は誰がしたのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 小口公室長。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

入札関係の指導を受ける部分と、こちらの実際の現場の実務ですね、事務の部分についての捉え方ってのは違ってくると思います。今回の部分につきましては、事務の連携を図る、連絡を密にするという部分で、同じ保健福祉部所管としたものでございます。

そして、組織の決定につきましては、こちらは最終的に幹部、庁議で決定しております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 幹部ということなんですけれども、最終的な決定は、町長と幹部のね、そういうことで認識でよろしいでしょうか。

○議長（久保谷充君） 小口町長公室長。

○町長公室長（小口勝美君） はい、町長が決定するということになります。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 分かりました。

それではね、今のやつに関連するんですけども、同和問題なんですけども、今回、愛する会の機関誌『荊棘』に載っている、令和元年5月15日号を拝見しました。

町長にお伺いします。この記事は事実ですか。また、日本社会において、先ほどの答弁にもありましたけども、明確に同和問題は存在しているのかどうか、もう一度、再度確認したいと思えます。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 記事に関してはですね、現場での……。初めて私、県のほうで行き合います、その現場でのちょっとやり取りのそれぞれの把握が違ったものですから、それに行つて話をしましたところ、お互いに納得がいったというようなことであります。これは書きようがありますので、それぞれの見解だと思います。

それから、同和問題につきましては、これは町のほうも、先日も愛する会、金子さん来ていただいて、講演をやりましたけれども、やはり大きな問題だというふうに私は思っています。予定がありましたけれども、最後まで聞かせていただいて、大変勉強になったというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） トップとして、きちっとね、最終的なお話をされて、まとめられたというのは、非常に私もね、その点については評価をいたしております。

この研修会を開かれたということなんで、その研修会の、職員対象ですけども、成果ですね、どういう成果が、皆さんが、講師の方の同和問題の歴史や、これからのね、啓発活動についてお話を聞いたと思うんですけども、その効果については、どういう効果があったか、お話しただけないですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

そのときの研修会については、幹部職員が対象となりますので、全ての幹部職員については、同和問題についての意識っていうのは非常についたかと思っております。具体的にそれが行政にどう反映させて効果が出ているかというのは、それは分からない部分もございますが、それぞれの課に持ち帰りまして、職員に対する指導っていうものができてるものではないかと思

ております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

同和問題っていうとね、なかなか受け止め方も、大人になってからね、そういう問題があったということを知って初めて、そういうものに対してどう受け止めたらいいのかということで、本当に子供のときからね、そういう人権感覚を養っていれば、大分浸透も早いんですけども、そういう感覚をね、どうやったら養っていいかということ、町民、学校に広く講演会の開催を進めていくという考えはありますか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

現在、同和問題に関する周知というか広報につきましては、町のホームページ等についての広報を行っておるところでございますが、広く町民に対する研修会等については、今すぐそこで開催するということは考えておりませんが、今後そういうものについても検討は考えていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

今、県のほうで、大井川知事の下ですね、現在、啓発の映画が制作されていると聞いています。年内にね、完成するという事なんですけど、その完成後ですね、各44茨城市町村があるんですけども、阿見町での上映会、もし、そういう啓発映画ができたときですね、上映会をするというようなお考えはありますか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

その映画については、私も承知しているところではございませんが、今後について、その上映方式等が示された場合について、各市町村との持ち回りっていうのも、もしかしたら出てくるかもしれませんが、そのときについては、その時点で判断したいと思っております。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 時間の関係もあるんで、女性の人権についてに移りたいと思います。

女性、男性の比率は42.6%と57.4%で、14%ぐらいしか男女の比率はないんですね。年代別では30代が52.9%、20代が63.1%と、圧倒的にね、若くなるほど女性の比率が高くなってます

ね。今、大学の進学率も、女性はもう50%以上になって、女性が非常に、知的なね、できる女性が増えてきているというのが社会的情勢だと思います。

しかしですね、先ほどの中でも、課長級以上の管理職となると、男性が85.4%、女性が14.6%。これ非常にね、女性が圧倒的にね、極端に差が開いてくるんですね、こうなってくると、年齢が高くなってくると。原因は、先ほども、管理職となる年代の女性職員が少ないことだとお答えですが、何で高くなると、女性がね、管理職の年齢、年代ってのは、今ちょっと教えてもらいたいですけど、管理職の年代と、その少ない理由、その2つについて教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君） 町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

管理職になる年代っていうのは大体50代ぐらいだと思うんですけども、やはりその年代が役場に入庁するときっていうのは、圧倒的に女性の数が少なかったということがあります。私たちの、私の同期については、女性はいませんでした。

そういうこともあって、ここ最近になって、女性の受験者も増えて、採用のほうも増えているという状況があるので、もともと役場に入庁する女性の方が、その年代には少なかったということが、現在の管理職の女性の方が少ないということの大きな原因、要因だと思っております。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 小口部長の時代とね、今の時代は、この数字でも、今のほうが、女性のほうがね、男性よりも上回っているわけです。この女性たちが管理職、50代になるまでに、やっぱりきちっと育てるといふかね、やっぱり人材、女性の持ち味を引き出して、やっぱりきちっとこのひな壇にもね、半分の方が、女性の方が並べるぐらい育てていかないと、なかなか自然発生的に、能力とかね、いろいろその条件は管理職の条件があるんでしょうけども、それだけでは育たないというふうに考えます。

それに関して、クオータ制のことを私は提案したいんですけども、男女比率に偏りが生じないように、一定の割合を義務づける制度、この制度をね、きちっと過渡期には、過渡期には設けないと、自然発生的に女性を増やすつつも増えないわけだから、一応ね、過渡期としてそういう制度を設けるといふことも必要になってくるのではないかと思うんですね。

だから、ぜひですね、先ほどはまだ考えがないと言ってたけども、やっぱり、増やすということをしていくには、女性の政治家もそうです。管理職も増えないと思います。

もう一度、町長のお考えを聞きたいというふうに思います。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 基本的に私もその考えは賛成ですが、先ほど言った、なぜその年代がということ、今、公室長も話しておりました。

今現在は女性のほうが多い状況になっています。優秀な女性職員もたくさんいます。ですから、管理職になれるような、これからの人材育成というのが大事なことだと思います。私、この、今の、いろいろ皆さんにお詫びを申し上げたりしておりますけれども、人材育成というのは今まで怠っていたことが、今の現状があるのではないかと考えています。

そういった意味では、男性女性関係なしに人材育成をしていくということが、この今の役場の一番の大事なことではないかというふうに思います。

クオータ制につきましては、私は議員にもあってもいんではないかというふうにも思っています。しかし、今現状ではですね、議会にしても、それから役職、公務員にしても、なかなか取り入れられてないという状況がございます。これは、先に行ってはそういう可能性もあるかもしれませんが、現状を分析しながらですね、周りの状況も、国の情勢も含めてですね、見ていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

千葉町長は、非常にそういう意味では積極的だし、フットワークも軽いということなんで、ぜひですね、そういう、今現在、将来を見据えてね、若い女性たちを育ててあげて、十分、答弁に答えられるだけの人材をつくっていただきたいということをお願いをしておきます。

4番目なんですけども、子供の人権について、先ほど湯原教育長から答弁をいただきました。差別とか偏見とかね、子供時代にやっぱり、そういうのはどこの学校でも複数の子供たちがね、集まれば、当然、起きてくるんですけども、これはね、日本の教育は、みんなが一緒と、みんなと同じじゃないと、何か違和感でね、変わってるなんつってさ、阻害されたり何かするということがあって、そこから単純にね、根拠はないんですけども、そういう見方が生まれてきちゃうということはあったと思うんですね。

これからは、人と違うということが誇りに思える、そういう学校をですね、環境をつくっていくと。それが一番大事だというふうに思うんですね。みんなと一緒になければという考え方を改めてね、個性を重視する考えを、学校の生活の中できちっと養っていくということが必要だと考えますけれども、教育長、どうお考えでしょう。

○議長（久保谷充君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 飯野議員のおっしゃるとおりだと思います。子供たちの人権教育というのは、学校では、県のほうから人権教育指導資料集というのが出てまして、それに基づい

て、学級活動の時間なんかでやるわけです。子供たちに対しては、同和という言葉は、今のところ使っていないと思いますけれども、そういうことで人権尊重の教育というのはやっているというところでは。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

学校においてね、歴史はほら、当然、教科の中で、日本の歴史、勉強すると思うんですけども、その中で、こういう同和問題もそうなんですけども、どういう状況でつくられたのか、差別、そういうものをしっかりとね、歴史教育の中で位置づけて、それがどういうことで発生して、現在に至っているか、これを子供たちに学習してもらおうということが必要だと思うんですね。

先ほどちょっと言い忘れたんですけども、成績とかね、家庭の経済、そういうものがいじめの要因としてね、多様で複雑なものがあるということなんですけども、比較すると、例えば、よく成績でね、この間の第二小の検討委員会のときも、教育長の挨拶の中でも、どここの学校は統一テストがいいんだとかね、比較されちゃうと、やはりその比較というのがね、いい意味での比較はいいんだけども、精神的な苦痛というかね、比較することが、されることがですね、子供たちにとって精神的な苦痛になってくと、そういうことが往々にしてあるというふうに聞いてますけど、いかがですか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） お答えさせていただきます。

子供たち、小学校、中学校と児童生徒いますけども、いろいろところで個性を重視した教育がなされております。その中で、学力も違えば、体も発達状況も違う。各中学校においては部活動も違うと。いろんな中で、子供たちのいい面を尊重しながら、学級集団それから学校集団として成り立っているところなので、いろんなところで人権や人権教育等に関しても、教育全体の中で子供たちを育てておりますので、なお一層、学校教職員が一丸となって、子供たちにとっての生活のリズムをつくりながら、その中で、いろいろな人権教育に関しても率先して教育していきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

非常にね、これからは、そういう人と違ったものを考えて行動していく、自分で考えていく子供たちをつくらないと、こういうね、状況になっては、まさに世界と対等に戦っていけない、そういう人材が生まれてこない。高度成長のように、同じような生産でね、ばあっとやってくには、一緒の同じような人間をつくっていくのが、当然、教育の主眼だったけど、こうな

ってきたら、ましてコロナだったらね、本当に想像力の発達した人、感受性の強い子供たちを育てていくことが必要だと思うんで、ぜひ、室長、よろしく願いいたします。

そのことをお願いして、あといじめの定義とか、そのことに関しては、全くそのとおりだというふうに思います。

いじめにあったときですね、被害者には全く批判される点がなく、いじめは絶対に許さないとの強い認識に立った対応が必要ということで、その認識でよろしいかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） お答えいたします。

こちらにあります阿見町いじめ防止基本方針、それにのっとり、各学校でもいじめ基本方針を作成しております。それに基づいて、各学校でも毎学期、アンケート調査、いじめ等に関してもしております、その中で個別にいろいろな対応をしているところでもありますので、いじめは絶対許さないというようなこと、それから、もし何か見つけたときにはすぐに相談する、連絡するというのを、各学校、学級で指導しておりますので、今後も学校でアンテナを高くしながら子供たちを見つめていきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

そのことを徹底していただいて、そういうね、いじめにあう子を1人も出さないということが必要だと思います。

そこで最後にですね、これの問題の最後に、加害者の指導、加害者、いじめているほうの指導はどうやっているか、お聞きします。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

いじめに関しまして、被害者、加害者、いろいろいると思いますので、学校としましても、チームで対応するというのを徹底しておりますし、いろんな、学校だけでは収まらないようなところに関しては、関係機関と連携しながら対応しているところでもあります。

加害者に関しても、いろいろな理由等もありますし、そういう子供たちの気持ちを尊重しながら、保護者共々、学校の中で確認していく、さらに、先ほども申しましたけども、関係機関と連携しながら対応してっておりますので、今後も同じような対応で進めていきたいと考えております。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

加害者の人格もね、これは尊重しないとイケないですよ。しながらも、ただその行った行為についてはね、毅然と指導してですね、加害者の心の変化を図る上で、これは毅然と対応することが必要だというふうに思いますので、よろしく対応をお願いいたします。

さて、続いて、質問事項の2番と3番を続けていきたいと思っております。資料の配付をお願いいたします。

○議長（久保谷充君） 飯野議員ね、ここで。

○8番（飯野良治君） 暫時休憩ですか。

○議長（久保谷充君） はい。ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時15分とします。

午後 0時15分休憩

---

午後 1時15分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 手短かに質問したいと思います。

質問に入る前に、資料の配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

○議長（久保谷充君） 飯野議員、この時間も入っていますからね。

○8番（飯野良治君） はい。じゃあ……。そうなんですか。じゃあ、今、資料を配られてる中で質問いたします。

2番目の、新型コロナ禍における道の駅の対応についてお伺いします。

1、2年をかけた検討委員会の進捗状況を伺います。

2、検討委員会の位置づけと首長の判断について伺います。

3、道の駅予定地の活用と維持管理費をお尋ねいたします。

3点について、よろしくお願ひします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 新型コロナ禍における道の駅の対応についての質問にお答えします。

1点目の、検証委員会の進捗状況についてであります。

道の駅につきましては、学識経験者や専門家による道の駅整備事業検証委員会を組織し、現在検証作業を進めていただいているところです。特に具体的な検証の視点として、場所について、整備時期について、建設費について、運営体制について、その他、道の駅の整備及び運営

準備に関し必要と認められる事項についての5点を諮問しました。

議論の経過につきましては、議事概要として町ホームページに掲載しておりますが、主な内容を申し上げます。

第1回検証委員会は、平成31年1月29日に開催し、今後の進め方について議論していただきました。

第2回検証委員会は、令和元年5月23日に開催し、場所を議題としております。

第3回検証委員会は、令和元年8月2日に開催しており、前回からの継続である場所に加え、建設費を議題としております。

第4回検証委員会は、令和元年11月12日に開催し、建設費及び運営体制について議論しております。

第5回検証委員会は、令和2年2月6日に開催しており、前回からの継続である運営体制と整備時期について議論しております。

第6回検証委員会は、当初令和2年5月に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため延期となり、8月5日に開催し、答申書の構成やこれまでの検証結果を整理する議論をしております。第6回検証委員会につきましては、現在、議事概要の作成を進めており、出来次第公表させていただきます。

2点目の、検証委員会の位置づけと首長の判断についてであります。

検証委員会は、先ほど1点目でも述べさせていただきましたが、学識経験者や専門家による委員会であり、私のほうから具体的に検証していただきたい事項を挙げ、諮問という形で意見を求めている専門委員会になります。

今年度中には、委員会から最終的な検証結果を答申していただくことを予定しておりますので、その結果を踏まえ、町を取り巻く情勢や財政状況等も勘案しながら、慎重に判断したいと考えております。

3点目の、道の駅予定地の活用と維持管理費についてであります。

予定地の活用につきましては、現在委員会において、これまでの計画全体を検証中ですので、現時点では考えておりません。

維持管理費につきましては、除草費用として平成30年度から令和2年度までの3年間で156万6,000円となり、そのほか令和2年度は、侵入防止用の柵が一部老朽化したため、撤去及び再設置の工事費として29万7,000円を予定しております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

千葉町長は、平成30年2月18日に実施された町長選挙において、56.3%の投票率で当選をいたしました。そこで、事業の中止ではなく見直しであるとの意思を明確にしております。

そこで、お聞きします。新型コロナ禍が発生し、収束の見通しが無い状況で、検討委員会の答申とは別に、町長御本人の考えをお聞きします。中止か見直しか。最初に検討委員会が立ち上がったときと違って、コロナ禍がそこに入ってきたということで、状況は一変したと思うんですね。その点について、町長御自身の受け止め方をお聞きします。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、お答えします。

現在、粛々と検証委員会がやっておりますので、その答申結果を見てから、先ほど答弁のとおり、検討していきたい、協議していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 非常にね、千葉町長は運がよかったのかなというふうに思います。これ始めてからね、検討委員会じゃなくて、コロナが発生したら、なかなかね、運営が厳しかったんじゃないかと思うんですけども、そういう状況の前に、こういうコロナがね、発生したということで、町長自身の、私は、判断が、どちらかはまだ言えないということなんですけども、運的にはよかったのかなというふうに考えてます。

それともう1つ、現時点ではその跡地利用は考えてないということなんですけども、その間、固定資産税の収入が減ったり維持管理費が積み重なり、公約の1つである、投資した税金は回収しなくてもよいのでしょうかという公約の問いかけについて、どういうふうに受け止めているか伺います。

○議長（久保谷充君） 町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

この件につきましては、飯野議員が住民監査請求されておまして、その監査結果にもありますように、固定資産税につきましては、住民監査請求に基づく監査結果によりますと、整備予定地に係る固定資産税収入は、道の駅事業の実施凍結の判断にかかわらず、町有地となった時点でなくなっており、凍結に伴う損失ではないというような監査結果が出ております。

また、事業費ですね、についても、地方公共団体の長は、その負託を受けた住民の利益のために、その時々政治、社会、経済情勢の変化に応じて最善と考えられる施策を選択していくことが求められてるものであって、一旦決定して実施した施策であっても、その後の施策の継続が不相当であると考えられるに至ったときは、臨機の柔軟な対応を取ることが許されるものと言ふべきであるとされております。

したがって、町長の施策判断によって凍結したこと自体、何ら違法なものではないというふうになっております。よって、それまで要した事業費、損害賠償金も含めてですね、町として支出したことについても、違法もしくは不当なものではないという監査結果が出ております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 非常にね、首長の裁量の範囲っていうのが、広くね、地方自治体の中では認められているということで、ぜひですね、町長自身の構想を、道の駅に限らずね、私はこういうものを持ってやることによって、町の集客力、活性化が図られるんだというような、前任者の課題ではなく、本人の課題をね、これから打ち出していただきたいということ要望して、2点目の質問を終わります。

それでは、3点目の、新しい生活スタイルと産業の活性化について質問をいたします。

1番、コロナ禍の中で、商業の現実と、小売業の現実と実態をどう受け止めていますか。

2番、店舗販売のリスクは何だとお考えですか。

3番、新型コロナウイルスの感染防止を図りつつ、地域経済の企業の活性化するにはどんな手だてをお考えですか。

4番、全国的な感染拡大を受けて、町の来町者の動向をどのようにつかんでいますか。

5番、町特産品などをインターネット販売するために、町がシステムの構築をしてはどうですか。また、このため、ICT人材の必要性をどう考えますか。

以上5点について、お願いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 新しい生活スタイルと産業の活性化についての質問にお答えいたします。

1点目の、コロナ禍の中での小売業の現実と実態についてであります。

小売業の現実と実態については、東京商工リサーチが実施している新型コロナウイルスに関するアンケート調査によると、小売業の約8割が新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の影響が出ていると回答しており、影響は長期化する可能性があるとして受け止めております。

2点目の、店舗販売のリスクについてであります。

店舗販売のリスクについては、不特定のお客様への販売となりますので、感染症発症による店舗休業や風評被害による売上げの減少等が想定されることから、県ガイドラインに基づく感染防止対策が必要と考えております。

3点目の、新型コロナウイルスの感染防止を図りつつ、地域経済や企業を活性化する手だて

についてであります。

感染防止対策として、「いばらきアマビエちゃん」の登録を条件等に取り入れながら、地方創生臨時交付金を活用して、町プレミアム商品券事業、事業継続緊急給付事業等に取り組んでおります。

4点目の、来町者の動向についてであります。

来町者の動向については、観光客動態調査観光入り込み客数にて状況を把握しており、令和2年2月から7月までの観光客動態数は約126万人となり、前年同月に比べ約36%減少している状況となります。

5点目の、町特産品等をインターネット販売するために町がシステムの構築をしてはどうですか。また、このためのICT人材の必要性をどう考えますかについてであります。

町特産品等のPRとして、ふるさと納税サイトがありますが、インターネット販売環境はありません。最近では、地方自治体がIT企業との連携拡大や一層の活用を進めている状況となり、福島県、栃木県、愛媛県などがインターネット通販に取り組んでおります。また、全国の商工会議所等が運営するバーチャルモール等の先進事例もあり、町でも、国・県の動向を注視しながら、ICT人材の必要性も含めて検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

私は、この一番最後の、新しい生活スタイルと産業の活性化については、この一番最後の5番目の、特産品の販売をIT活用ということで、この間、読売新聞のほうでも出てきましたけども、地方自治体が地元産品などの消費拡大に向けてIT産業との連携拡大や一層の活用を進めている。新型コロナウイルスの感染防止を図りつつ地域経済や企業を活性化するには、遅れぎみだったオンラインでの取組が欠かせないからだ。自治体と大手の連携が加速されているという記事も出てるように、店舗を設けて小売をするというスタイルが、コロナがね、発生してから、もうすごいリスクが出てきたことが、皆さんの目にも明らかになったんで、ぜひですね、そういう状況を、これから先を見据えた上で、インターネットなどを活用した阿見町の特産品をね、全国に販売していくというような体制を、その人材を含めてね、やっていただきたいというふうに要望して、私の質問を終わりたいと思います。どうも。

○議長（久保谷充君） これで8番飯野良治君の質問を終わります。

次に、4番石引大介君の一般質問を行います。

4番石引大介君の質問を許します。登壇願います。

〔4番石引大介君登壇〕

○4番（石引大介君） 皆さんお疲れさまです。2日目最後の質問に立たせていただきます石引大介です。よろしくお願いいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々の御冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、罹患された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、感染リスクと背中合わせの苛酷な環境の下で、今もなお強い使命感を持って全力を尽くしていただいている全ての医療従事者の皆様に心より敬意を表します。

それでは、通告に従い一般質問に移らせていただきます。

今回は、中学校入学祝い事業の創設についてであります。

阿見町では、保護者の経済的負担軽減及び児童の健全な育成を目的に、阿見町小学校入学祝い品ランドセル贈呈事業を実施しております。保護者の方や御家族からは、大変に好評をいただいていると伺っております。私の周りでも、しっかりしていて立派なランドセルだ。孫がとても喜んでいました。購入する予定だった予算で家族みんなで食事に行った。とても楽しい時間が過ごせたなどの声を聞かせていただきました。

しかし、その一方で、中学校入学時のほうが経済的負担が大きいという声もございます。制服や体操服の購入、通学用自転車の購入、部活動での必要品購入など、用意しなければならないものが多く、保護者への経済的負担は大きいものではないでしょうか。

そこで、阿見町として好評をいただいている阿見町小学校入学祝い品ランドセル贈呈事業に続き、中学校入学時に同様な事業創設を行うべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

1つ、中学校入学時に必要となる費用はどれくらいと想定されるか。

2つ、中学校入学時の支援策について検討された経緯はあるか。

3つ、制服など、リユース事業を導入してはどうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） ただいまの石引大介議員の質問にお答えをいたします。

1点目の、中学校入学時に必要となってくる費用はどれくらいと想定されていますかについてであります。

中学校入学時に必要となる通学用品として、学生服、体操服、通学用カバン、上履き等が考えられます。費用については、各学校により学生服、体操服等の金額に差異がありますが、男子学生服が約3万5,000円、女子学生服が約3万2,000円、体操服等が約1万9,000円、そのほかに通学用カバン、自転車、ヘルメット等が必要になる場合があります。

2点目の、中学校入学時の支援策について検討された経緯はありますかについてであります。過去に支援策について検討したことはありませんが、町長公約により、令和2年度小学校新入生児童から小学校入学祝い品としてランドセルの支給が始まったことから、他自治体の事例等も踏まえ、調査研究していきたいと考えております。

3点目の、制服などのリユース事業を導入してはどうかについてであります。

リユース事業の導入については、指定販売店に影響を与えることも想定されますので、町で導入することは難しいと考えます。

現在、各中学校のPTA等が行っているバザーで、不要となった体操服等を出品しているケースもあると聞いておりますので、今後も各中学校のPTAのバザー等において資源の有効活用を図っていければと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。

まず、1点目の御答弁の中に、制服で男子生徒が3万5,000円、女子生徒が約3万2,000円、体操服が1万9,000円というような御答弁をいただいたんですが、そのほかに、中学校に通うために、例えばですが、通学用自転車ですとか、あと通学用のかばんなどを購入する必要もあるかと思っておりますので、そこら辺を購入した場合、総額でどれぐらいかかると想定されますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

それぞれの品物で若干の差異はあるとは思いますが、約ということで、答弁の中でもお答えしましたとおりに、制服が約3万5,000円、体操服が約1万9,000円、自転車がどのレベルというところがありますけれども、おおむね2万円と試算をいたしまして、通学用かばんが約5,000円、約8万円ほどかかるのではないかとというふうに推測しております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。

自転車とかに関してはいろいろ価格差もあるかと思うんですが、大体約8万円、下手したらもう少しかかってくるかと思っております。入学に必要な制服ですとか自転車、体操服のほかにですね、中学校で授業などに使う教材費の購入などもかかってくるかと思うんですが、教材費は、どのようなものが阿見町としては必要なのか。また、おおむね、それを購入するにはお幾ら

ぐらいかかるか教えてください。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

教材費としましては、問題集、それから資料集、そして美術や技術家庭科などの材料費などが考えられます。そういったものを合計しますと、おおむね1万円程度の教材費ということが想定されると思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。

私のほうですすね、ちょっと調べさせていただいたんですけども、文部科学省の調査によりますと、平成30年度、子供の学習費では、公立小学校の学校教育費が6万3,102円、公立中学校においては13万8,961円というデータになっております。実に2倍以上もですすね、中学校では費用がかかってきてるんですが、この大きな、その差の要因というのは、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

先ほど、教材費等のお話をさせていただきました。そのほかの費用として考えられるものとして、修学旅行の積立てにかかる経費ですとか、教材外の活動費ということで、例えば部活動に加入されますと、そういった費用がかさむ。あと、通学関係でいけば、当然その制服が発生しますので、そういったものが考えられると思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） そうですすね、私の拝見させていただいた資料の中でも、今、部長のほうから御説明があったように、中学校に行くのと修学旅行があったりですとか、あとは制服の着用があったりということで、制服に関しては小学校では2,554円、それに対して中学校でかかってくるのは1万9,023円。同じく教材費に関しては、小学校では2,546円に対して、中学校では5,855円ということで、やはり中学校に上がる時ですとか、中学校の生活では、やはり小学校のときよりも費用がかかってくるっていうのがお分かりになるかと思います。

また、同じようにですすね、学年別で統計を見た場合、1学年が19万4,599円、2学年が10万5,365円、3学年が11万9,360円というデータがございます。1年生がやはり一番費用的にかかってくるというようなデータがあるんですが、この学年の差の要因っていうのは、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

私どもでもそのデータのほうを確認をさせていただきました。そのデータ上の数字の中では詳細な分析までは見えてないんですけれども、想像するに、当然のごとく、初期投資としまして、最初の段階で購入をしなければいけないものが発生しますので、そういったことで、学年ごとに若干費用が違うものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） そうですね、今、部長がおっしゃったように、やはり学校に上がるときに用意しなければいけないものの購入ということで費用がかさんでいるっていうのは、このデータにも表れていると思います。

今、御案内させていただいた話に関しては全国的な平均値ということなので、阿見町がこういう状況にあるかとは一概に言えないとは思いますが、中学校の入学時ですとか、中学校生活において、その費用を負担する保護者の経済的負担は大きいものであるということ、まずお示しをさせていただきました。

次に、2点目の部分でちょっとお伺いしたいんですけれども、今まで、こういった支援を検討されていなかったということなんですけれども、阿見町だけじゃなくて、茨城県内で、こういった支援を実施している事例などっていうのはございますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

本年度4月からですね、日立市さんのほうで、かばんというんですか、通学用のかばんとですね、各学校の校章が入ったキーホルダーを入学時にお配りしているという事例は把握してございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） ありがとうございます。

私のほうでも、こういった茨城新聞でですね、取り上げられたそうなので、こちらのほう、私のほうでも確認をさせていただきました。

このほかですね、私、調べさせていただいたところ、まず、古河市さんでは、平成31年度に通学用のヘルメットを贈呈された経緯があるそうです。こちらは県外の例にはなってしまうんですが、北海道の美瑛町におきましては、指定制服及び指定体操服、各1組を新入生に対して贈呈をされているということがございます。

こちらは令和3年度からなんですけど、こちらでも茨城県内の筑西市さんでは、2万円相当のお祝い品を贈呈することを予定されているということが、調べているうちに分かりました。筑西市さんでは、かばんですとか制服とかではなくて、内容を確認したところ、アルトリコーダー、小学校ではソプラノリコーダーを使って、中学校では教材としてアルトリコーダーを使うようなので、アルトリコーダーですとか、あとは美術の授業で使う絵の具のセット、あとは英和辞典、通学用ヘルメット、水筒、防犯ブザーなど、そういったもろもろを含めて約2万円相当を新入生のほうにプレゼントするというようなことだったので、差し上げるというかプレゼントするものというのはいろいろ多岐にわたるんだなということ、私も勉強させていただきましたし、ぜひ参考にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

やはり、こういった中学校に上がる時の贈呈品を行っている自治体というのは事例的には少ないかもしれないんですが、今、申し上げたように、やはりもう既に、もう実施している自治体っていうのがございます。制服ですとか体操服の支給、授業に必要な教材の支給など、各自治体で支援内容は様々なので、ぜひ阿見町としても、阿見町独自の支援策というものを、ぜひ前向きに御検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の3点目なんですけど、リユース事業の導入に当たっては、いろんな状況を鑑みて難しいという判断をすることは、私のほうでも理解をさせていただきましたが、ただ、やはり何らかの事情で、やはりそういった入学に必要なものを用意するのが困難な家庭っていうのは、やはり町内でもあるんじゃないかなと私は想像いたします。

過去になんですけど、何らかの事情によって入学準備が困難な家庭において、町のほうに何か相談などがあったということはございますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

御指摘のとおりにですね、就学援助制度というのは当然あるんですけども、そこに及ばない御家庭の方ですとか、そういった方から、年に数件はですね、こういったものは援助いただけませんかというような事例でお問合せをいただくことはあると確認してございます。

○議長（久保谷充君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 町として、数件かもしれないんですが、その御相談とかいただいたときに、どういった案内をすとか、そういったものというのは、もう決まってらっしゃるんですかね。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

町に就学援助制度というのがございますので、その制度の内容をお伝えしまして、該当する

べきものはこういうことです。残念ながら、これは該当しませんというような、そういった形で御案内をさせていただいております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） その案内されている就学助成制度、こちらの援助内容とか、あと、その概要っていうのを、ちょっと簡単にで結構なんで御説明していただいてもよろしいですか。

○議長（久保谷充君） 学校教育課長小林俊英君。

○学校教育課長（小林俊英君） はい、それではお答えします。

就学援助制度は、経済的な理由で公立小中学校の教育費を負担することが困難な家庭の保護者に対して教育費の一部を援助する制度で、援助の内容は、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費等になります。

支給の対象となる世帯は、経済的に困窮している世帯のうち、まず、生活保護を受けている世帯、昨年度に経済的に困窮しており、その状態が今年度も継続している世帯、今年度に収入の減少があり、経済的に困窮している世帯のうちのいずれかに該当する世帯を対象としております。

条件としましては、前年度分の税金等に未納がない世帯と、あと、同一生計世帯の中で収入があるものについて未申告者がいない世帯。結局、世帯の収入が把握できる世帯ということになります。この条件に全て該当する世帯に対してとなっております。

収入状況等によっては、父子母子の家庭でも援助が受けることができない世帯もございます。

なお、経済的困窮の目安としましては、同一生計世帯全員の収入や手当の合計額が、生活保護基準額というのがありますので、その1.3倍以下の世帯に対して援助を行うということになっております。その認定基準額というのは、世帯の人数や構成、年齢、居住状態等により個々の世帯ごとで多少の違いがございます。

世帯の総収入につきましては、勤労による収入、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、養育費、遺族年金等が全部含まれて計算されます。

最後に、周知方法につきましては、町のホームページ等や、各小学校ですね、6年生に対して、就学援助の制度を、各学校を通じて周知を図っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 詳しい御説明どうもありがとうございました。

今ですね、ちょっとお話をお伺いしまして、私もちょっとホームページとか見させていただいたんですけども、この中身とか見てみると、対象となれる方っていうのはかなり限定され

てきてしまうのではないかなと思うんですけれども、やはり今、コロナ禍の影響で収入が減少している家庭って増えていると思うんです。これからもですね、やはりどんどんどんどん増えてきてしまうのではないかなというふうに私は想像しているんですが、この就学援助制度の対象にならない方、ただ収入が減ってしまって、厳しい生活の中で苦慮されている方っていうのもたくさんいると思いますし、もう先ほども言ったようにこれから増えてくる可能性というのは非常に大きいと思うんですけれども、その辺り、町としてどういうふうにお考えになられますか。

○議長（久保谷充君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

就学援助の認定基準につきましては、先ほど申しましたけども、生活保護基準額の1.3倍以下ということで、これにつきましては、阿見町と美浦村、河内町、取りあえずこの中では統一を図ってまして、1.3倍以下という基準を設けて図ってます。

実際上は、各市町村によってこの基準額というのは独自に決められることですので、それは財政状況とかによりまして、支援する範囲をどのくらいに設定するかで、この率が変わってくるかと思うんですけれども、現状では、取りあえず周辺と合わせて、今のところは1.3倍としているところですけども、今後は、また近隣自治体の状況とかを見まして、また、調査研究していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、補足で申し上げますとですね、今、課長のほうから、美浦村、河内町というようなことでちょっとお話をさせていただいております。多分、当時の事務研というような、いろいろ稲敷郡時代から、いろんなそういう事務研究会というような流れの中で、そういうふうな広域圏の中で位置づけられたものだと思うんですね。

1.3という、今、料率で動いているということですので、阿見町での状況から見れば、当然、土浦市さんや牛久市さん、もしくはというようなところも、やはり見比べていくべきだろうというふうには考えてございます。

ただ料率で決まっている、今、現制度がございまして、その辺りですね、もう少し広域に調査をいたしまして、足り得るような状況にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） ありがとうございます。

今回のちょっと質問とはかけ離れてしまうかもしれないんですけども、行政で何らかのサ

ービスですとか支援を実施する場合って、先ほど課長も答弁でおっしゃってたんですけど、財源的なことですとか、あとはやはり公平性など、いろんな難題があると思うんです。ただ、なぜできないのかっていうのを考えるのではなくて、そこら辺をどういうふうにしたらクリアできるのかっていうのを考えていくっていうことが、これからも必要になってくると思いますし、やはり一番求められてくることじゃないかなと、私は思うんですが、その辺り、町としてはどういうふうに思われますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

いろいろ部署によって、行政活動、広範囲にありますので、それぞれの違いはございますけれども、まずもって公正で公平でなければいけないというのは当然のことだと思います。

ただ、いろんな場面場面によって住民の方が求められているというようなことを、いち早く察知してですね、それに突き詰めてくという行為は、やはりどこまでいっても、どんな場面でも実施すべきだろうというふうには考えてございます。

そういった意味では、可能な限りスピード感を持ってですね、対処できるように、私どもとしては心がけたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 非常に頼もしい御答弁いただいて、本当によかったと思います。

今回はですね、建石部長のほうに思いを今お聞かせいただいたんですが、この質問に関しては、本当に全庁に対して、私は伺わせていただきたいなというふうに考えております。ただ、今回は質問の通告をしておりませんので、お伺いすることはできないんですけれども、機会があれば、ぜひ各部長の皆様、そういった部分、お話をお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いできればと思います。

最後になりますけれども、やはり、阿見町の将来を担っていく子供たちのために、そして、その子供たちを必死に育てている子育て世代のために、町長、教育長はじめ、職員、皆さんお一人お一人の英知を結集していただいて、町として支援拡充を強くお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） これで4番石引大介君の質問を終わります。

---

散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時55分散会

第 4 号

[ 9 月 11 日 ]

## 令和2年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和2年9月11日（第4日）

### ○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君		
副町	長	坪田	匡弘	君		
教	育	長	湯原	正人	君	
町	長	公室	長	小口	勝美	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
防災危機管理課長	白石幸也君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	野口重吉君
健康づくり課長	佐川廣子君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	竹之内英一君
学校教育課長	小林俊英君
生涯学習課長兼 中央公民館長	煙川栄君
指導室長兼 教育相談センター所長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和2年第3回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和2年9月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

令和2年第3回定例会

一般質問3日目（令和2年9月11日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 落合 剛	1. 新型コロナウイルス感染症に対する小中学校の万全の対策に向けての対応について	町長・教育長
2. 栗原 宜行	1. 児童生徒の「学びの確保」は出来ているか 2. 文化芸術活動の推進と文化財の保護・活用は進んでいるか	教 育 長 教 育 長
3. 柴原 成一	1. 防災行政無線は役に立たないのではないか 2. 阿見町のゴミ収集量は県下で上位2位だが、何故こんなに多いのか 3. 廃校の跡地利用について	町 長 町 長 教 育 長
4. 川畑 秀慈	1. 阿見町第6次総合計画（後期基本計画）と財政について	町 長

午前10時00分開議

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（久保谷充君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を30分といたしますので、御協力のほどをお願いいたします。

議員各位に申し上げます。会議規則第61条第1項に規定されているとおり、一般質問は町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、議会基本条例第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合は、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、2番落合剛君の一般質問を行います。

2番落合剛君の質問を許します。登壇願います。

〔2番落合剛君登壇〕

○2番（落合剛君） 皆さん、こんにちは。国民民主党の落合剛でございます。

偶然にも本日、私が所属する国民民主党が解党する日となっております。まさに、国民民主党としての最後の一般質問となります。政党名が変わりましても引き続き改革中道で、阿見町政の諸問題に対して現実的な方策で取り組んでいきたいと思っております。

さて、今回私は6月の議会に引き続き、2度目の一般質問をさせていただきます。4年間の任期のうち、合計で16回ある議会の中で自分が発言できるチャンスは限られておりますので、その貴重な機会を無駄にせず、町民の皆様のために議論を深められればと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症に対する小中学校の万全の対策に向けた対応についてお尋ねいたします。

1点目は、阿見町における地理的環境や保護者が訪れる場所の潜在的なクラスター感染などのリスクに対して、どのように考えていますでしょうか。

2点目、新規感染者が減少しない中、茨城県を含めた日本全体で新型コロナウイルス感染症の第2波が来ているとの認識もあると思われるが、町内の小中学校では現状についてどのように考えていますでしょうか。

3点目、現状を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症に対し、現在取り組もうとしていることはありますでしょうか。

4点目、今後さらに大きな感染の波が来た際に、阿見町においては準備を怠ることがないように、どのような対策を考え、また、対応などのマニュアルの作成、ガイドライン等の策定の検討はしていますでしょうか。

以上になります。答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願ひます。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。今日もどうぞよろしくお願ひいたします。

落合議員の、新型コロナウイルス感染症に対する小中学校の万全の対策に向けての対応についての質問にお答えいたします。

1点目の、地理的環境や保護者が訪れる場所の潜在的なクラスター感染のリスクについてであります。

都内だけでなく、茨城県内でも水戸市やつくば市において、飲食店や接客を伴う施設等においてクラスターが発生しております。町内にもこのような施設があるため、当町においても注意喚起は必要と考えております。県においては、感染防止対策を講じている施設に「いばらきアマビエちゃん」の登録を勧めており、登録施設の利用を推奨しております。

町では、町ホームページで周知するとともに、町内の飲食店等へは商工会を通じて登録の御案内をしております。町の実施する事業については、感染症対策を行い、「いばらきアマビエちゃん」の登録を勧めることにより、クラスター発生予防対策を行っております。

そのほかの取組として、町職員はもちろん、委託業者等、町事業に関わる全ての方に感染予防対策の徹底について注意喚起を行っております。町民全体に向けた感染予防対策の徹底についても引き続き注意喚起を行い、町民一人ひとりが新しい生活様式を認識し、感染予防対策に

取り組んでいただけるよう情報提供を行ってまいります。

2点目以降につきましては、教育長から答弁いたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） おはようございます。

2点目の、町内小中学校では現状についてどのように考えているかについてであります。

現状は、9月8日より「茨城版コロナN e x t」対策S t a g eは、2と示されております。ステージが緩和されたことから、これまでどおり感染対策のより一層確実な実施を行いながら、通常どおりの教育活動を行っていくことが必要と考えております。

3点目の、現在取り組もうとしていることなどはあるかについてであります。

当初より挙げられているとおり、マスクの着用及び手洗いなどの手指衛生などの基本的な感染症対策のほか、空調をつけながら換気の徹底に取り組んでまいります。今後、国庫補助金等を活用し、備蓄用マスク、手指消毒液、液体石けん、ドアノブ等消毒液などを購入する予定です。また、新しい知見の発表や感染防止対策に関する資料等が開発されていることから、有用性を吟味して導入を検討いたします。

4点目の、今後の対策と対応についてであります。

9月3日に文部科学省から、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～バージョン4、県の茨城県コロナN e x tとして活動指針が示されております。また、町では6月3日に、学校再開に向けた新型コロナウイルス感染症への対応について、8月25日に、2学期からの新型コロナウイルス感染症及び熱中症への対応について、このほか教職員向けに、新型コロナウイルスに係るP C R検査関係のマニュアルを出しております。町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議も随時に開催されておりますので、これらを受け、学校でも必要な対策を行います。

以上です。

○議長（久保谷充君） 落合剛君。

○2番（落合剛君） 答弁ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

1点目の再質問ですが、感染予防対策の徹底についての注意喚起とありますが、その感染予防対策の町民の方々への周知としては具体的にどのようなことを行っていますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 皆さん、おはようございます。私のほうからお答えいたしま

す。

感染症予防対策に関しましては、国や県から出されている基本的な情報につきましては、町ホームページ、広報、あみメール等で町民の皆様にお伝えしてまいりました。また、今回新たに感染症に負けない健康づくりというリーフレットを作成いたしまして、町内各公民館、ふれあいセンター、図書館、まほろばに設置するとともに、ホームページにも掲載しております。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 落合剛君。

○2番（落合剛君） 具体的な報告をありがとうございます。

その新しいリーフレットなのですが、それは今後新たに、新しい場所とかに展開していく予定などはございますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原保健福祉部長。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

新たなリーフレットに関しましては、今後ですね、これまたさらに拡大版に大きくしまして、民間の人が多く集まるところにポスターという形で掲示することも考えてございます。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 落合剛君。

○2番（落合剛君） ありがとうございます。ぜひ今後も引き続き町民の方々への周知活動をよろしくお願いいたします。

次に、2点目の再質問なのですが、こちらちょっと教育長のほうに単刀直入にお伺いしたいのですが、現状、今のこの昨今の情勢を見た上で、第2波がもうこれは来ているっていう認識というのはございますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 湯原教育長。

○教育長（湯原正人君） 私はもう当初から第2波が来ているというふうに感じております。

それともう1点、これは茨城県全体の形ですけど、県南地区、当初知事のほうから8市町村で指名がありましたけれども、特に8市町村については私は、よくこの感染症予防に対して取り組んでいると、非常に大きな危機感を持ってやっているというふうに思っています。こういうこと言ったら失礼ですけど、水戸に比べて。

これからもですね、特に学校関係については、この間、永井議員の指摘にもあったように、ソーシャルディスタンスだけはどうしようもないんですよ。ですから、エアコンをつけるなら換気というようなことをしながら。

あと、この前ちょっと紹介するのを忘れちゃったけど、第一小学校へ管理訪問で午後から行ったときに、380名ぐらいの生徒数なんですけど、1年生から6年生まで全員フェイスガードと

いうんですか、あれ、あれをつけて、その下にマスクをやっていました。それで、まあ、普通1年生ぐらいというところに着かないんじゃないかと思ったんですけど、もう落ち着いて授業をやっていたんで、後で教頭先生に「いつからこれやっているんですか」って聞いたら、2学期から、フェイスガードをつけて、その下にマスクをつけてやっている。

町内全部はそこまでいってないとは思いますが、そういう状況で今、学校関係は特に危機感、クラスターが出る可能性が非常に高いので、危機感を持ってやっていきたいと思っています。

○議長（久保谷充君） 落合剛君。

○2番（落合剛君） ありがとうございます。そういうリアルタイムな学校の現状とかも知れて大変よかったです。ぜひ今のこの気持ち、今の感じている第2波が来ていると思われている気持ちを皆さんで感じていただいて、今後の感染予防対策などにもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

3点目の再質問なのですが、国庫補助金を活用したマスク、消毒液、石けんの購入予定とありますが、今後それらは有事の際とかに、町内の小中学校何か所に配る予定でしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

配る場所につきましては、町立小中学校の10校に。小学校にはマスクのほうでいきますと3万9,826枚、中学校でいきますと2万1,574枚、合計で6万1,400枚を配る予定を考えてございます。消毒液等につきましても町立小学校10校にそれぞれ、手指消毒液、液体石けん、物品消毒用エタノール、それから除菌クロス等をそれぞれ学校のほうにお配りする予定でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 落合剛君。

○2番（落合剛君） はい、明確な数をお示しいただき、ありがとうございます。

では、今後それらは、購入するもの、どのように活用していくのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

マスクにつきましては、今後感染の流行に備えまして備蓄というような形で各学校のほうにプールしたいというふうに考えてございます。また、消毒液等々につきましては、町立小学校で手指消毒に使ったり、あとはドアノブ等の消毒とか手洗いなどに活用していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 落合剛君。

○2番（落合剛君） 具体的な活用の説明をありがとうございます。

今後、どのような社会の情勢が変わることがあったとしても、ぜひ子供たちに対する支援は変わらずに行うようお願いいたします。

最後に、冒頭お話しさせていただいたように、任期の中の16回という議会の中で、町民の皆様の声が届けてまいりますので、ぜひ今後も阿見町のために、同僚議員、行政の皆様と共に頑張らせていただきたいと申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） これで、2番落合剛君の質問を終わります。

次に、7番栗原宜行君の一般質問を行います。

7番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔7番栗原宜行君登壇〕

○7番（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

まずですね、一般質問の前に、今年の7月の集中豪雨や、台風9号、10号により亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

7月の集中豪雨では、長野県から鹿児島県まで広範囲で災害が発生し、82名の方が亡くなられました。建物の被害は、全壊319、半壊が2,009、一部破損が2,230、床上浸水が6,985、床下浸水が同じく6,949と甚大な被害となりました。台風10号は、全国でこれまで2名が亡くなられ、4人の方がまだ安否が不明という形になっております。九州を中心に100名を超える方が重軽症に遭われたということでございます。

特に集中豪雨の熊本県の人吉市はですね、4年前、樋口議員、高野議員、石引議員、井田元議員の新人5人でですね、視察をしました山江村の隣接市でございます。それから私は毎年、教育研究発表会に参加いたしましたけれども、宿泊地は今回被害が多発しました人吉市でございました。集中豪雨や新型コロナウイルス感染症、熱中症と大変な状況でございますが、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

それでは、一般質問をいたします。

今回は、児童生徒の「学びの確保」はできているかについて質問をいたします。

文科省は6月、コロナ禍において、あらゆる手段で子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障する、これを実現するために、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージを発表いたしました。

阿見町においても、臨時休校、臨時休業の後の学校再開で、児童生徒の学びを保障すべく、様々な対策が講じられています。しかし、長期の休業に対する保護者の皆様や児童生徒の不安は募り、この解消や心のケア、学力の定着などが急務となっております。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1、小中学校の臨時休業による学習の遅れはどのくらいあったのか。また、その遅れを取り戻すためにどのような対策を講じたのか。

2、児童生徒の家庭における通信環境をどのように調査、把握しているのか。また、GIGAスクール構想を加速するため、家庭内通信環境をどのように整え、家庭学習を支援していくのか。

3、小学校6年生と中学校3年生の最終学年の児童生徒に対する学習支援をどのように考え、どのように対応していくのか。

4、さらに必要な人的・物的支援は何か。

以上4点についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 栗原議員の質問にお答えさせていただきます。

児童生徒の「学びの確保」ができていないかについてお答えいたします。

1点目の、小中学校の臨時休業による学習の遅れと対策についてであります。

授業の進度を、授業数ベースでは、令和2年度当初約2か月の間でできなかった授業時数が約170時間でした。これに対し、分散登校期間で30時間、学校再開後の7時間授業により50時間、従来夏休みだった期間を登校日にして65時間、学校行事や学校裁量の時間を授業時間にする事で25時間以上確保いたしました。もともと学校では、学習指導要領で規定している時間数以上に授業を計画しておりますので、年間の授業時数は十分確保できております。

2点目の、家庭内通信環境の把握と家庭学習の支援についてであります。

家庭内の通信環境は、6月に各家庭に調査した結果、オンライン授業実施のためには、8%程度の児童生徒に対して機材や環境面についての支援が必要であることが分かりました。今年度進行中のGIGAスクール構想における端末整備の中で、家庭でも学習に活用できるように端末の設定をする方向で検討しております。

3点目の、小学校及び中学校の最終学年への学習支援についてであります。

現在のところ、さきに調べた対策を講じた結果、学習の遅れは解消しております。小中学校の最終学年の児童生徒に対しては、今後の学習内容の確保、内容の確実な履修のほか、進路を含めた指導内容がありますので、情報や手続等に遺漏がないようにしてまいります。

4点目の、さらに必要な人的・物的支援は何かについてであります。

物的支援につきましては、消毒液等の消耗品の継続的な供給が今後の課題として考えており、

国庫補助金等を活用し、備蓄用マスク、手指消毒液、液体石けん、ドアノブ等消毒液などを購入する予定です。

人的支援では、感染症対策のために、既に多忙を極める学校の業務を支援する必要があると考えております。現在、県から学級担任の業務を支援する学習指導員を期限つきで4人派遣されております。町でも、さらに学校の授業以外の業務を支援できるよう、スクールサポートスタッフの配置を検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。

まず再質問のほうをさせていただきますけれども、学校が長時間休業になりました。再開後ですね、児童生徒の状況ですね。落ち着いた学習ができているのか、子供たちの様子を聞かせていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

6月8日の学校再開後の児童生徒につきましては、各学校とも落ち着いた学校生活の中で学習しております。昨日もお話しさせていただきましたけれども、特に心のケアが必要な児童生徒に関しましては、教職員等が個別、またはチームをつくって対応しております。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

次にですね、新型コロナウイルス感染症対策、予防も含めてですね、いろいろ各議員が質問、再質問させていただいておりますけれども、それも含めてですね、あと熱中対策についてはどのようにされているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） お答えさせていただきます。

先日の一般質問で永井議員に回答したとおりでございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

続きましてですね、これも今、永井議員が質問されたことと重複してしまうかもしれないんですけども、学校が再開してですね、3密を避けるために環境づくりをどのようにしているかということと、ソーシャルディスタンスを確保するために少人数授業を採る学校があるのかですね、それについてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

こちらにつきましても、先日の一般質問で永井議員に回答したとおりでございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

このソーシャルディスタンスの確保はなかなか、1メートル、2メートルという部分ですね、難しいということでございますけれども、永井議員の回答にもありました、私にも今ありましたけれども、やっぱりそのディスタンスを取りなさいということが言われていて、30名以上の子供たちがいるわけですから、そこはもうちょっとしっかりですね、やっていただくということが、子供たち、保護者の不安解消になりますので、もうちょっと突っ込んだですね、対応をお願いしたいということで、これちょっと要望でございます。

続いて、スクールバスで登校する児童生徒への対応はどのようにされているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

まず、委託業者においてですね、乗降する前後に、座席等のまず消毒作業を実施してございます。児童生徒には当然マスクの着用、それから乗車する際の手指消毒の実施、そしてバスの窓を開けるなどの換気を取って対策を図っております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

あと、分散登校をですね、先ほどの御答弁の中では30時間されたということでございましたけれども、学校数とすると、どのような学校がどのぐらいあったのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

分散登校は町内9つの学校で実施いたしました。君原小学校につきましては、もともとの児童数の人数が少ないため、分散登校は実施いたしませんでした。

密集対策につきましては、分散登校で教室に入る児童生徒の人数が少ないために、一人置きとか一列置きとか市松模様での座席を工夫した上で対応をしております。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

あとですね、2学期制についてですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

実際、今、学校がですね、週5日制が導入されたときに授業時数が減ったということで2学期制が採られて、私立については大変多いんですけども、公立については20から23%、これは

2学期制を採るといふ形に、今実際に採っています。

阿見町においてですね、これからウィズコロナを踏まえた対策ということで考えれば、2学期制についての検討はしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

2学期制ということで今お話ありましたけども、各市町村とも通信表に関して2学期制を導入したところの市町村が多いんですが、阿見町におきましては今年度も同様に3学期の通信表を出すということで対応しています。今月末までの授業内容で10月に通信表、それから、10月、11月、12月の2学期の内容で12月に通信表、それから年度末に最後の学年末の通信表ということで、3学期、通信表を出す予定であります。

ただ、全体的な2学期制に関しましては、昨年度からも校長会等を中心に今確認しておりますので、できる限り早い段階で2学期制を導入したいというふうに町のほうでも考えております。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

あと、かなり中止になった行事がありますけれども、主な中止になった行事、また逆に新たに実施しようとする行事はございますか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

中止になった行事はですね、人の交流が多くなる授業参観、それから体育祭・運動会、また、県外への移動を伴う遠足、それから宿泊学習、修学旅行でございます。

新たに実施する行事は現在のところありませんけども、とにかくいろいろな子供たちが楽しみにしている行事が中止でありますので、代替行事を各学校とも検討しているところであります。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

やっぱり子供たちはですね、この非常事態の中なんですけれども、どんどん楽しんでしまっていた行事がなくなっていくというのはすごく寂しいと思います。各学校のほうからですね、個別の御案内を頂いたりしてまして、少しでも子供たちのそういった思い出づくり、それから、情緒の部分を考えれば、今、室長が言われたようにですね、代替の分の行事を考えているということでございますので、さらに進めていただきたいというふうに思います。

それから、当初からのちょっと疑問だったんですけども、阿見町についてはですね、他の

市町村と違って、夏休みが8月24日までと、月曜日までということになっております。これはほかのところは、23日、日曜日までだったんですけれども、どうして阿見町だけは24日になったのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） お答えいたします。

まず、月曜日までお休みにしたことはですね、31日が月曜日でありまして、火曜日からにすると、月曜日、先生方が出勤して火曜日からの準備ができるということで、1週間、31日まで25日からありますので、24日まで休みということにしました。それから、平日の7時間授業の実施、それから行事等の見直しをしたことで授業時数が十分確保できるということと、もう一つはですね、夏の暑い時期の授業実施につきましては、児童生徒及び教職員への健康面での負担等を考えて、できるだけ夏休みは長くということで、この日程の設定にいたしました。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

それから、学校再開後の調査でですね、児童生徒のストレス反応が70%もあったということが報道で言われています。町内の児童生徒の様子はどうだったのかっていうのを先ほど御案内いただきましたけれども、ストレス反応についてどうだったのか。また、そのフォローについて、どのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

町全体としては落ち着いた学校生活ということで先ほどもお話しさせていただきましたけれども、学校再開後及び夏休み明け2学期にアンケートを実施しまして、個別面談を行って、児童生徒の状況を把握しております。その上で、学級担任のほかにも複数の教員で関わったり、養護教諭への相談、さらにはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用により、できる限りフォローしております。今後も継続的に心のケアに関しましては、日常的に把握しながら対応していきたいと考えております。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

あと、今も室長から出ましたけれども7時間授業ということでですね、詰め込めにならないかというのがちょっと一抹の不安なんですけれども、学習内容を定着させるためにですね、7時間授業、どのように御検討されるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

7時間授業の実施、それから感染症予防、飛沫対策等の視点から、年間指導計画の見直しを行いました。授業者が児童生徒の定着具合を見ながら授業を進めております。またですね、例えば対話的な活動におきましても、向かい合わずに同じ方向を向くようにするとか、回数や時間を絞るとか、先ほど教育長からありましたように、フェイスシールドを活用するとか、各学校において工夫した感染症対策を行った上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりをしております。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

今る質問してまいりましたけれども、実は保護者の皆さん、子供たちのほかにですね、先生方もすごく大変な激務の中でやられたと思います。先生方のフォローについてはどのようにしているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

文部科学省のガイドラインの重点、変更点の周知、それから効果が長時間続く消毒薬の導入、必要な消耗品の供給を行っております。それからですね、先生方に関しても、管理職を中心に面談等をしながら、心身の健康状態の把握、それから心のケアも行っております。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

1点目ですね、についてはお伺いしたとおりで、ありがとうございました。

2点目のですね、通信環境について再質問のほうさせていただきますが、具体的にその8%、実際に把握、アンケートを取られたということで、すごいなと思っています。すごい早い対策を取られたということで安心をいたしました。

実際にその8%の部分でですね、具体的にどのような通信環境の整備をしようとするのか、されているのか、その内容についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） お答えさせていただきます。

GIGAスクール構想につきましては、せんだっての全員協議会の中で、年次を取りながら、今年度についてはLAN工事を実施しまして、国の前倒し措置もあって1台の措置が入ると。来年度以降ですね、いろいろその内容等々について検討しながら進めていくということになると思うんですけれども、家庭環境とのリンクにつきましては、モバイルWi-Fiのルーターを貸与してですね、そのような対応を今後検討することになるんだろうというふうには考えてございます。

ただ、ここでの問題はやはり通信料の負担の問題がございまして、現行で使っている方もいらっしゃると思いますし、新たに対応したものをどうするかと。また、GIGAスクール構想につきましては、国のその動向が激しく動きますので、その辺の動きも注視しながら検討していくこととなると思います。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

あと、環境がハードが整備されていけば、学習内容の支援をどうするのかということが私が知りたいところなんですけども、どうやってその学習内容の支援をされていくんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

学習の支援用のソフトということで、現在もeライブラリというものを使用させていただいておりますけども、今回導入するタブレットのほうには、「まなびポケット」というようなソフト、これは基本パッケージのものにはなるんですけども、そういったものを活用して当然授業のほうを展開していくこととなると思います。

ただ、スタートはこのような形でスタートをさせていただきますけれども、ICT支援員とか学校現場ともいろいろ相談をしまして、今後必要に応じてですね、新たなソフトを入れたりとか、そういう形で学習支援を進めることとなると思います。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

あとですね、先ほど冒頭でも御案内しました新人議員5人で行った山江村なんですけども、あそこでずっと取組の中でですね、遠隔授業についての取組が進んでいました。こういう環境が整って、今ソフトが整っていけばですね、遠隔授業ということについても出てくると思うんですけど、この取組については進んでいますか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

先ほど来申し上げましたとおりにですね、GIGAスクール構想の中で、まずもって今年度LAN工事の校内整備を行います。そして、その家庭の皆様方との通信環境がいかにか、先ほど申し上げましたような課題をクリアできて整えばですね、当然のごとくその遠隔授業ということで実施ができるものというふうに考えてございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

あと、G I G Aスクール構想なんですけれども、全協でも、もう2度3度という形で御案内がありましたけれども、なかなか何を目的とする、何を指すのかというのはなかなか皆さんには伝わりづらいと思うんですけども、阿見町のG I G Aスクールについては何を指すのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

阿見町としましてはですね、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びの実現、子供たち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を目指すということになると思います。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 環境の点ですね、最後の質問になりますけれども、G I G Aスクールの中でですね、国はC B T——コンピューターベーストレーニングというのを活用していくという形を推進しています。これは、P I S A調査、O E C Dのですね、先進国の部分で、昔日本はトップだったんですけども、だんだんだんだん落ちてきたと。その要因の1つがですね、コンピューターによる解答がすごく増えてたということがあってですね、なかなかその上位に行けなくなったということがあって、文科省はC B Tの活用と推進をするんだという形の中でですね、G I G Aスクール構想の中に入れていきます。

このC B Tについてですね、町はどのように対応していくんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

C B Tにつきましては幾つかの概念的なものが、議員も御存じかと思えますけれども、学習支援の分でいきますとですね、当然のごとく端末の導入やネットワーク通信の環境を整備しまして、C B Tの要素を取り入れていくということになるろうかと思えます。

そのほか、学力診断テストみたいな、そういうふうな考え方もあるようなんですけれども、まずもって学習支援の部分で取り組んでいければというふうに思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

では、3点目のところでですね、最終学年の子供たちに対する部分なんですけれども、様々な教育委員会ではですね、1学期までの学習内容の振り返りための教材を作成しているところ

もあるということを聞いています。

授業時数としては足りていて今後フォローしていくよという御答弁だったんですけども、今後、阿見町ではですね、さらに最終学年に対してですね、学習支援をどのように検討されるのか、さらにちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

現在のところ、各学年とも学習の進度に遅れはございません。実際なところですけども、今後は、教科書のほかにもドリル、それからワークなどの副教材、それから、eライブラリアドバンスの活用等、今あるものを確実、かつ有効活用していくというところであります。

今後、特に中学校3年生の受験に関しましては、11月以降に面談も予定しておりますので、個別に対応、また、補習学習等に関しても中学校でも今考えているところなので、できる範囲で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

では、4点目のですね、人的・物的支援について再質問させていただきます。

教室の3密対策としてですね、今まで各議員、質問された中で、ドアも開放しながらですね、エアコンつけてということで、換気の徹底をされているということでございますけれども、さらに例えばサーキュレーターをつけるとかですね、いうことも考えられると思うんですけども、換気の徹底としてはどのようにされているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

昨日の一般質問でもお話をさせていただきましたけども、常時ですね、教室の両側の窓及び廊下の窓を全開にして換気しております。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 3密にならないようにですね、様々な部分でですね、お願いをしたいと思っております。

それから、学習指導員についてですね、詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

学習指導員に関しましては、学級担任の業務を支援する教員であります。具体的にはですね、学習の定着度に応じるためのTT指導、それから家庭学習の準備、チェック等の実施等、学級担任の補助の仕事をしていただいております。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） そうすると、ここでスクールサポートスタッフという形で御答弁いただいていますけど、ほぼ、まあ、そういう形で、学習指導員とイコールってということですかね。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） お答えいたします。

スクールサポートスタッフと学習指導員はまた別でありまして、学習指導員に関しましては国のほうから予算化されたもので、町として今4名配置しておりますので、その方々も期限つきでありますので11月の初旬までということになっております。今、配置できてない学校にも同じように人的配置をできればなというふうに今考えているところであります。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

それではですね、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーはどのように配置されていますか。また、児童生徒の心のケアは対応できているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 東指導室長。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

阿見町では、県から派遣のない学校及び町の教育相談センターに、スクールカウンセラーを独自に1名配置しております。学校からの求めに応じてですね、担当校以外の相談も柔軟に受け付けておりまして、予約もほぼ満タン状態であります。

それから、スクールソーシャルワーカーに関しましては、町全体で1名の配置であります。今年度に入り、新たな相談の件数も入っております、学校や保護者からの相談に応じている状況であります。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それでは、1点目の最後の質問になります。

文科省はですね、物的支援策としてですね、校長先生の判断で、感染症対策や学習保障等に必要な取組を迅速かつ柔軟に実施するための経費を学校規模により支援するとしています。これは総合対策パッケージにもうたわれておりまして、小規模学校については100万、中規模が200万、大規模が300万とかですね、そういう形で交付税措置もするという形で、パッケージにうたっています。

教育委員会としてはですね、どういうふうに検討されているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今定例会のほうにですね、補正案ということでこの件について上程をさせていただいてござ

います。御指摘のとおり、学校規模によって上限が定められて、均一ではないんですけれども、町立小学校中心にですね、消毒液や、それから教材用のコピー用紙、それからトナー代というようなことで、既に使用した部分も該当になるということでございますので、整理をいたしまして、合計で約、今回9月補正のほうにも1,418万5,000円ほどの提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

では、1問目の質問については以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 続いて2問目の質問に移らせていただきます。

2問目につきましてはですね、文化芸術活動の推進と文化財の保護・活用は進んでいるかという形で質問させていただきます。

1、阿見町第6次総合計画後期計画で目標としている指標の進捗状況は、どの程度進んでいるか。また、ウィズコロナの中で「みんながふれあう文化芸術のまちづくり」をどのように実現させていくのか。

2、町内における指定文化財は幾つあるのか。また、試掘が予定されている埋蔵文化財はどのくらいあるのか。

3、文化芸術活動や文化財保護への支援はどのようにされているのか。

4、デジタル博物館やVR——仮想現実、また、AR——拡張現実の活用をどのように検討しているのか。また、町内公共施設でのWi-Fi整備はどのように進んでいるのか。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 1点目の、総合計画における進捗と、コロナにおける文化芸術のまちづくりについてであります。

町では、阿見町第6次総合計画後期基本計画において、令和5年度を目途に、個別施策ごとに年次の目標指標を定めており、文化芸術活動では、芸術展への出品作品数、音楽で元気するまちづくり事業の参加者数、文化芸術ボランティア登録数を指標としております。また、文化財の保護・活用では、地域の伝統文化を継承していくため、伝統芸能まつり参加団体を指標としております。

これらの施策の進捗状況ですが、3月に新型コロナウイルスの影響があった、音楽で元気にするまちづくり事業の参加者数以外の指標は、目標達成に向け、おおむね順調に推移している

と判断しているところです。

次に、議員御指摘のウィズコロナの中では町民が触れ合うイベントの開催が難しいこともあり、デジタル技術の活用など様々な媒体によって町民に情報発信をするために、今後研究して体制の整備を図れるようにしてまいります。

2点目の、町内に指定文化財はいくつあるか、また、試掘が予定されている埋蔵文化財はどれくらいあるのかについてであります。

現在のところ指定文化財は、県指定が3件、町指定が21件であります。次に、試掘が予定されている埋蔵文化財については、個人住宅の建築や店舗の建設等による土木・建築工事を行う際に、その工事場所が遺跡を含む包蔵地の範囲であり、事業者からの申請があった場合に、試掘により埋蔵文化財の有無や内容を確認するもので、予定されている試掘はございません。

3点目の、文化芸術活動や文化財保護への支援はどのようになされているのかについてであります。

文化芸術活動の支援としては、阿見町文化協会に対して、町補助金を交付して活動を支援しております。なお、文化協会加盟団体には、公民館、ふれあいセンターの使用料の減額措置を行っております。そのほかに、人的支援として、指標にあるように文化芸術振興ボランティアを募集しており、コンサートや文化協会等のイベントについてサポートをお願いしております。

次に、文化財保護の支援についてですが、町指定文化財は、町文化財保護条例により、所有者の管理義務と責任が規定されています。町が指定する文化財について、修理・修繕が必要となった場合には、町指定文化財等補助金交付要綱に基づき補助金を交付できるよう支援しております。

人的支援としては、文化財ボランティアを募集しており、文化財イベント開催時のサポートや所蔵資料の整理補助をお願いしたいと考えております。

4点目の、デジタル博物館やVRやARの活用についてであります。

デジタル博物館は、絵画や彫刻などの芸術作品や歴史、民俗などの様々な資料をデジタルデータとして保管し、いつでもどこでも、インターネット上で閲覧できる美術館や博物館です。昨今、資料館や美術館などの文化施設を有していない自治体では、地域の文化資源を気軽に親しんでもらうため、インターネット上で公開する自治体も見受けられます。

現在のところ、町には歴史民俗資料館等の文化施設がないため、文化財を気軽に親しめる環境は十分ではありませんが、今後、町の有形・無形文化財について、このようなデジタル博物館の取組に必要なデジタルデータの作成、保存について検討してまいります。

VRやARは、ともに視覚を利用して目の前にある実在する風景にバーチャル情報を重ねて表示し、非現実的な世界をあたかも現実のように感じさせる技術です。現在では、日常生活の

利便性を向上させ、新しい楽しみを生み出せる新機軸の技術として注目されています。VRやARの活用についてではありますが、今後どのような取組ができるのか検討してまいります。

また、町内公共施設でのWi-Fi整備におきましては、役場庁舎は平成30年度にIBARAKI Free Wi-Fiを設置しております。各公民館、図書館、予科練平和記念館等の出先機関についても順次導入する方向で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前10時58分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。

それではですね、再質問のほうをさせていただきます。

1つ目の部分でですね、おおむね順調にしているということで御答弁いただきました。2019年、昨年までの部分で個別の進捗状況について、分かっている範囲で、あればどのようになっているかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君） 教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。それぞれの指標の令和元年度の実績でございますが、芸術展への出展作品数は、目標は730点に対しまして、実績は827点で、達成率が113.3%ということになります。

次に、音楽で元気にするまちづくり事業の参加者数でいきますと、目標は2,200人に対しまして、実績は1,963人となりますので、達成率が89.23%ということでございます。

次に、文化芸術ボランティア登録数は、目標の4人に対しまして、実績は4人ということで、達成率が100%ということになります。

次に、伝統芸能まつり参加団体は、目標は10団体に対しまして、実績は13団体ということですので、達成率が130%と。

音楽で元気にするまちづくり事業の参加者数は、残念ながらコロナウイルスの関係で3月6日に公民館が休館となりましたので実施できなかったということで指標を下回る結果となっております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

それでは、ウィズコロナの部分でですね、検討している具体的な案はありますか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） 幾つかのこのパッケージの中にもいろいろ御指摘がございますようにですね、多様なメディアを活用して文化芸術を届ける創造的な活動に対しての補助というような、そういったようなメニューもございますけれども、これについては新規事業となりますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

それと、住民が文化芸術に触れ合うというような機会の提供ということで、これは従来から行っているところではあるんですけども、今回のコロナ禍でですね、なかなか実施できないというような状況がございますので、デジタル技術等を活用してですね、機会の提供なども検討してまいりたいと思います。

そして、活動を再開する支援等の相談窓口というようなことで、昨日の紙井議員のほうからも御指摘をいただきましてですね、国の文化関係の継続支援事業というのもございますので、こちらにつきましては、ホームページのほうで早速御紹介をさせていただいて、窓口等々で御相談があれば対応してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

続いてですね、指定文化財のほうなんですけれども、21町指定があつて、県指定が3ということでございました。6次総にはですね、19の町指定が載っていますけれども、追加された文化財は何でしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

町文化財としてですね、追加されましたものは、令和元年8月に、鉄斧形土製品及び墨書土器の2点を有形文化財として登録してございます。さらに令和2年3月にはですね、塙城跡を史跡として指定してございます。

なおですね、若栗の八坂神社本殿につきましては、所有者からの指定取下げの申請もございまして、平成30年10月に指定を解除しているということでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。1つ申請取下げという形でちょっと残

念ですけれども。

あと、町指定の申請をしている文化財っていうのはありますか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

現在のところ新規の申請はございません。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 県内ですね。県内にはどのぐらいの文化財があってですね、そのうち町にはどのぐらいの割合であるのかという形で、包蔵地も含めてですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

県内の指定文化財の総数はですね、合計で2,545件というふうに伺ってございます。

阿見町については、県指定の文化財が3件、先ほどの増減も含めまして町指定文化財が21件で、町としましては合わせて24件というふうになるということでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 続いてですね、支援のほうについてお伺いいたします。

文化芸術の保護、文化財の保護、それぞれに対するですね、補助金は年間どのぐらいになって、どのように活かされているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

文化関係団体ということで文化協会が町にはございます。文化協会についてはですね、町から年間76万5,000円の補助を交付してございます。

用途につきましては、芸術展や芸能発表会等の発表の場を提供する際に係る経費であったりとか、機関紙の阿見町の文化の発行費用等に充ててございます。文化協会の加盟団体代表者による総会の承認によって、使用の有無を決定しているということでございます。

そのほかの文化財につきましては、維持管理や修繕などの補助の必要な事案が発生した場合はですね、その都度予算を計上して対応しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

76万円決して多いという金額ではないと思いますが、その都度対応されていると、検討されているということで、安堵はしたいと思います。

それから、文化庁のほうはですね、それぞれの年度において対策事業をやられておりますけれども、この分についてはですね、地域文化財総合活用推進事業などでですね、文化財の活用した地域活性化に係る取組をとということで国が支援をしていますが、町としてどのような対応を考えているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

地域文化財総合活用推進事業の文化財の活用に関します国の施策につきましてはですね、地域計画等の策定が前提でございまして、大きな話としては、世界文化遺産ですとかユネスコの無形文化遺産、地域文化遺産、これが多分該当してくるんだと思います。あと、文化財保存活用の地域計画の作成ということで、かなり大がかりな話の部分に対しての援助ということになるかと思えます。

今後この制度を活用していくということでありまして、執行体制というようなところも、体制の専門的職員ですね、そういったものを配備する必要がありますので、大きな全体の中でですね、制度の調査研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。国と呼応してですね、調査のほうよろしく、検討のほうもお願いしたいと思います。

続きましてですね、文化芸術振興基金についてお伺いしたいと思います。

この運用基準とかですね、実際の基金の残高、今回の決算のほうでも載っておりますけれども、基金残高についてどのようになっているのかお教えいただきたいと思えます。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

阿見町文化芸術振興基金の運用に関する要綱によりまして基準を定めて運用してございます。平成30年度に1,000万円の入金がありまして、令和元年度に100万円を使用したため、今現在はですね、残高は900万円というような状況でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） どんどんどんどん活用されてですね、振興をしていただきたいというふうに思っていますが、実際に昨年100万、今、残高900万ということでありましてけれども、どんどんどんどん使っていけば目減りはしていくわけで、それを充実させるための施策について

はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

先ほどのときにちょっとお話すればよかったですけれども、昨年ですね、この基金を活用しまして、ふだんなかなか触れる機会の少ないような質の高い芸術というような提供をする機会としてですね、本郷ふれあいセンターにおきまして、オペラ歌手によるコンサートを実施させていただいております。

基金の、どんどん使っていけばというような御指摘でございます。当然、財源の確保ということでどんな方法があるか、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

あとですね、先ほどの県指定が3、町指定が21ということでございましたけれども、実は阿見町にですね、国指定、選択ですけれども国指定の無形文化財があるということで、東関東の盆綱ということでですね、盆綱が指定されております。私も今年、新盆だったんですけれども、そのときにですね、筑波大大学院の院生が、こういう先祖の祭祀だとか、お盆、盆綱について研究しているということで、その中でですね、国指定になっているというのを聞きましてですね、すごいなというふうに思っています。

国指定ですので、町がどうこうという形はあれですけれども、その中でもですね、町でどのような支援、対応ができるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

前年度から今年度にかけてまして、県の主催で県内の盆綱に関する総合の調査が実施されました。その中で、令和3年度末にその調査が、報告書が出される予定でございますけれども、町内においても5地区、実穀、それから上小池、飯倉、掛馬、上島津の5地区がですね、その調査対象というふうになっているというふうに伺っております。

町としましてもですね、その調査対象となった地区のほうと、調査するに当たりまして県と地区をコーディネートといいますか、そういった対応を今後図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。私の住む埜もですね、少子化でですね、

途絶えてしまいでしてですね、非常に残念な思いでございます。

あと、文化財の保護に関する基金なんですけれども、先ほど文化芸術振興基金については900万の残高がありますよという御案内がありました。文化財の保護のためにですね、基金の創設というのはどのように検討されているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

現在、平成24年度ですか、町民の方から御寄附をいただいた文化財保護基金というのが創設されてございます。元本は300万円で、文化財の修繕や普及活動に使用させていただいております。直近でいきますと、平成28年に塙のタブノキの剪定ですとか、あと倒木に対する対応など、それから、阿見町名所百選のコース別ガイドなどの印刷費に充当させていただいております。現在は229万4,000円の残高というふうな状況でございます。

先ほどと同じような答弁になってしまいますけれども、可能な限りその他の財源についてですね、確保について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

続いて、デジタル博物館、VR、ARについてお伺いいたします。

町のホームページでですね、指定文化財の画像はですね、何度見てもですね、興味が湧きづらいというふうな感じでですね、御苦勞されているんですけれども、実際今ですね、かなり動画とかという部分が進んでいて、静止画よりも動画、またクリアな画像という形で、それぞれの民間にしても国にしても地方団体にしてもですね、そういう形が進んでいるという形になっております。

今後ですね、文化財までのアクセスする動画ですとか、文化財の紹介動画、それからVR、ARの作成ですね、が必要と思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおりですね、現在、指定文化財等の紹介をしているのは、携帯電話での表示を意識して当時作成したというような状況でございますので、非常に簡素なつくりになっているということです。より文化財の魅力を発信できますようにですね、デジタル化を進めて、動画や今日御指摘いただきましたVR、AR等をどのような形で使用ができるか、そういったことも含めてですね、調査検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

では、最後の質問になりますけれども、デジタル博物館、デジタルミュージアムと言われているものですね、茨城県であれば鹿嶋市、それから千葉でいけば大網白里、それから東京都とかですね、かなり増えてきております。森ビルですね、ところでデジタルでやっている部分もありましてですね、デジタルで見るといふことの一般化が進んでいるんだと思います。

今回、4番目で一般質問をさせていただきましたけれども、そのデジタルミュージアムを御覧になった感想があればお伺いしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 建石教育部長。

○教育委員会教育部長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

鹿嶋市さんの教育委員会が作成しましたデジタル博物館を拝見させていただきました。文化財の種別ごとにきちっと分類されてですね、シンプルで非常に分かりやすい印象を受けております。

こういったコロナ禍の社会の中ですので、阿見町にとってもですね、どのような形でそういう形ができるか、まずもってデジタル化を進めなきゃいけないということになると思うんですけれども、既存のホームページの記載の内容等の関係もございますので、そういう部分を整理しまして検討を進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

デジタル博物館はですね、災害とかですね、経年劣化による文化財の喪失等のリスクをですね、また文化伝承の担い手不足などによって失われつつある文化芸術を、デジタル化によって伝承する仕組みでございます。デジタル博物館でですね、ウェブ誘導をして、それをきっかけにですね、現地を見ていただく、阿見町を見ていただくということが狙いなわけでございますけれども、まず町民にアピールしてですね、次に県民、そして全国と広げていただいでですね、阿見町がやっぱりこういう文化面でもですね、かなり高い水準にあるということで阿見町を紹介していただけるようにですね、お願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） これで、7番栗原宜行君の質問を終わります。

次に、16番柴原成一君の一般質問を行います。

16番柴原成一君の一般質問を許します。登壇願います。

〔16番柴原成一君登壇〕

○16番（柴原成一君） 質問は3点ございます。

まず最初、防災行政無線は役に立たないのではないかと。

今年、那珂川氾濫の際に防災行政無線は約20%の人にしか伝わらなかったという結果報告を、水戸市と茨城大学がしております。阿見町でもハザードマップで、土砂災害、浸水災害の地域がございます。この防災行政無線が20%しか伝わらない中で、これを補うためにいろんな取組があると思いますが、どのような方法があるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 柴原議員の防災行政無線は役に立たないのではないかと、無線を補うためのいろいろな取組についての質問にお答えします。

防災行政無線は、災害時等に多くの方に迅速かつ確実に情報伝達ができる手段として、非常に有効なものであると考えております。しかし、放送内容が聞こえない、聞き取りづらいといった運用上の課題や代替手段としての戸別受信機の設置、防災行政無線フリーダイヤルの運用、町ホームページやあみメールの活用につきましては、海野議員に回答したとおりです。

その他民間サービスとしては、携帯電話会社が自治体等が発信する災害情報や避難所開設情報を利用者へ提供するエリアメール、ケーブルテレビ会社が契約者に対して防災行政無線放送の再送信を行う防災情報サービスを提供しております。

このように、それぞれ特徴があるため、町民の方がそれぞれの生活スタイルやニーズに合った方法を選択できるように、今後も様々な媒体を通じて災害情報の周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 20%の人にしか伝わらないということは、80%の人にとっては防災行政無線はないに等しいと言えます。その残りの80%の人に伝えるためには、いろいろな努力をしている、いろんな方法があるというのは答弁で分かります。

しかし、何か足りないと思いますね。1つは、スピーカーが何を言っているのか、何かしゃべっているなどと思って、フリーダイヤルにつなぐと、まだ録音が始まっていない。何だよ。で、あるときは、昨日の録音が入っていたりして。なぜスピーカーでぱっと鳴った瞬間、緊急ですから、すぐフリーダイヤルに電話します。それができないのは、何か機械的、技術的な問題があるのでしょうか。それはなぜできないのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

まず、このフリーダイヤルですけれども、これは防災行政無線の放送の内容をですね、再度確認するためのものと考えております。このフリーダイヤルのシステム的にはですね、防災行政無線の放送が終わってから、そのフリーダイヤルの録音作業が始まりまして、録音が完了した後にはですね、フリーダイヤルでその音声を聞くことができるようなシステムとなっております。そういったことから、防災行政無線の発生と同時にですね、聞くことができないことについては御理解をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 何かその何か、すぐ聞きたいと、緊急ですからすぐ聞きたい。ですから、スピーカーで流した後、その録音を出すんじゃないかと、何かできると思うんですよ。みんな焦ってんですよ。で、いろんな方に聞いても、フリーダイヤルの番号を教えているんですけど、すぐつながらないよ、すぐ分からないよと。ですから、災害っていうのは緊急ですから、1分1秒、1分じゃない1秒、2秒大事だと思う。命に関わってくると思いますんで。そのところを何とか改善していただきたいと思います。

次に、もう1つ質問は、洪水ハザードマップ、洪水浸水想定地域と土砂災害区域がございますが、これはちょっと通告してないんですけど、戸別受信機はその災害区域の中の全ての方が取り入れていますか。

○議長（久保谷充君） 防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

戸別受信機の一般家庭への配置につきましては、今現在、土砂災害警戒区域に住まわれておられるお宅のほうに設置しております。当初ですね、全員の方にお声をかけまして、希望者のお宅に設置をしているところでございます。

○議長（久保谷充君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） はい、分かりました。

それと、この前のNHKでやっていました、その水戸の災害のときに、茨城大学と水戸市が合同で調査をした。その中で、これからこうしようということがあったんですね。それは、緊急事態、サイレンを鳴らすということだったんですけども、阿見町ではサイレンを鳴らすという準備はできてますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

水戸市の取組については私どものほうでも承知しております。阿見町では、これまで避難勧告発令時にサイレンを鳴らした実績はありませんが、これからの避難指示等ですね、緊急性

の高い内容のときには、事態の切迫性をですね、着実に伝えるためにサイレンを鳴らすことは必要であると考えております。

サイレンを鳴らすことの周知をこれから町民の方にですね、鳴らす場合に、その周知も含めて、これからいろいろ検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） いろんな災害がいろんなところで起きています。他の市町村の教訓を活かし、その地域から必要なことを学び、阿見町の災害防止に役立たせてほしいとお願いしまして、1問目を終わります。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 2番目の質問は、阿見町のごみ収集量は県下で第2位だが、なぜこんなに多いのか。

平成元年7月発行の「市町村早わかり」において、1人1日当たりのごみ収集量は、大洗町の次に多いです。その理由はなぜか、改善方法はありますか。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町のごみ収集量は県下で上位2位だが、なぜこんなに多いのか、理由と改善方法についての質問にお答えします。

阿見町では、家庭から発生する一般廃棄物をステーション方式により収集しており、燃えるごみの収集を、週2回行う市町村が主流となっている中で、週3回収集しております。資源ごみの缶、瓶、ペットボトルについては、ごみ収集所に専用コンテナを設置し、資源の回収に努めているところです。

ごみを出すための町指定ごみ袋は、近隣市町村と比べると安くなっており、ごみ収集量が多いのは、ごみを処理しやすい環境が整っている点も関係しているのではないかと考えております。町内のごみを減量化させるためには、不要物を単にごみとして捨てるのではなく、分別して資源ごみに回すというような、町民一人ひとりがごみを減らすという意識を継続・向上させることが重要だと考えており、その方法として、全世帯に配布するごみの出し方一覧表や広報紙等によって、ごみ減量化への意識づけを推進していきたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） ごみが多いということはどういうことかなっていうのを考えたんですけど、経済が活性化しているとか、何か食べて出す、まあ入れ物もそうですけど、ごみが多

いということは経済的に裕福なのかなんか思ったりしますが、それは置いて。ごみが多いってことは、霞クリーンセンターとかさくらクリーンセンターの寿命が短くなると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりですね、ごみの量が多いということでそれぞれの施設に影響があります。まず、霞クリーンセンターにつきましては、この寿命につきましてはですね、機械を更新して運用していけば長寿命化はできると考えております。ただ、ごみが多いと施設改修の頻度が上がると。それに伴って修繕費が必要になるというふうに考えています。

さらに、さくらクリーンセンターに関しましては、そちらのほうに焼却灰を持ってくるので、ごみの量が増えると、その焼却灰の量が多くなりますので、さくらクリーンセンターのちょっと寿命については短くなってしまいうことが考えられます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） それですね、多いところがあれば少ないところがあると。1番少ないのがね、茨城県では桜川市、大体阿見町の6割しかごみを出してない。桜川市の取組について、何か調べたことはございますか。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおりですね、ここ数年、毎年桜川市が1番ごみが少ないというふうな結果が出ております。そういったことからですね、担当課の廃棄物対策課のほうで、桜川市のほうにちょっと問合せしたところですね、桜川市からの回答では、地域の特性として、生ごみを畑に還元している世帯が多いんじゃないかと。それがごみが少ないことの要因じゃないかと考えているというふうなお答えをいただいたそうです。

以上です。

○議長（久保谷充君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） ああ、なるほどと思います。阿見町もコンポストに対して助成していますよね、今もあるんでしょうかね。うちも1つは助成もらって、2つつけてますけど、ただ生ごみはちょっとコンポスト使わないで出してますけど、かなりの生ごみになります。そうですか。畑に堆肥として使うということですね。はい、分かりました。

それから、次にですね、燃えるごみと燃えないごみの区別に困るときがあります。これを簡単に判断できるものはないものでしょうか。例えばボールペン、これは、ばらして、鉄と燃え

るものに分けるのか。ほんとにね、至るところにどっちなんだっていうものがあるんですけど、それを簡単に、何か判別できる、何か表とか何かないですかね。プラスチックと鉄が一緒になっているのが多いんですね、そういうものが。何かそういうのがありましたら、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（久保谷充君） 朝日町民生活部長。

○町民生活部長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

答弁のほうでもお答えしましたが、1年に1回ですね、町内の各世帯にごみの出し方一覧表、こちらですけれども、これを配布しております。この中にですね、ごみの区分、それとあと主な品目がございます。これを一応参考にしていただきたいと思いますけれども、もしもそちらで分からないときには廃棄物対策課のほうにお問合せしていただければお答えできると思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 私が言いたかったのはね、さっきはボールペンって言いましたけど、鉛筆もそうですよね、ここ鉄ですよ。これ、燃えるごみのほうへ出していいんですか。

○議長（久保谷充君） 廃棄物対策課長野口重吉君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（野口重吉君） はい、お答えします。

燃えるごみのほうで大丈夫です。

以上です。

○議長（久保谷充君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） はい、分かりました。

というのは、鉄が半分、ほかのものが半分だと、どっちで出していいのかなというふうな、よく。こうやって折ってね、鉄だけ分離してできればいいんですけど。何か判断しかねる物、これを何か町独自でつくっていただくと。焼却炉もね、結局燃えちゃえば灰になる、鉄は燃えないので残る、焼却炉の寿命が延びる方法にもなるんじゃないかと思うんで、もしどっかでそういうものがあれば、そういう表とかね、あれば、聞いて調べていただきたいと思います。

今回、霞クリーンセンターも大規模な改修工事が行われます。ろ布の交換ですね。先ほどおっしゃったように焼却量と改修費というのは比例するというのでございます。ごみを少なくして、霞クリーンセンターやさくらクリーンセンターを長もちさせてほしいと要望して、2つ目の質問を終わります。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 3番目の質問は、廃校の跡地利用についてでございます。

吉原小学校の廃校利用計画が進んでいます。つい最近、つくば市は小田小学校の廃校を利用

して、地域交流プラザを立ち上げました。地域に廃校を貸し出すという方法で、運営も地元の人で行っているということでございます。改装費は約1,000万円台、吉原小学校の約20分の1の費用で開設できたようでございます。

吉原小学校と小田小学校の比較をしてもらいたいのですが、どこが違うんでしょうか。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 廃校の跡地利用についての質問にお答えいたします。

今回、議員からの御質問にあったつくば市小田小学校の跡地利用ですが、令和2年3月に生涯学習課職員3名が視察し検証しております。

つくば市の旧小田小学校の跡地利活用は、既存校舎の一部を活用し、小田小地域交流プラザとして整備され、地域住民が主体となった小田地域まちづくり振興会が運営しております。

改修の概要としましては、面積は234平方メートルで、1階2教室にエアコンを設置、1階トイレの改修、給水管改修工事、玄関スロープ設置という内容で、校舎本体の補強や屋上防水、外壁補修等の改修は実施する必要はなかったようです。

次に、旧吉原小学校の跡地利活用であります。地域からの要望書提出を受け、令和元年度に吉原地区公民館整備検討委員会を設置し、6回の委員会により検討した結果、公民館として整備するものであります。

改修の概要としては、小田小学校と同じく校舎の一部を活用したのですが、面積は820平方メートルで約3.5倍となっております。

大きな違いとしては、用途変更に当たり建築基準法上の強度を確保するために、1階西側の学習兼ミュージアムに3か所、補強の柱を新設し、屋上についても荷重を軽減するために屋上防水の施工方法を変更します。そのほか、老朽化の進んでいる給排水管及びキュービクルの改修を実施し、他の公民館の整備状況に合わせ各部屋にエアコンを設置、1・2階のトイレを改修、多目的トイレの新設、照明のLED化、内装改修、スロープ設置、雨漏り対策のための外壁補修を行います。

以上のことから、それぞれの施設は改修後の利用目的や運営体制等も異なることから、改修費用を単純に比較できるものではないと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） はい、答弁いただきました。

再質問ですけど、小田小学校の跡地利用について研修してきたということですが、職員3名

ですね、研修して、検証しておりますということですが、その感想を聞きたいんですが。

○議長（久保谷充君） 生涯学習課長煙川栄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（煙川栄君） はい、お答えいたします。

職員3名がですね、この3月に現地に行きまして視察をしております。その中で、今回の交流プラザ、これにつきましては教育長の答弁にもありましたように、エアコンの追加であるとかトイレの改修等はありませんけれども、内装や外装について大きな変更がなく、学校の教室がそのまま残っているというようなイメージであったということでございます。あとは、工事の中で水道の切替え等のお話も、給排水のこともあるんですけども、これも施設全体ではなく一部を使うことから、高架水槽や受水槽などを使わず直接給水管につなぐというような工事だったそうで、外見上、見かけとしては、格好は学校のままとというようなことだそうでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 今回、質問するに当たり、吉原地区公民館整備検討委員会の6回の議事録を頂きました。で、「あっ」て思ったのはですね、もうしょっぱなから公民館を造るんだという設定になってんですね。ですから、この小田小学校みたいに、地域がそれを借りて運用しようと、地域の皆さん、コミュニティを深めようということにはなっていないんです。公民館を造ることが大前提なんですね。これ、ちょっと私は間違っただんじゃないかと。

吉原も公民館、実穀も公民館、当然維持管理費もかかります。まあ、こう言っちゃ何ですけど、職員さんも張りつくでしょう。だから、何かちょっと地域のためにとって言った場合には、何というんでしょうかね、公民館という前に交流プラザ、このように地域の人がコミュニティを深めるんだというところがあっていいんだと思った次第です。

今回の吉原については、予算についても賛成してしまいましたんで、このまま進んでいくとは思いますが、今後は自分もよく考えて、注意したいと思います。

以上、終わります。

○議長（久保谷充君） これで、16番柴原成一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時53分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔13番川畑秀慈君登壇〕

○13番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。今定例会のトリを務めます、11番目に一般質問させていただく川畑秀慈と申します。

それでは、通告に従い質問をいたします。

今年2020年は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、世界経済は大きなダメージを受けています。しかし、それ以前から世界経済には不吉な予兆が表れていました。IMFの世界経済の見通し、今年1月改訂では、2019年の世界経済の成長率を2.9%と推計していました。これは、2017年に3.8%だったのと比較して著しく低いというだけでなく、世界金融危機以降でも最も低い水準であります。特に、中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化は顕著でありました。その中、日本経済も景気後退局面に入っていました。それどころか、20年以上に及ぶ長期のデフレが続いているのであります。

その中、昨年10月に消費税が10%と引き上げられ、その結果、2019年10月から12月期の実質GDPは、前期比マイナス1.8%、年率換算でマイナス7.1%と激しい落ち込みを見せました。とりわけ個人消費と設備投資の減少が著しく、その中、本年初頭から新型コロナウイルスの感染による世界的なパンデミックは収まる気配はなく、今なお日本でも警戒体制が続いています。このパンデミックによる実体経済の危機が金融危機の引き金を引き、さらには、社会的な恐慌や政治的不安定化を招いております。特に、日本を取り巻く東アジア諸国の安全保障環境が大きく揺れ動いています。

これらの要因により、日本経済が成長軌道へと向かうことは、今のところ絶望的であります。そうでなくても、日本経済は1990年代半ばから現在に至るまで、ほとんど成長しておりません。そして、1995年から20年間、名目国内総生産——GDPの成長率がマイナスを記録しているのは、OECDではなくて世界各国を全て入れて日本だけであります。

この20年間の経済成長を見てみると、カタールは2,000%、約20倍、中国は14倍、ナイジェリアは9倍、ベトナムが8.3倍、それにエチオピア、インド、パナマと続いていきます。世界平均では139%の成長、大体1.4倍です。日本のすぐ上を占めているのがドイツです。ドイツが30%の成長、日本はといいますと、マイナスの20%になります。このような世界の状況を踏まえ、日本を取り巻く経済と財政状況の変化を確認します。

1991年、平成3年3月からバブルが崩壊し始め、1993年5月、平成5年10月まで大きな景気の後退を示しました。国においては、1990年代前半から2000年をピークに投資的経費を増やし、公共事業投資を進めてきました。小泉内閣の下では、2003年から2006年にかけて、三位一体改革と呼ばれる改革、すなわち国庫支出金の廃止・整理合理化、地方交付税の見直し、税源移譲

を同時に進めて、分権社会にふさわしいシステムをつくることを大義名分とする改革が推進されました。4年間で国庫支出金と地方交付税を合わせて9兆8,000億円が削減され、2007年から3兆円の税源移譲が完全に実施されたこの改革によって、地方財政に大きな影響がもたらされました。さらに、2006年、夕張市の財政破綻に象徴されるような地方経済危機が表面化すると、2007年度には地方財政健全化法が制定され、2008年から施行されることとなりました。

ちなみに、夕張市の財政破綻の原因は、国にも責任はありますが、首長をはじめとする執行部、そしてまた財政を全く理解していなかった議会にも大変大きな責任があります。ちなみに、隣の栗山町は、夕張の財政破綻に大きな衝撃を受け、議会が財政に対して全く知識がないことに気づき、栗山町議会は3年間全員で財政の勉強会を実施した後、日本で初めて議会基本条例を制定いたしました。

続いて、2008年、平成20年9月、アメリカの有力投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻、それを契機に広がった世界的な株価暴落が金融不安をあおり、世界的な不況を加速させました。2011年、平成23年3月には東日本大震災が起これ、大きな傷痕をこの阿見町にも残しました。そして今年、2020年1月、中国から広まった新型コロナウイルスが全世界に甚大な被害をもたらし、経済に多大な影響を与えています。

この間、昨年2019年3月に、阿見町第6次総合計画（後期基本計画）が策定されました。また、その前、2017年、平成29年3月には、阿見町公共施設等総合管理計画が策定されました。今回の質問は、これらの計画に基づいて質問させていただきます。

まず（1）としまして、後期基本計画と財政運営について。

1つ目、①地方分権・地域主権型社会が進展するとありますが、地方分権・地域主権型社会が進展すると地方財政はどのような運営が必要と考えられますか。

2点目、後期基本計画が策定されたときの社会状況と現在の社会状況の変化が大きく変わりました。町の財政に与える原因はありますか、要因はありますか。

3点目、社会状況の変化があったときは財政運営はどのように対応するのですか。

4点目、過去における財政運営の基準と現在の財政運営の基準に違いはありますか。あるとすれば、その違いは何ですか。

（2）後期基本計画第1章第2節に、財政の健全化、現状と課題で、歳入が持ち直す一方で、歳出については、扶助費、公債費等の義務的経費が増加していますとあるとおり、次に大規模プロジェクトにより起債残高が増加、そして、公共施設の大規模改修が挙げられ、30年間で公共施設の延床面積を20%削減しなくてはならないこと等、5点記載されています。そこで、個別の施策について質問をいたします。

1点目、安定した財政基盤を確立するため、行政改革の見直しを推進し、事業の必要性、緊

急性、手法の妥当性等の観点から、徹底した見直しを行い、予算に反映していくとありますが、具体的に何をどのように見直しを行い、予算に反映させてきたのですか。また、これから行う施策は何ですか。

2点目、財政硬直化を避けるため、プライマリーバランスを考えた町債の残高管理を行いますとありますが、具体的な施策はどのようなことですか。他に財政硬直化の原因はありますか。

3点目、災害及び経済情勢悪化に伴う収支減に備えるとともに、公共施設の大規模改修に対応するための計画的な基金管理とありますが、現状と課題は何ですか。

4点目、後期基本計画における経常収支比率の目標値の根拠は何ですか。経常収支比率を下げるための今までの具体的な取組と、令和2年、そして来年の見通しはどのように見えていくのですか。

5点目、阿見町の財政規模に対する望ましい財政調整基金の金額と、その根拠は何ですか。

6点目、今年度の予算書を見ると財政調整基金の繰入金、昨年度は12億9,363万4,000円、今年度は9億3,121万3,000円です。昨年も今年も財政調整基金の取崩しが多く見られます。昨年度予算と今年度予算は赤字予算です。これから見ると、来年度の見通しはどのようなのですか。歳入の見通しと歳出の見通しはどうなっていますか。

7点目、過去10年間の財政調整基金の残高の推移はどうなってきたのですか。また、その増減の要因は何ですか。そして、後期基本計画終了時の2023年までの見通しはどうなっていますか。

以上、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑議員の阿見町第6次総合計画と財政についての質問にお答えします。

（1）後期基本計画と財政運営についての1点目、地方分権・地域主権型社会が進展すると地方財政はどのような運営が必要かについてであります。

地方分権・地域主権型社会が進展する中、新たな時代の変化に対応できる地域力が求められております。新しい公共の理念の下、自助、共助、公助により、町民と行政との信頼関係を深め、協働によるまちづくりを目指すとともに、自立性の高いまちを目指し、効率的・効果的な自治体運営を推進していく必要があります。

2点目の、現在の社会状況の大きな変化が町の財政に与える要因はありますかについてであります。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な景気の低迷が懸念されております。町

でも景気低迷による今後の町税収入の悪化が懸念されているところです。

3点目の、社会状況の変化があったときは、財政運営はどのように対応するのですかについてであります。

社会状況の変化により、歳入規模に変更が生じた場合は、その歳入規模に合わせた財政運営を行うことが基本となります。

4点目の、過去における財政運営の基準と現在における財政運営の基準に違いはありますかについてであります。

過去と現在において違いがある基準として、経常収支比率が挙げられます。過去には、地方自治体では投資的経費に対する財政需要が高く、経常収支比率が高ければ投資的経費の執行ができなくなるため、経常収支比率は80%程度が適当とされておりました。現在では、投資的経費の財政需要の縮小及び社会保障給付の増大により、経常収支比率は全国的に上昇しておりますが、現在における経常収支比率の適正比率は示されておられません。

(2) 後期基本計画第1章第2節の2、財政の健全化の現状と課題についての1点目、安定した財政基盤を確立するための施策についてであります。

行政改革大綱の策定と改訂を行いながら、継続的に行政改革に取り組んでいるところであります。具体的な取組としては、収納対策の強化、企業立地の促進、外部評価制度の確立などの取組を行ってまいりました。今後は、ふるさと納税の推進、荒川本郷地内町有地の計画的な処分、外部評価による事務事業の見直しなどに継続的に取り組んでまいります。

2点目の、プライマリーバランスを考えた町債の残高管理とは何か、ほかに財政硬直化の原因はについてであります。

町債の借入額及び返済額のバランスを考慮し、起債事業の抑制を図ることです。ほかには、人件費、扶助費等の増加が挙げられます。

3点目の、税収減や公共施設の大規模改修に対応する計画的な基金管理の現状と課題についてであります。

令和元年度は、公共公益施設整備基金に、計画的な基金管理の一環として1億円を積み立てました。今年度においても1億円を積み立てる予定です。積立ての目標については、公共施設等総合管理計画に基づき策定を進めている施設の管理計画である個別施設計画が全ての施設で完成した後、必要額を算出する予定です。現段階では、暫定で1億円積み立てている状況にあります。

4点目の、後期基本計画における経常収支比率の目標値の根拠、経常収支比率を下げるとの取組、今後の見通しはについてであります。

後期基本計画における経常収支比率の目標値は、計画策定作業時点の直近確定値である平成

29年度の県平均90.3%としております。経常収支比率を下げるため、3か年実施計画による事業の厳選や起債事業の抑制などを行ってきました。経常収支比率の見通しについては、人件費、扶助費、公債費の上昇が見込まれるため、比率は上昇すると見込んでおります。

5点目の、阿見町の財政規模に対する望ましい財政調整基金の金額と根拠についてであります。

財政調整基金は、一般的に標準財政規模の10%程度を確保することが望ましいとされております。令和2年度の標準財政規模は99億8,000万円であるため、その10%で計算すると約10億円となります。

6点目の、予算書を見ると、昨年度も今年度も財政調整基金の取崩しが多く、赤字予算ですが、来年度の見通しはについてであります。

財政調整基金の繰入額は、令和元年度は12億9,363万4,000円を当初予算に計上しましたが、前年度繰越金の確定や事業執行に伴う不用額の確定等により、実際には3億5,874万3,000円の決算になっております。

令和2年度については、当初予算では9億3,121万3,000円を計上しておりますが、実際には、令和元年度同様、不用額の確定に伴い繰入金額は縮小してまいります。来年度については、これから3か年実施計画及び中長期財政計画を策定するため、現時点では未定であります。今年度と同様に、予算上は繰入金を計上することになると見込んでおります。

7点目の、財政調整基金残高の過去10年間の推移、増減要因、今後の見通しについてであります。

財政調整基金残高は、平成21年度が10億9,230万円、平成22年度から増加し、平成26年度が37億2,010万円、その後減少し、令和元年度が21億3,700万円となっております。

増加の要因は、震災復興財源の充実や、霞クリーンセンター建設に係る和解金などであり、減少の要因は、新小学校建設や国民体育大会の開催などであり、

今後の見通しについては、3か年実施計画及び中長期財政計画策定前のため、昨年度策定のものになりますが、令和2年度が19億100万円、令和3年度が15億6,400万円、令和4年度が13億9,500万円で見込んでおります。今後、新規計画策定に伴い、新たな見込みを作成してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、再質問に入らせていただきます。

景気低迷による、今後の町税収入の悪化が懸念とあります。具体的な見通しはどのように推測をしていますか。

○議長（久保谷充君） 総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

現在、3か年実施計画と、それから中長期財政計画を策定中でございます。その中で町税収入の見込みを算定していくということになります。計画の策定につきましては、10月中に策定する予定でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、法人税収等の町税の減収が見込まれておりまして、現段階では、その情報の収集と分析を行っているというようなところでございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） そうしますと、具体的な数字というものはまだ読めないという状況でよろしいですね。はい、分かりました。

じゃあ次に、過去30年間の財政運営はどのように評価されてきているか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

30年ということではかなり長期に及びます、詳細なことはちょっと申し上げられないと思うんですけども。過去30年間におきましては、地方の財政状況につきましては、平成の大合併、それから三位一体の改革、地方公共団体の財政健全化法の施行、それから東日本大震災などの発生によりまして、大きな変化がございました。

町の財政運営としましても、霞クリーンセンター、それからさくらクリーンセンター、総合保健福祉会館などの建設によりまして、平成10年度につきましては起債残高が180億円を超えたというような状況もございました。公債費につきましても、平成15年、16年度に20億円を超えるというような状況もございました。

その後ですね、事業の厳選をしたことなどによりまして、全体としましては、社会経済情勢や国、県の動向、町の財政運営の状況などを勘案しまして、健全な財政運営が行われてきたと認識をしております。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 公共施設の維持管理から何から長期計画も出ていますが、それをくり上げて次どうするかという前に、今までやってきたことの1つは、過大な設備投資もあったのかなって。その前提として人口の想定を見誤ったところで結構ロスが出たような記憶があります。それは今回ちょっとやりません、後でまた、別の機会にやりたいと思います。

次に、基準財政需要額、標準財政規模の変化はどのようになってきましたか。また、その変化の理由は何だったか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

臨時財政対策債，振替前の基準財政需要額となりますけれども，平成10年度につきましては73億円，平成11年度につきましては75億円でございます。その後も，三位一体の改革等によりまして交付税総額の削減がされたというようなことでございます。それを受けて，平成16年度から平成20年度を除けば，令和元年度までは74億から76億というような額で推移をしております。ということで，大きな変化はないというような状況でございます。平成2年度につきましては，幼児教育，それから保育の無償化等によります一般財源化などによりまして大幅に増加しております，80億を超えているというような状況でございます。

また，基準財政規模につきましても，平成10年度94億円，それから令和元年度につきましては96億円というようなことございまして，おおむね94億から97億というようなところで推移をしております。法人税収が大幅に下がった平成18年度と，それからリーマン・ショック等の影響で税収が落ち込んでおりました平成21年度から平成26年度までには，91億から92億というような数字もございます。平成27年度以降につきましては，消費税率の引上げ等によりまして，地方消費税交付金等の増により94億から96億に回復しておるといったようなことでございます。令和2年度につきましては，地方消費税交付金，これは消費税増税の関係でございますけれども，によりまして増ということで，99億円を超えているというような状況でございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今の件に関して，後でちょっとまとめて質問したいと思いますが，基準財政需要額の変化による影響，これは町の財政にどんな影響を与えましたか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい，お答えいたします。

町税等の収入額にも影響されますので一概には言えないというようなところでございますけれども，基準財政需要額が増えるということになれば，交付税が増えるということになります。基準財政需要額が減少すれば，交付税が減少するというようなことになります。具体的な要因がちょっと不明ということで，ちょっと仮にお答えしたというようなことでございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） この後でやりますけれども，まあ，基準財政需要額の増減も，これもあります，収入額の増減もある。結局単年度の収支をやると，その割り算で財政力指数っていうのが出てきますね。そこで交付金の額が大体決まってくる。マイナスであれば，1.0より低くなればなるほど交付金は増える，こういう認識でよろしいですか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 次に、経常一般財源の推移で、2000年、平成12年、普通交付税が17億129万8,000円と過去最高でなっていました。その理由は何でしょうか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

平成11年度でございますけれども、法人税収入が大幅に減少しております。交付税の算定に使用します法人税割の積算金額が4億円を超える減となりました。この結果、交付税が増になったというようなことでございます。平成13年度以降につきましては、交付税の財源不足を臨時財政対策債として借り入れるというような制度変更がございましたので、普通交付税だけで見れば、平成12年度が最大となっているというような状況でございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい、分かりました。

じゃあ次に、2007年、平成19年、地方税が80億1,059万円と過去最高でした。この要因は何でしょうか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） 先ほどの分析でも申し上げましたけれども、三位一体の改革によります税源移譲が行われたというようなことで、法人税収入が好調だったというようなことによります。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 確かにそうです。その後リーマン・ショックでぐっと下がりましたね。

そうしますと、過去35年間で単年度の財政力指数が最高の年と最低の年はいつで、その数値は幾つですか。そしてまた、その要因は何だったのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

過去35年間でございますけれども、単年度での財政力指数の最高の年でございますが、平成20年度で1.043、最低の年につきましては、平成12年度で0.778ということになります。

最高値の要因でございますけれども、平成19年度の法人税収入が好調だったということと、税源移譲によりまして、前年度に比べまして基準財政収入額が1億4,000万円増加したというようなことでございます。

最低の要因でございますけれども、やはり平成11年度でございますが、法人税収が減少しまして、前年度に比べて基準財政収入額が2億9,000万ほど減少したというようなことが要因ということでございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

1つは、2000年が一番基準財政需要額が高かった年ですよ、違いますか、平成12年。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） ええ、そういうことになっております。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） その要因は分かります、なぜ高くなってきたか。分かんなければ、いいです。多分、決算書とか資料見ても出てこないんで、こちらで、じゃあ話をしますね。

この日本において、ちょっとこれはね、地方分権と地方財政ということで、静岡大学の財政の女性の研究者、教授が書いた本です。

日本においては、1990年代から2000年代にかけて、累積債務が急増した最大の要因は、1989年の日米構造協議です。このときにアメリカが財政赤字と貿易赤字、対日本に対して非常に苦しんでたんで、日本に内需拡大をしてほしいということをアメリカが外交ルートでプレッシャーをかけてきました。そこで日本はどうしたかといいますと、それを受けて、1990年から10年間で430兆円に及ぶ投資的経費、内需拡大のための予算を組みました。その後、組み替えて、それが1995年にまた、バブルがはじけた後に、予算を組んで増やしました。それが合計金額が630兆円です。

地方と国の財政悪化の1つの今の1,000兆円を超える財政赤字の大本が、日米構造協議のこの630兆円なんですね。そこで、日本は、日本はって阿見町も、これの影響を受けて、2000年まで投資的経費、そこをピークになるまでずっと国のほうで補助をして、いろんな施設をそこを中心に造ってきました。

1つの要因はそこにありまして、今、最高の年、最低の年、出ていましたけども、2000年の年がこの76億7,613万4,000円のこの基準財政需要額、過去最高で、これでちょっと計算してみたんですね。このとき0.778で、当然財政力指数も低いんで、交付金も当然17億という金額で大きかった。じゃあ、その後どうなったかという、この基準財政需要額が、どんどんどんどん低くなったんですね。で、一番低いときはいつですかという、2004年なんです。これ国のほうの誘導で低くなったんですが。人口が減ったとか何だとかの要因はない。人口が増えていく中で減らされました。約10億円減りました。じゃ、そうしますと、どういうことが起きるかという、一番最高だったこの2008年の財政力指数1.043、これ単年度なんです、これを

2000年のときの基準財政需要額で割ると0.924なんですよね。

ですから、このように大きく変わってきているというのが現状です。今も0.933ですね、平成30年、2018年のこの決算カードを見ると。計算、単年度でしますと。それを2000年のときの基準財政需要額で割ってみると、0.9はなくて、0.87。ですから、人口が阿見町はそんなに急激に減ったりはしてない、現状維持を何とか頑張ってる、やっている中で基準財政需要額の微妙なコントロールによって、地方財政を圧迫してきているというのも事実であります。それはちょっと皆さんで確認できればと思うんで、お話をしました。

次に、積立金残高の推移と要因についてちょっと聞きたいと思います。この積立金は1987年、昭和62年から急増してきました。積立金残高が過去最高のときは、これ1995年ですね。平成7年で88億8,722万5,000円、この要因は何だったんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

明確な理由は把握してないんですが、バブル経済の影響などによりまして、それ以前のまた経常経費に余裕があったというようなこともあったり、あるいはクリーンセンター、それから総合保健福祉会館を整備するために基金などを確保したと、基金を積み立てたというようなことだと思われま。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 先ほどもちょっと答弁にありましたが、経常収支比率が非常に低かった、ゆえに積立ても十分にできたという捉え方でいいですか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、経常経費に余裕があったということで、おっしゃるとおりだと思います。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 次に、大規模プロジェクトにより起債残高が増加した後に、通常取り組むべき財政運営は何か、お願いいたします。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） 一般的なお話になりますけれども、起債残高が増加しますと、後年度の公債費が上昇するというようなことになります。これが財政を圧迫するというようなことになりまして、起債事業の抑制、それから、それ以上の起債残高の増加を防ぐと。それから、後年度のそのことと及びまして、併せて後年度の公債費の増加を防ぐというようなことが必要となってまいります。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい、確かにそのとおりで、ただ、もう1つ要因はあるんですが、今日、時間ないんでそれはやりません。

その他、可能であれば取り組むべき財政運営は何かございますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

可能であれば、後年度の公債費の支払いを準備するためにですね、減債基金などに積立てを行いましたり、それから経常経費の削減、これもやらなければならないというようなことでございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 次に、普通会計と特別会計、連携協力しとあります。この具体的な施策の推進状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） 普通会計と特別会計の連携でございますけれども、こちらにつきましては、平成27年の1月でございますが、総務大臣の通知に従いまして町では平成28年度決算から、総務省方式の改訂モデルから変更しまして、統一的な基準に基づく財務書類を作成しているというようなことでございます。財務書類等の情報を基にしまして、有形固定資産、減価償却率や将来世代負担比率などの各指標の分析を行っておりまして、固定資産台帳のデータを公共施設等総合管理計画や個別施設計画の策定時に活用しているというようなことでございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 続きまして、さっきちょっと経常収支比率の話も出ましたが、この平成30年間で経常収支比率等の推移、そして、そのまた原因、要因は何だったのか、お願いしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

30年前でございますが、平成2年度の経常収支比率につきましては62.8%でございました。道路、公園、下水道、それから、公民館、クリーンセンター、総合保健福祉会館などの施設の整備を行っておりまして、平成10年度につきましては81.4%という数字になってございます。その後ですね、扶助費や公債費の増加によりまして、平成17年度には92.6%と、90%を超えて高い比率が常態化しているというような状況でございます。

町税につきましては、平成2年度が57億円、令和元年度で79億円と、22億円ほど増加しまして、経常一般財源総額も増加しているというようなところで、歳出におきましても、特に平成

2年度でございますが、2億円にも満たなかった扶助費が令和元年度には30億円ということで、大幅な増加をしているというようなことでございます。あわせて、繰出金につきましても介護保険、それから後期高齢者医療制度に対する繰出金が年々増加しているというような状況でございます。

歳入の確保、それから歳出の削減に努めてはございますけれども、経常収支比率については、全国的な傾向と同じように高止まりとなっているというようなところでございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今までの、今までと違いますか、私も含めて11人、今回一般質問しましたが、様々な方の一般質問聞いても、そういう議員の要望であったり住民からの要望、これを聞いていくと、町長はじめ執行部は聞ければ聞きたいと思うんですが、なかなか難しいところがあると思います。この経常収支比率を下げることは誠に困難な社会状況、財政運営状況の中で、この適正化率は示されていません。町において望ましい、この数値というのがあればお願いしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

おっしゃるとおり、経常収支比率の適正な比率というのは示されていないということでございます。総合計画のほうでも目標値としておりますが、その平均値を現在目標としているというような状況でございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 経常収支比率を引き上げる要因はいろいろあるんですが、しばらく前に視察に行った福島県の大玉村のたしか経常収支比率は、今でも80%いつているかいつてないかですね。その要因はあるんですが、これはちょっと別の機会でまた話をしたいと思います。

次に、歳出の優先順位はどのようにしてしていますか、その根拠は何でしょうか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

経常経費、主に義務的な経費ということになりますけれども、そちらを優先しまして、残りの財源で政策的経費や新規事業を行っているというような状況でございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 歳出の優先順位というと、憲法からひもとくと別のところが見えてくるんですが、それは後で読んでみてください。

次に、（2）の行政の取組の実績、この実績についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

行政改革でございますけれども、具体的な取組としましては、収納対策の強化、それから企業立地の促進、外部評価制度の確立などの取組を行ってまいりました。今後は、ふるさと納税の推進、それから荒川本郷地内の町有地の計画的な処分、外部評価による事務事業の見直しなど、積極的に継続的に取り組んでいくというようなことでございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今、3つほどでできましたので、これ3つ、1つずつ聞かせてください。

収納対策の強化、これについて詳しくその状況が分かればお願いします。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

平成21年度になりますけれども、収納課の職員を増員して収納対策の強化を行っております。対策前の平成20年度の町税収納率でございますが、89.9%ということございまして、令和元年度、昨年度でございますが、収納率は97.0%ということで、7.1%上昇をしているというようなことございます。

収納対策によります効果額というのは明確にはちょっと言えないというようなところもございまして、令和元年度の町税の調定額につきましては81億8,000万ほどでございますので、収納率が仮に7.1%違うということになりますと、5億8,000万ほど影響があったというようなことございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） この収納率が97%、まあ100%になればいいんですが、すごく苦労されて、こういう数字を出してこられたのかなと思って、評価したいと思います。

続いて、企業立地の促進の進捗状況はどうでしょうか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

企業誘致のために行ってまいりました企業立地奨励金の対象企業でございますが、平成17年度以降、21社でございます。対象企業の令和元年度の町税額につきましては、固定資産税で、土地分除くというようなことございますけれども、6億2,000万ほどでございます。住民税につきましては8,600万ほどございまして、合計しますと7億1,000万というような数字になってまいります。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） じゃ、先ほど言った3点目、外部評価制度の確立についてというこ

とで、再度お尋ねします。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） 外部評価ということで、平成29年度から補助金の評価を行ってございます。平成29年度から令和元年度まで24の補助金を評価しまして、削減額につきましては236万1,000円というような削減をしております。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） そうしますと、この外部評価制度、これに取り組んでいますが、この外部評価制度の目的、そしてまた目標はどのようになっていますか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

外部評価の視点から事業評価してもらうことによりまして、事業の見直しを行うということを目的としてございます。目標につきましては、年間8事業評価するというようなことございまして、現在全ての補助事業を評価しております。現在の状況はそんなところでございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今後、外部評価制度のこの運用、これはどのように進めていくのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

今後年間8事業ずつ評価を行いまして、補助事業の評価終了後につきましては、事務事業評価ということで実施をしていきたいと考えております。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 外部評価制度の評価が、正しい正しくないという1つのその目安とされているとは思いますが、やはり1つは必要なもの、必要じゃないものを、その辺もきちんと分けていくことを考えていくと、8事業ずつというよりも、ある程度もう長く、事業がスタートして今の時代に合っているか合っていないか、もうスクラップしてもいいんじゃないかということも、これからスピード感を持ってやらないといけないと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、おっしゃるとおりございまして、外部評価を活用しまして、補助金の削減あるいは廃止というような方向で取り組まなければならないというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 多分、一旦始めるとやめられないというのが、なかなかこの事業というか、公共事業の1つの流れかと思うんですが、やはり時限的に3年であるとか5年であるとかきちんと見直しをしていって、また、10年20年とやってきたものは続けるか続けないかもはっきり、また仕切り直しをしてゼロから見直しをするということも必要だと思うんですが、その点はどう考えてらっしゃいますか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

やはり補助金でございますけれども、おっしゃるとおり期限を区切るということと、それをきちっと評価して、その目的を達成したのものにつきましては、やはりその時点で廃止を検討するというようなことも必要になってくると思います。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 次に、ふるさと納税の進捗について、先ほどありましたのでお伺いしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） 令和元年度の10月から本格的にふるさと納税を開始したところでございまして、令和元年度につきましては504件、749万3,000円の寄附があったというようなことでございます。令和2年度につきましては、8月末現在でございますけれども、1,208件、1,382万8,000円というような実績でございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 次に、荒川本郷地区の町有地、これ、計画的な処分の経過はどうなってるでしょうか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

URから譲渡を受けた町有地でございますけれども、平成29年度末、10月現在という数字になってしまいますけれども、38万5,773平米でございます、このうち売却済みの面積でございますが2万4,481平米でございます、売却総額につきましては1億336万2,000円ということでございます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 残りのこの土地の活用計画ってのはありますか。あと、36万1,292平米ありますが。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） 残りの面積のうちですね、道路等の行政財産の利用が、これが10万5,992平米ございまして、残りの予定地につきましては、それを除きますと25万5,300平米となります。現時点では具体的な利用計画がないということでございますけれども、今まで民間活力を活用した区画整理事業を中心に行ってまいりましたので、今後もそういったことで処分をしていくというようなことになると思われます。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 分かりました。

次、昨年度算定見込額等の答弁がありました。大きな社会状況の変化があった現在見ると、経常一般財源等を含める、なるべく早くこの算定を修正することが必要なんじゃないかと思うんですね。要は、次の年度の予算も組まなきゃいけない、そういう中で、この予算取りが多分、来年度以降の予算組みは非常に難しくなるんじゃないかと思うんですね。ですから、その算定も早く進めなきゃいけないと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

1点目の再質問でもお答えしましたけれども、現在、ローリングで中長期財政計画を策定しているというような状況でございますが、それによりまして、その推計によりましては歳出事業をかなり削減をしなければならないというような状況も見込まれますので、早急に策定をしてまいりたいと考えております。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

まだまだいっぱいあるんですが、財政の質問は。ただ今回は、質問に関してはこの辺で終わりにしますけども、公共施設、主立ったものが、財源的にどれぐらいで造られて、それがまた、毎年どのぐらいの維持管理運営費がかかっているのかというのも全部資料として持ってますし、公民館の運営の経費なんかも全部大体持ってますんで、そういうところからもっとまた今回は数字的に個別に深めていきたいと思えます。

今回、一般質問ではっきりさせたかったのは、社会状況を見たときに、リーマン・ショックの後に税収が10億円減っているという、こういう外的な要因、今回はリーマン・ショック以上だということで、どのぐらい長引いて、それが阿見町に具体的にどのぐらいの影響があるかというのはちょっとまだ計り難いところはあるかと思うんですが、よくなるということはちょっと考えにくい厳しい状況なので、やはりこれは、各担当課もそうでしょう、議会のほうもそうだと思うんですね。厳しい状況の中で本当に、どれを優先してやるべきで、どれはもう廃止にしなきゃいけないというところまでの議論をしないと、経常収支がどんどん膨らんでい

くのは間違いないと思うんですね。

経常収支の問題は、ちょっと最後にお聞きしますけども、さっきこの積立金が、財調も含めての積立金がありますが、これが財政状況等の資料で今非常によくなってまして、こういうふうになって出てきてますね。出てきますと、一番下にこちらの海苔巻きのおにぎりのようなちっちゃいマイナスが出てます。こちらはそれが出てません。ということは、平成21年から平成25年までは、この実質単年度収支っていうのはずっと黒字で来てました。で、これを見ますと、その後、平成26年から実質収支が赤字になってきてます。そうすると、当然足りなければ基金、財調を切り崩すしかない。

だから、今、千葉町長もそういう立場に立たれて財政運営やっていくのに、非常に一番厳しいところの、この過渡期の、またこの大不況の中で財政運営をしなきゃいけないということになるとやっぱり、執行部もそうでしょうけども、議会のほうもしっかりと議論を深めていく中で、本当に有効な税金の使い方を考えていかないと、これは大変なことになるなと思います。

それと、阿見町の歳出の特徴というのは、こういうのがですね、こういうグラフというか、出てますんで、こういうのを見ると、類似団体のうちでどのくらい町はお金を使ってるかっていうのも全部出ています。大きな特徴としては何なのかというと、大体、民生費とか衛生費、これに関しては平均値よりも低いです、使ってないです。みんな下から数えたほうが早いですね。議会費もそうです。議会費が、類似団体が99団体あって87番目。そして、ちょっと離れている、あまりくっついてるところは必要ないですね、民生費が、99団体あって79番目、衛生費が、99団体あって90番目しか使ってないということなんですね。

要するに、そこまで使えないという部分もあるんだと思うんです。今まで投資的経費で公共事業の普通建設をかなりやってきたというのがあって。ですから、やはり箱物行政をちょっと阿見町はこれから本当に抑えてかないと、こういう必要なところにお金を使えないのかなと思います。

で、議会に関しては、これはほかと比べるとかなり、99のうち87番目ということで非常に低い数値なんですけど、あるところへ勉強会に行きました。こういう財政の議会費の話も出てきました。議会費が全体のこの割合に占める割合が低い自治体というのは、やはり財政が硬直化していく。で、基金、また財調の残高が減っていくというような、やっぱりチェック機能が劣っていくということも言われていました。やはりその辺のところは、議会の皆さんがしっかり勉強していくというのは非常にこれは大事なことなんで、そういうところにもこれから、微々たるこの予算の上積みになるかもしれませんが、しっかりそれもやっていきたいと思います。

さて、最後になります。経常収支比率が100%を超えていったときはどうなりますか。

○議長（久保谷充君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

100%を超えるというのはかなりの比率でございますけれども、基本的にはその政策的経費、それから普通建設事業、主なものは普通建設事業になると思うんですけれども、そういった事業が実施できないというような状況になります。

○議長（久保谷充君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） これですね、決算意見書で出ていました、経常収支比率が、去年が92.3で、今年この決算書、昨年度決算の分で2ポイント上がって、またちょっと悪化してく。で、そうなることを考えると、やはりスクラップ・アンド・ビルドじゃないんですが、新しい事業をやるときは、やはり古い事業の何かと差し替えということをきちんと。これは議論した上で新しい予算を出していかないと、この数字はどんどんどんどん上がっていく一方なんで、そういうことも、職員の皆さんは分かっているかと思うんですが、議会のほうもそれを考えながら財政運営できればと考えております。

以上で、今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） これで、13番川畑秀慈君の質問を終わります。

---

#### 休会の件

○議長（久保谷充君） 次に日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案審査の都合により、9月12日から9月24日までを休会としたいというふうに思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時58分散会

第 5 号

[ 9 月 25 日 ]

## 令和2年第3回阿見町議会定例会会議録（第5号）

令和2年9月25日（第5日）

### ○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君			
副町	長	坪田	匡弘	君			
教	育	長	湯原	正人	君		
町	長	公	室	長	小口	勝美	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	野口重吉君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	戸井厚君
道路課長	浅野修治君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	小林俊英君
会計管理者兼 会計課長	平岡真智子君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

## 令和2年第3回阿見町議会定例会

### 議事日程第5号

令和2年9月25日 午前10時開議

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第64号 | 阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について     |
|      | 議案第65号 | 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について                    |
|      | 議案第66号 | 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について     |
|      | 議案第67号 | 阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第68号 | 令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号）                        |
|      | 議案第69号 | 令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                  |
|      | 議案第70号 | 令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）                    |
|      | 議案第71号 | 令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                 |
|      | 議案第72号 | 令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）                     |
| 日程第3 | 議案第73号 | 令和元年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について                     |
|      | 議案第74号 | 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について               |
|      | 議案第75号 | 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について              |
|      | 議案第76号 | 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について             |
|      | 議案第77号 | 令和元年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                 |
|      | 議案第78号 | 令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について              |
|      | 議案第79号 | 令和元年度阿見町水道事業会計決算の認定について                      |
| 日程第4 | 議案第80号 | 霞クリーンセンター2号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約について             |
| 日程第5 | 議案第81号 | 阿見町小中学校校内通信ネットワーク整備工事請負契約について                |

- 日程第6 議案第82号 町道路線の廃止について  
議案第83号 町道路線の認定について
- 日程第7 請願第2号 選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書に関する請願
- 日程第8 請願第3号 所得税法第56条見直しを求める意見書の請願
- 日程第9 意見書案第2号 選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書（案）
- 日程第10 意見書案第3号 所得税法第56条見直しを求める意見書（案）
- 日程第11 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化  
に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）
- 日程第12 議員提出議案第2号 阿見町議会改革等調査研究特別委員会の設置について
- 追加日程第1 阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員の指名について
- 追加日程第2 阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告
- 日程第13 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査に  
ついて

午前10時00分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

- 
- |        |  |
|--------|--|
| 議案第64号 | 阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について     |
| 議案第65号 | 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について                    |
| 議案第66号 | 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について     |
| 議案第67号 | 阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |

○議長（久保谷充君） 初めに、日程第1、議案第64号、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について、議案第65号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第66号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第67号、阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

本案4件については、去る9月8日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） おはようございます。命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経緯と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和2年9月14日、午前10時0分に開会し、午前11時18分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ20名、議会

事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は10名でした。

議案第64号、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終了し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第64号、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、民生教育常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。それでは、命により、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和2年9月14日、午後1時58分に開会し、午後2時59分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ20名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者はおりませんでした。

まず初めに、議案第65号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、運用検討委員会の設置について、その経過と意義について質疑があり、執行部からは、要介護認定の要因となった疾病、要介護度、要支援度の記録から、介護予防施策に必要な情報の検討を行い、介護データベースを構築し、今後の介護予防施策の検討及び第9期介護保険事業計画への活用を検討しているとの答弁がありました。

また、収集したデータの適切な運用について質疑があり、執行部からは、介護保険のデータベースは平成16年の介護保険の運用以来、町で蓄積されたデータがあり、これを今まで評価分析をしておこなったが、これを評価分析し、今後、町や民間事業についても活用をしていかなければならないと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員のメンバーについての質疑があり、執行部からは、5人以内で組織することを検討しており、メンバーとしては、医師の資格を有する者、介護予防に識見を有する者、高齢福祉関係団体を代表する者、学識経験者等を予定していますと答弁がありました。

次に、厚労省で介護のデータベースを運用しているが、今回、介護データベースの構築を新たにつくるのかとの質疑があり、執行部からは、厚労省とは全く別に、町の独自データを作成する予定となっていますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第65号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第66号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、報酬額5,300円と費用弁償の700円の算出根拠と、非常勤特別職の職員は一般職と比較して差があるのかとの質疑があり、執行部からは、介護保険運営委員会と同額で5,300円とさせていただきます。費用弁償もそれと同額ですとの答弁がありました。

また、各委員会の特別職の非常勤の報酬は統一かとの質疑があり、執行部からは、金額に関しては統一的な金額としているとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第66号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第67号、阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、指定居宅介護支援等の事業者で、主任支援介護専門員を管理者として置いていない事業所はあるのかとの質疑があり、執行部からは、当該事業所が全部で16事業所あり、そのうち8事業所が指定管理者を置いていないところがありますとの答弁がありました。

また、管理者として置けなかった理由について質疑があり、執行部からは、全てを把握していないが、人事異動等も考えられます。また、主任ケアマネはいるが、管理者の届出をしていないとか、そういったケースもあると答弁がありました。

次に、確保が著しく困難である等、やむを得ない理由とは何を想定しているのかとの質疑があり、執行部からは、本人の死亡や長期療養などの健康上の問題等、また、急な退職や転居等により、主任介護支援専門員を管理者としてできなくなってしまう場合を想定していますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第67号、阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に際し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号から議案第67号までの4件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案4件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第67号までの4件は原案どおり可決することに決しました。

---

議案第68号	令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第69号	令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第70号	令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第71号	令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第72号	令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2、議案第68号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号）、議案第69号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第70号、令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第71号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第72号、令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第68号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、県支出金の人口動態調査費交付金について、人口動態調査ではどういう調査をしているのかとの質疑があり、保健所へ婚姻届、出生届、死亡届、離婚届等の件数等を報告していますとの答弁がありました。

次に、調査は町にどのように役立っているのかとの質疑があり、例えば、町の総合計画を策定する際や、総合戦略における阿見町の人口ビジョン策定のため、自然増による人口の増減を基礎データとして活用していますとの答弁がありました。

次に、国勢調査とはまた別個の調査かとの質疑があり、国勢調査とは別の調査になりますと

の答弁がありました。

次に、地域安全対策費の犯対策事業委託料22万円の内容についての質疑があり、今年、来年と特定空家の調査を行っていくための調査費用4件分を計上しておりますとの答弁がありました。

次に、常備消防事業の386万9,000円の分担金について質疑があり、稲敷消防本部からの申出で、新型コロナウイルスの感染対策として、緊急隊員の活動する上での物品の購入費を計上していますとの答弁がありました。

続いて、稲敷広域の各市町村での振り分けについて質疑があり、稲敷広域管内7市町村で分賦し合うもので、分担割合については、総額2,450万円ほどのうち阿見町の負担分が386万9,000円です。基準財政需要割合や職員配置割合など、稲敷広域管内に負担金で納めるときにこの割合が決まっているので、その割合を掛けて負担分を算出していますという答弁がありました。

次に、不法投棄対策事業137万5,000円の委託料44万円、防犯カメラ設置工事93万5,000円の内容について質疑があり、監視カメラの設置箇所の測量代、6か所の測量委託料になります。カメラは6か所に設置する金額になります。そのうち6か所の場所は、吉原地内、福原地内、小池地内、竹来地内、香澄の里の工業団地地内外周、福原地内と予定しております。との答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第68号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、民生教育常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第68号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、子育て世代臨時特別給付金事業は、6月に全員分支給したのではないかとの質疑があり、執行部からは、公務員等の人事異動等による増分で、10月から来年3月までの300名分の補正ですとの答弁がありました。

次に、社会人TT配置事業、ティーム・ティーチングの配置に関して、264万8,000円のマイナス理由について質疑があり、執行部からは、君原小学校が当初複式学級にならなかったため、当初予算で配置を予定していた1人分の人件費を減額しました。また、別の1人の勤務時間も

当初予算よりも減少したので、合わせてこの減額となったとの答弁がありました。

次に、修学旅行キャンセル料等補助金110万3,000円は中学校だけの補助金かとの質疑があり、執行部からは、当初春先に予定していた中学校3校の修学旅行を秋に延期して、さらにこの秋に予定したのもキャンセルということになった。各旅行会社に企画料のみを支払うこととしたとの答弁がありました。

次に、小中学校全児童生徒に対して1人1台タブレット端末を貸与と考えているのかとの質疑があり、執行部からは、全児童生徒数と予備数を合わせて3,770台を各小中学生に貸与する予定ですとの答弁がありました。

また、タブレットに関して、特に下級生に健康の問題やネット依存の対応について質疑があり、執行部からは、GIGAスクールサポーターなどに、学習時の利用や低学年向けの健康の問題を相談していきたいとの答弁がありました。

また、来年入ってくる子供たちに対しタブレット端末はどのようにするのかとの質疑があり、執行部からは、リースにするのか、来年の新入生の時点でまた新しいものを入れるのか、それとも現在の6年生が使っているものを下ろしていくのかなど、これから検討していきますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、反対討論では、小学校低学年に関しては、対面でちゃんと相手の目を見ながら話し合うのが低学年の授業では必要と思う。この補正予算のこのGIGAスクールが入っている部分に関しては反対をいたしますとの討論があり、そのほか討論なく、討論を終結し、採決に入り、議案第68号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち民生教育常任委員会所管事項については、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第69号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第69号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第70号、令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を許しましたところ、時間外手当の金額がかなり多いので、その理由について質疑があり、執行部からは、介護保険の6人分の時間外の増額となっています。主な理由は、コロナウイルス感染症拡大防止等に関わる新たな業務増等、今年度、第8期介護保険事業計画の策定、また、新しく介護データベース運営委員会等の設立にも時間がかかるため、その分の増額ですとの答弁がありました。

また、3つの要件の中でコロナ関係の時間外が一番多いのかとの質疑があり、執行部からは、

介護サービス事業者に対する調査報告、また、アルコール消毒液やマスクの配布、また、75歳以上の単身者高齢者1,847人の方へのプレミアム付商品券の配布など、新型コロナウイルス感染症予防に関する新たな業務の増が多いとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第70号、令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第71号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第71号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、産業建設常任委員会委員長、平岡博君登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君） おはようございます。それでは、命により、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和2年9月15日、午前10時に開会し、午前10時48分まで慎重審議を行いました。出席議員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は3名でした。

初めに、議案第68号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、公共交通推進事業の内容と補助率について質疑があり、地方創生臨時交付金を活用して、公共交通事業者を支援するために、一般乗合バス2社の17系統と、一般タクシー事業者2社、福祉タクシー事業者5社に支給するものです。補助率は10分の10ですとの答弁がありました。

次に、農業用プラスチック適正処理対策事業の補正の内容と処理の状況について質疑があり、補正の内容については、今年、運搬費等が大幅に高騰したことから、県が補助要綱を改正してキロ当たり5円を負担することとしたため、その条件として市町村においてもキロ当たり5円以上の負担が必要となったことから補正したものです。

現状としては、農業用ビニールとポリエチレンに分けて年2回ずつ回収を行っており、平均すると農業用ビニールが年間1万7,267キロ程度、ポリエチレンが年間1万2,360キロ程度の回収を行っていますとの答弁がありました。

次に、商工業振興費のプレミアム付商品券事業について、限られた予算の中で、さらに補正

を組んで実施することの根拠はとの質疑があり、プレミアム付商品券事業は評判もよく、購入できなかった方もいたため、商工会からの追加販売の要望を受けて増額をしたものですとの答弁がありました。

次に、当初の事業実施での課題と今回の商品券事業はどのように改善されるのかとの質疑があり、販売方法等については、新型コロナウイルス感染防止を最優先に考え実施してきましたが、購入できない方が多かったこと、インターネットとはがきによる販売方法などで反省点があったことを踏まえて、商工会の実行委員会の中で検討していきたいとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第68号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第72号、令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、下水道事業費用の委託料の内容について質疑があり、茨城県が、霞ヶ浦湖北流域下水道の全体計画の見直しを令和2年、3年で行う予定であることから、これに合わせて阿見町でも計画の見直しを行うものです。現在の計画は令和7年度までで設定していますが、これを変更して20年くらいの期間の計画に見直しをするものです。県の計画と最終年度を合わせるよう調整していかなければならないと考えていますとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第72号、令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 私は、議案第68号、令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号）に対し反対をいたします。

まず、国庫補助金ですが、今、示しましたけども、社会保障・税番号制度システム整備補助金、いわゆるマイナンバーカードに対しての補助金があります。今、テレビなどでマイナンバーカード普及のためのマイナポイントのコマーシャルが放映されていますが、総務省が開示した資料によりますと、8月末までに、この広告代で26億7,000万円がつき込まれています。

しかし、それとは裏腹に、このカードの申込みは目標の1割余りとなっているのが現状です。

このように進まない事業に対し、国が各市町村に補助金をつぎ込むこと自体が間違っていると思います。

またですね、学校施設整備事業ですけれども、コロナが続く中で家庭と学校のオンラインによる授業が必要となっていますが、問題なのは、子供たちがタブレットを使用することにより、ネット依存症や、目などへの健康被害が出てくることではないでしょうか。

また、小学校低学年では、特に人と人との交流も必要で、そこでの豊かな学びや育ちを育むものだと思います。文科省でも、学校教育は教師から児童生徒への対面指導、児童生徒の関わり合いなどを通じて行われると言われております。

今やらなければならないことは、このようなことではなく、コロナで苦しむ国民に対し、PCR検査など手厚い助成ではないでしょうか。

よって、この法案には私は反対をいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番難波千香子君。

難波議員、ちょっと待って、マイク入ってない。難波議員、最初から。

○14番（難波千香子君） 一般会計補正予算について、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策や、町民生活に必要とされる予算であります。特に教育環境の向上に重点を置いた予算と思っております。

教育用のコンピューターリース貸与料は、町内の全小中学校の児童生徒に1人1台端末を整備するものであります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校は長期間にわたり休校になりました。災害を含む緊急時休校があっても、児童生徒の学びの機会を保障するオンライン学習の環境整備については、一層の促進を望むものであります。また、ICTの整備は、コロナ禍の備えの点からも必要不可欠なものと思います。

また、今、実際に国際社会では、自分でICTを使って情報を収集し、自分の考えを明確にし、それを誰かに伝えてディスカッションするような能力が重要であるとして、教育を段階的に進めております。そのためにもICTが認識されているところであります。

また、今回のコロナ禍におけます職員の分散勤務のための情報ネットワークの改修、ノートパソコン等の整備、また、利用者が著しく減少している公共交通事業者への運営経費の支援金事業、また、3密を避けるための実施場所の拡大に伴う放課後児童クラブの支援員の増員人件費、また、商工振興策といたしまして、町民生活を支援する追加プレミアム付商品券事業などについても、町民生活に必要な不可欠な内容と考えます。

よって、以上のことを述べまして、議案第68号につきまして、賛成討論といたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 私もですね、議案第68号、阿見町一般会計補正予算に賛成の立場から討論いたします。

反対討論者はずいぶん、2つばかり反対の理由を挙げられました。

1つはマイナンバーカードの補正に関して、マイナンバーカードの持つ問題点をですね、指摘しながら反対をされましたが、このマイナンバーカード、国が進めるですね、このマイナンバーカードによってですね、多くの便益が国民にもたらされると。で、阿見町もですね、それに沿って政策を展開しているということから考えれば、この補正にですね、反対をする理由はないと私は思います。

それからもう1つ、GIGAスクール構想、これはコロナ以前から既に行われているもので、コロナ以降、先ほど賛成、難波議員も申しましたけれども、コロナ以降ではますますこの必要性が高まっていると思います。

子供たちがですね、タブレットを配付することによってですね、目が疲れるとか、それから文字を読まないとか、そういうことで反対をされているようですけれども、確かに基本はですね、学校の教師と子供たちが向き合って教育を行うのが基本ですけれども、コロナ以降の日本の教育の在り方を考えると、このGIGAスクール部分の補正予算というのは当然のことで、これに反対する理由はないという理由から、私はこの令和2年度阿見町一般会計補正予算に賛成をいたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第68号から議案第72号までの5件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案5件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第68号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第68号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第68号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第69号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第69号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第70号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第70号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第71号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第71号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第72号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第72号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時からといたします。

午前10時44分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 
- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 議案第73号 | 令和元年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について         |
| 議案第74号 | 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 議案第75号 | 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 議案第76号 | 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第77号 | 令和元年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 議案第78号 | 令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 議案第79号 | 令和元年度阿見町水道事業会計決算の認定について          |

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、議案第73号、令和元年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第74号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号、令和元年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号、令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号、令和元年度阿見町水道事業会計決算の認定について、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において決算特別委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[決算特別委員会委員長海野隆君登壇]

○決算特別委員会委員長（海野隆君） 皆さん、こんにちは。

それでは命によりまして、決算特別委員会に付託されました議案につきまして審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和元年9月の16日、17日、18日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第73号、令和元年度阿見町一般会計歳入歳出

決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第74号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第75号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第76号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第77号、令和元年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第78号、令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第79号、令和元年度阿見町水道事業会計決算の認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 私は、まず議案第74号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第78号、令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第79号、令和元年度阿見町水道事業会計決算の認定の3点に反対をいたします。

まず、国民健康保険特別会計ですが、決算特別委員会でも質問しましたが、不納欠損額が年々増加しています。2018年度から保険料が増加されたことにより、払いたくても払えない人が増えています。特に国保の家庭は低所得者が多いと聞いております。そのような方々を救済するのが町の仕事ではないでしょうか。

よって、この決算認定に反対をいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、被保険者が年々増加する中、給付費も上がっています。日本共産党としては、もともとこの75歳からの別枠で保険を設置する後期高齢者医療保険制度には反対をしてきました。

よって、この決算認定にも反対をいたします。

次に、水道会計です。今年度は営業利益、純利益などは対前年比で見ると減少していますが、現金預金残高は対前年比10ポイントアップしています。

水道料金の引下げを求めて、決算認定にも反対をいたします。

なお最後になりますが、阿見町一般会計歳入歳出決算認定ですが、これについては、当時、この予算、私、賛成をしておりますので、この決算認定にも賛成をして、討論を終わります。以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第73号から議案第79号までの7件についての委員長報告は、原案認定であります。

本案7件は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第73号を採決いたします。

本案については委員長報告は原案認定であります。議案第73号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第74号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第74号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第74号は原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第75号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第75号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第76号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第76号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第77号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第77号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第78号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第78号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第78号は原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第79号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第79号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第79号は原案どおり認定することに決しました。

---

議案第80号 霞クリーンセンター2号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第80号、霞クリーンセンター2号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇]

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） それでは、議案第80号、霞クリーンセンター2号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、何年ぐらい寿命が延びるのかという質疑があり、今回の工事のろ布の交換は耐久性がもともと五、六年ということで、今回は定期の交換になりますとの答弁がありました。

次に、阿見町のクリーンセンターもかなり年数がたってきているが、今後の展望はどの質疑があり、霞クリーンセンター自体は、あと13から14年で寿命が来るので、それまでに広域化の検討など、課題をクリアしていきたいと思っておりますという答弁がありました。

次に、この工事は5年を目安に実施することだが、過去に何回行っているのかという質疑があり、昨年、1号炉のろ布は交換しており、その前は、平成25年に1号炉、2号炉とも交換しておりますとの答弁がありました。

続いて、そのときの工事と比べて今回の工事費をどのように評価するのかという質疑があり、昨年行った1号炉のろ布と比較して200万円ほど増額になっておりますとの答弁がありました。

次に、13から14年で寿命が来た後の広域化について、具体的に検討しているのかとの質疑があり、現在は牛久市との勉強会を行っておりますという答弁がありました。

続いて、職員間で勉強会を行っているということだが、合意はできているのかという質疑があり、合意のほうはこれからになりますという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第80号、霞クリーンセンター2号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第80号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第81号 阿見町小中学校校内通信ネットワーク整備工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第81号、阿見町小中学校校内通信ネットワーク整備工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、議案第81号、阿見町小中学校校内通信ネットワーク整備工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、屋外での授業でも、このネットワーク環境を利用することができるのかとの質疑があり、執行部からは、アクセスポイントが近く、電波が届けば使用することは可能だが、今のところ校外や校庭などで使用を考えていないとの答弁がありました。

次に、平面図に竹来中の生徒会室や本郷小の生活科室、家庭科室、あと、ほかの学校でもアクセスポイントが入っていないところがあるが、そこは整備しないのかとの質疑があり、執行部

からは、業者が現場で詳細の設計をしているわけではないので、調査の結果、施工段階でもう少し設置場所が変わるかもしれないとの答弁がありました。

次に、ランニングコストや保守点検の費用体制について質疑があり、執行部からは、それについては、またこれからGIGAスクールサポーター等業者が入ってきますので、専門業者の知恵を借りながら管理計画や整備計画を考えていきますとの答弁がありました。

次に、仕様書には、設置場所が小学校7校、中学校3校、小中合わせて10校となっているが、教育相談センターは整備の対象になっていないのかとの質疑があり、執行部からは、来年度以降の周辺機器の整備と併せて、Wi-Fi整備をする考えですとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第81号、阿見町小中学校校内通信ネットワーク整備工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第81号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案どおり可決することに決しました。

---

議案第82号 町道路線の廃止について

議案第83号 町道路線の認定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、議案第82号、町道路線の廃止について、議案第83号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業常任委員会委員長平岡博君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君） それでは、議案第82号、町道路線の廃止について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、町道1167号線の廃止と、その後の再認定について質疑があり、町道1167号線の一部である始点から途中までが開発区域にかかったことから、この部分を、開発で生まれた町道1618号線へ付け替えをするものです。そして、開発区域外の部分については、改めて同じ場所を1167号線として再認定するもので、開発区域の内外の土地を交換するような形で廃止と認定をするということになりますとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第82号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第83号、町道路線の認定について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第83号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第82号から議案第83号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第82号から議案第83号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

---

請願第2号 選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書に関する請願

○議長（久保谷充君） 次に、日程第7、請願第2号、選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書に関する請願についてを議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委

員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） それでは、請願第2号、選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書に関する請願について御報告申し上げます。

初めに、紹介議員より説明があり、その後、質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。請願第2号、選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書に関する請願については、全委員が賛成し、採択いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第2号についての委員長報告は、採択であります。

本案は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告どおり採択することに決しました。

---

請願第3号 所得税法第56条見直しを求める意見書の請願

○議長（久保谷充君） 次に日程第8、請願第3号、所得税法第56条見直しを求める意見書の請願についてを議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） それでは、請願第3号、所得税法第56条見直しを求

める意見書の請願について御報告申し上げます。

初めに、紹介議員より説明があり、その後、質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。請願第3号、所得税法第56号見直しを求める意見書の請願については、全委員が賛成し、採択いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第3号についての委員長報告は、採択であります。

本案は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長報告どおり採択することに決しました。

---

#### 意見書案第2号 選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書（案）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第9、意見書案第2号、選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

6番樋口達哉君、登壇願います。

〔6番樋口達哉君登壇〕

○6番（樋口達哉君） それでは、意見書案第2号。

意見書案は、意見書（案）の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第2号、選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和2年9月25日。

提出者、阿見町議会議員樋口達哉。

賛成者、阿見町議会議員石引大介、同じく久保谷実、同じく柴原成一、同じく川畑秀慈、同じく野口雅弘。

提案理由，別紙意見書のとおり。

意見書の提出先，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，法務大臣。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）。

1996年2月26日に，法制審議会が夫婦同姓も別姓も選べる，選択的夫婦別姓制度の導入に関する民法改正を答申してから24年が経過したが，いまだその見通しは立っていない。

最近では，2015年12月16日に，最高裁判所が，夫婦同姓規定を合憲としつつも，選択肢が設けられていないことの不合理については，国民的議論や民主主義的なプロセスにより検討されるべきであると，民法の見直しを国会に委ねたが，依然として議論が進まないままである。

別姓が法的に認められない中，改姓によるアイデンティティーの喪失やキャリアの分断を避けるため，旧姓の通称使用や事実婚を選択せざるを得ないカップルが少なくない。また，一人っ子世帯の増加した現代において，改姓により実家の姓が途絶えることを理由に結婚できないという状況も生じている。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では，選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民が反対を大きく上回ったことが明らかになった。特に，初婚のピーク年齢である30代における賛成・容認の割合は84.4%に上っている。

また，同年3月20日の衆議院法制委員会において法務省が答弁したとおり，夫婦同姓を義務づけている国は世界で日本だけとなっている。

家族の形の多様化が進む中，また，男女平等や個人の選択が尊重されるべき現代において，選択的夫婦別姓については，最高裁判決の趣旨を踏まえ，適切な法的選択肢を用意することが国会，政府の責務であると考えます。

よって，阿見町議会は，国会及び政府に対し，民法を改正し，選択的夫婦別姓制度を法制化されることを求める。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日，茨城県阿見町議会。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号については，会議規則第39条第2項の規定に

より、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除を願います。

---

#### 意見書案第3号 所得税法第56条見直しを求める意見書（案）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第10、意見書案第3号、所得税法第56条見直しを求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

6番樋口達哉君、登壇願います。

〔6番樋口達哉君登壇〕

○6番（樋口達哉君） それでは、意見書案第3号。

意見書案は、意見書（案）の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第3号、所得税法第56条見直しを求める意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和2年9月25日。

提出者、阿見町議会議員樋口達哉。

賛成者、阿見町議会議員石引大介、同じく久保谷実、同じく柴原成一、同じく川畑秀慈、同じく野口雅弘。

提案理由、別紙意見書のとおり。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣。

所得税法第56条見直しを求める意見書（案）。

零細中小事業者（自営業者）は、地域の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。その事業を営む上でなくてはならない家族従事者の働き分（自家労賃）を、所得税法第56条は、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないこととし、必要経費として認められていません。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者は86万円、家族は50万円控除されるのみで、最低賃金にも達していません。

家族従事者は、僅かなこの控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。交通事故で入院しても、補償日額が専業主婦の5,700円より低い2,300円しか認められない人もいました。

税法上は、青色申告にすれば働き分を経費にすることができますが、同じ労働に対して申告の仕方によって差をつける制度自体が矛盾しています。平成26年以降は、全ての白色申告者も記帳義務化が課され、青色と白色の差はなくなっています。

国連女性差別撤廃委員会は人格に関わる差別をやめるべきと日本政府に勧告しており、財務大臣は56条の見直しについて研究すると国会で表明しています。SDGsの中で掲げられているジェンダー平等の視点からも解決すべき問題です。アメリカ、イギリス、ドイツなど世界の主要国においては、家族労働者の働き分（自家労賃後）を必要経費と認め、家族従事者の人権、労働を正當に評価しています。

日本では、2020年3月31日現在、543自治体で所得税法第56条の見直しや廃止の意見書が採択されています。

よって、当議会は所得税法第56条の見直しを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日、茨城県阿見町議会。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第3号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第3号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除を願います。

---

意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第11、意見書案第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番吉田憲市君、登壇願います。

〔18番吉田憲市君登壇〕

○18番（吉田憲市君） それでは、意見書案第4号。

意見書（案）は、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実

に実現されるよう強く要望する。

#### 記

1つ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税，地方交付税等の一般財源総額を確保，充実すること。その際，臨時財政対策債が累積することのないよう，発行額の縮減に努めるとともに，償還財源を確保すること。

2つ、地方交付税については，引き続き，財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう，総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから，万全の減収補填措置を講じるとともに，減収補填債の対象となる税目についても，地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく，税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに，国税，地方税の政策税制については，積極的な整理合理化を図り，新設，拡充，継続に当たっては，有効性，緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に，固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり，制度の根幹を揺るがす見直しは，家屋，償却資産を含め断じて行わないこと。また，新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特別措置は，本来，国庫補助金等により対応すべきものであり，今回限りの措置として，期限の到来をもって確実に終了すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日，茨城県阿見町議会。

提出先は，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，厚生労働大臣，経済産業大臣，内閣官房長官，経済再生担当大臣，まち・ひと・しごと創生担当大臣です。

議員各位の御賛同を賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第4号については，会議規則第39条第2項の規定により，委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第4号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除を願います。

---

#### 議員提出議案第2号 阿見町議会改革等調査研究特別委員会の設置について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第12、議員提出議案第2号、阿見町議会改革等調査研究特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番吉田憲市君、登壇願います。

〔18番吉田憲市君登壇〕

○18番（吉田憲市君） それでは、議員提出議案第2号、阿見町議会改革等調査研究特別委員会の設置について、提案理由を申し上げます。

阿見町議会は、平成27年12月22日、阿見町議会基本条例、以下、基本条例と言わせていただきます、を制定し、平成28年4月1日から施行しています。

これまで、基本条例に基づいては、本会議のインターネット中継、全員協議会の公開、議会報告会の開催、タブレット端末の導入など多くの改革を行ってまいりました。

基本条例制定から5年を経過していること、制定以降の2回の選挙を経て新しい議員が誕生したことなど、基本条例制定当時から議会を取り巻く状況も、議会内部も大きく変化をしています。

そこで、この基本条例の目的の達成状況、その他、議会活動及び議員活動について、基本条例に定められている条項の見直しを行うために、阿見町議会改革等調査研究特別委員会の設置を提案するものであります。

提案者、阿見町議会議員吉田憲市。

賛成者、阿見町議会議員紙井和美，同じく川畑秀慈，同じく海野隆，同じく樋口達哉，同じく高野好央，同じく石引大介，同じく栗田敏昌，同じく落合剛，以上であります。

議員各位の賛同を賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号は，会議規則第39条第2項の規定により，委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第2号は，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって，議員提出議案第2号は原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

この際，ただいま設置されました阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員の指名及び委員長，副委員長の互選結果報告について，会議規則第22条の規定により，それぞれ追加日程第1並びに追加日程第2として日程に追加の上，直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員の指名及び委員長，副委員長の互選結果報告について，日程に追加し，議題とすることに決しました。

---

阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員の指名について

○議長（久保谷充君） 次に、追加日程第1，阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員の指名についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により指名いたします。

事務局長より朗読させます。

○議会事務局長（小倉貴一君） それでは、読み上げさせていただきます。

吉田憲市議員，紙井和美議員，川畑秀慈議員，海野隆議員，樋口達哉議員，高野好央議員，石引大介議員，栗田敏昌議員，落合剛議員，以上でございます。

○議長（久保谷充君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員は、全員協議会室において、委員長，副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は、阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員長，副委員長が決まり次第再開といたします。

午前11時58分休憩

---

午後 0時03分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告

○議長（久保谷充君） 次に、追加日程第2，阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を行います。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（小倉貴一君） それでは、御報告いたします。

阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員長に吉田憲市議員，同じく副委員長に紙井和美議員，以上でございます。

○議長（久保谷充君） 以上で、阿見町議会改革等調査研究特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

---

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第13、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

閉会の宣告

○議長（久保谷充君） これで本定例会に予定された日程は全て終了いたしました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここに全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長をはじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、令和2年第3回阿見町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後 0時06分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 充

署 名 員 柴 原 成 一

署 名 員 久保谷 実

## 参 考 资 料

## 令和2年第3回定例会 議案付託表

総務常任委員会	<p>議案第64号</p> <p>議案第68号</p> <p>議案第80号</p> <p>請願第2号</p> <p>請願第3号</p>	<p>阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について</p> <p>令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 総務常任委員会所管事項</p> <p>霞クリーンセンター2号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約について</p> <p>選択的夫婦別姓制度の法律化を求める意見書に関する請願</p> <p>所得税法第56条見直しを求める意見書の請願</p>
民生教育 常任委員会	<p>議案第65号</p> <p>議案第66号</p> <p>議案第67号</p> <p>議案第68号</p> <p>議案第69号</p> <p>議案第70号</p> <p>議案第71号</p> <p>議案第81号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について</p> <p>令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 民生教育常任委員会所管事項</p> <p>令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>令和2年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）</p> <p>阿見町小中学校校内通信ネットワーク整備工事請負契約について</p>
産業建設 常任委員会	<p>議案第68号</p> <p>議案第72号</p> <p>議案第82号</p> <p>議案第83号</p>	<p>令和2年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 産業建設常任委員会所管事項</p> <p>令和2年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）</p> <p>町道路線の廃止について</p> <p>町道路線の認定について</p>

決算特別委員会	議案第73号	令和元年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第74号	令和元年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第75号	令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第76号	令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第77号	令和元年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第78号	令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第79号	令和元年度阿見町水道事業会計決算の認定について

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

令和2年6月～令和2年9月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	7月22日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年第3回臨時会議事日程等について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	9月1日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年第3回定例会会期日程等について</li> <li>・ その他</li> </ul>
民生教育 常任委員会	7月10日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・ その他</li> </ul>
産業建設 常任委員会	7月27日	茨城県常陸太 田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常陸太田市東部土地区画整理事業視察</li> <li>・ 土地区画整理事業の経緯について</li> <li>・ 業務代行方式を採用した理由について</li> </ul>
議会報告 運営委員会	8月17日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4回議会報告会について</li> <li>・ その他</li> </ul>
議会だより 編集委員会	7月1日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会だより第165号の発行について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	7月15日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会だより第165号の発行について</li> <li>・ その他</li> </ul>

議会 I C T 推進委員会	6月24日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Web会議の開催方法について</li> <li>・その他</li> </ul>
全員協議会	7月15日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度予算要望の取りまとめについて</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策2次要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
	7月30日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について</li> <li>・その他</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンアプリを利用した電子決済収納の導入について</li> <li>・生活保護変更通知書の誤送付について</li> <li>・町有地にある戦没者慰霊碑の移動について</li> <li>・町営住宅使用料の誤請求について</li> <li>・学校再編計画について</li> <li>・（仮称）実穀地区公民館の整備スケジュールについて</li> <li>・令和3年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
8月17日	議会議場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町立学校再編計画について</li> <li>・飯倉地内排水路改修工事の状況等について</li> <li>・その他</li> </ul>	

全 員 協 議 会	8月31日	議会議場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等について</li> <li>・霞クリーンセンター2号ろ過式集塵器ろ布他更新工事について</li> <li>・民間保育所整備について</li> <li>・第2回阿見町プレミアム付商品券事業について</li> <li>・公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の令和元年度打ち切り決算に係る説明について</li> <li>・金属探知機及び野菜洗浄機の稼働状況の報告について</li> <li>・地区公民館の整備状況について</li> <li>・町立小中学校G I G Aスクール構想について</li> <li>・町立小中学校校内通信ネットワーク整備工事について</li> <li>・阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて</li> <li>・その他</li> </ul>
-----------	-------	------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	6月23日	<p>令和2年第3回全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止に関する取り組みについて</li> <li>・龍の郷・クリーンセンター基幹的設備改良工事（第2期）の進捗状況について</li> <li>・稲敷・龍ヶ崎地方3組合の統合（複合化）に向けた取り組みについて</li> <li>・令和元年度龍ヶ崎地方衛生組合の課題に対する取り組み及び令和2年度龍ヶ崎地方衛生組合の課題について</li> </ul>		川畑秀慈 海野 隆
茨城県後期高齢者医療広域連合会	8月20日	<p>令和2年第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）</li> <li>・令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合茨城県後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</li> <li>・訴訟上の和解について</li> <li>・令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入</li> </ul>	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案認定</p>	久保谷充

茨城県後期高齢者医療広域連合会	8月20日	歳出決算の認定について ・専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）	原案可決	久保谷充
稲敷地方広域市町村圏事務組合	8月19日	全員協議会 ・新型コロナウイルスに伴う救急搬送状況について ・消防救急資器材等の購入について		紙井和美 永井義一

請 願 文 書 表

令和2年第3回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 出所 者氏 者名	紹氏 介議 員名	議決 結果
2	令和 2年 8月 6日	<p>1. 件 名 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する請願書</p> <p>2. 主 旨 1996年2月26日に法制審議会が夫婦同姓も別姓も選べる「選択的夫婦別姓制度」の導入に関する民法改正を答申してから24年が経過しましたが、いまだその見通しは立っておりません。最近では2015年12月16日に、最高裁判所が夫婦同姓規定を合憲とした一方で、「選択肢が設けられていないことの不合理」については「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると、「民法の見直し」を「国会に」委ねましたが、やはり議論は進まないままです。</p> <p>別姓が法的に認められない中、改姓によるアイデンティティの喪失やキャリアの分断を避けるため、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択せざるを得ないカップルは少なくありません。阿見町においても、共働き家庭はもちろん医師等の資格職者や研究者なども多く、資格免許の名義や婚姻前のキャリアの保持のために選択的夫婦別姓制度が求められていることは間違いありません。また一人っ子世帯が増加した現代においては、改姓により「実家の姓が途絶える」ことを理由に結婚できないという状況も生じています。2019年11月5日より住民票やマイナンバーカード等への旧姓併記が開始されましたが、それでは実質的な不利益は解消されません。</p> <p>2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に「賛成・容認」と答えた国民が反対を大きく上回ったことが明らかになりました。特に初婚のピーク年齢である30代における賛成・容認の割合は、84.4%にのびります。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において法務省が答弁したとおり、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけとなっています。</p> <p>家族のかたちの多様化が進む中、選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することが国会及び政府の責務です。阿見町議会として</p>	茨城 県牛 久市 田宮 町 531 ・ 75  小泉 祐里 ・田 中 浩	難波 千香 子	

2	<p>も、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を提出してください。</p> <p>上記のとおりお願いいたします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1 国の関係機関へ、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を、阿見町議会として提出してください。</p>			
---	---	--	--	--

整理番号	受年月理日	件名および要旨	提出者住所氏名	紹介議員名	議決結果
3	令和2年8月31日	<p>1. 件名 所得税法第56条見直しを求める意見書の請願書</p> <p>2. 主旨 私たち零細中小業者（自営業者）は地域の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。 その事業を営む上でなくてはならない家族従業者の「働き分」（自家労賃）を「所得税法第56条」は「事業主の配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」とし、必要経費として認められていません。 家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者は86万円、家族は50万円控除されるのみで最低賃金にも達していません。家族従業者はわずかなこの控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。交通事故で入院しても保障日額が専業主婦の5,700円より低い、2,300円しか認められない人もいました。 税法上は「青色申告」にすれば「働き分」を経費にすることができますが、同じ労働に対して申告の仕方によって差をつける制度自体が矛盾しています。 平成26年以降はすべての白色申告者も「記帳義務化」が課され、青色と白色の差はなくなっています。 「国連女性差別撤廃委員会」は「人格にかかわる差別はやめるべき」と日本政府に勧告しており、財務大臣は「56条の見直しについて研究する」と国会で表明しています。 SDGsの中で掲げられているジェンダー平等の視点からも解決すべき問題です。 アメリカ・イギリス・ドイツなど世界の主要国においては、家族労働者の「働き分」（自家労賃）を必要経費として認め、家族従業者の人権・労働を正當に評価しています。 日本では543自治体（2020.3.31現）で「所得税法第56条」の見直しや廃止の意見書が採択されています。茨城県では「つくばみらい市」「石岡市」「土浦市」「つくば市」で採択されています。 ぜひ、阿見町議会においても、皆様のご理解とご協力をいただき「所得税法第56条」を見直し家族従業者への「働き分」（自家労賃）を認め、その支払い分を必要経費に算入できるよう、国に「意見書」を上げていただきますようお願いいたします。</p>	茨城県つくば市上ノ室2118-6 土浦民主商工会婦人部協議会 部長 坂上 ひとみ	永井 義一・栗田 敏昌	

3		(請願事項) 1 所得税法第56条の見直しを求める意見書を国に提出していただくこと。			
---	--	---	--	--	--